

令和 7 年第 2 回定例会

(6 月 5 日招集)

# 山都町議会会議録

## 令和7年6月第2回山都町議会定例会会議録目次

### ○6月5日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 行政報告	2
日程第5 提案理由説明	3
日程第6 報告第1号 令和6年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	5
日程第7 報告第2号 令和6年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について	7
日程第8 報告第3号 令和6年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について	8
日程第9 報告第4号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	10
日程第10 報告第5号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	12
日程第11 報告第6号 有限会社「清和資源」の経営状況について	15
散会	17

### ○6月10日（第2号）

出席議員	18
欠席議員	18
説明のため出席した者の職氏名	18
職務のため出席した事務局職員	19
開議	19
日程第1 一般質問	19
4番 西田由未子議員	19
3番 眞原 誠議員	32
10番 吉川美加議員	47
8番 藤川多美議員	64
散会	75

### ○6月11日（第3号）

出席議員	76
------	----

欠席議員	76
説明のため出席した者の職氏名	76
職務のため出席した事務局職員	77
開議	77
日程第1 一般質問	77
2番 坂本幸誠議員	77
日程第2 議案第58号 専決処分事項（令和6年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めるについて	91
日程第3 議案第59号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めるについて	96
日程第4 議案第60号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めるについて	100
日程第5 議案第61号 山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について	101
日程第6 議案第62号 山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について	103
日程第7 議案第63号 山都町空家等対策の推進に関する条例の制定について	107
散会	109

## ○6月12日（第4号）

出席議員	110
欠席議員	110
説明のため出席した者の職氏名	111
職務のため出席した事務局職員	111
開議	111
日程第1 議案第64号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第1号）について	111
日程第2 議案第65号 令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	118
日程第3 議案第66号 令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	120
日程第4 議案第67号 令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	122
日程第5 議案第68号 町有の組合委託林立木の処分について	124
日程第6 議案第69号 財産の取得について（山都町リモート窓口システム導入）	127
日程第7 議案第70号 工事請負契約の締結について（通潤橋屋外通路新築工事）	130
日程第8 議案第71号 工事請負契約の締結について（通潤橋らせん階段新設工事）	137
日程第9 議案第72号 工事請負契約の締結について（通潤橋飲食施設新築工事）	139
日程第10 議案第73号 工事請負契約の締結について（五老ヶ滝川河川災害関連復旧工事）	145
日程第11 議案第74号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド	

整備工事（第二期）	147
日程第12 議案第75号 山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について	151
日程第13 諒問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	152
日程第14 諒問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	152
日程第15 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	153
閉会	154

6 月 5 日 (木曜日)

## 令和7年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和7年6月5日午前10時0分招集
2. 令和7年6月5日午前10時05分開会
3. 令和7年6月5日午前11時12分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 提案理由説明

日程第6 報告第1号 令和6年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第7 報告第2号 令和6年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について

日程第8 報告第3号 令和6年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について

日程第9 報告第4号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について

日程第10 報告第5号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について

日程第11 報告第6号 有限会社「清和資源」の経営状況について

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	副 町 長	坂 本 浩
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	工 藤 博 人
清 和 支 所 長	西 田 法 生	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治
会 計 管 理 者	嶋 田 浩 幸	企 画 政 策 課 長	北 貴 友
税 务 住 民 課 長	玉 目 知 穂	健 康 ほけん課 長	長 崎 早 智

福祉課長	高野 隆也	環境水道課長	有働 賴貴
農林振興課長	松本文孝	建設課長	西 賢
山の都創造課長	菊地 勝也	商工観光課長	山下 公司
学校教育課長	鈴木 保幸	生涯学習課長	平岡 哲也
そよう病院事務長	枝尾 博文	監査委員	橋本 由紀夫

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高橋 尚孝 外2名

---

開会・開議 午前10時05分

○議長（藤澤和生君） ただいまから令和7年第2回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に、11番、後藤壽廣君、12番、工藤文範君を指名します。

---

### 日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月13日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月13日までの9日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤和生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（藤澤和生君） 日程第4、行政報告の申出があつております。

これを許します。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） おはようございます。小峰クリーンセンターの利活用方針について説明します。

従来の方針は、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、小峰クリーンセンターを含む、現クリーンセンター等の各運営組合は解散し、広域連合に統合することで協議が進んでおりましたが、協議会が解散していることや、本年度から熊本市へ可燃ごみの焼却委託が始まり、中間処理施設として運営していることなど、状況が変わっております。

また、御船町に建設予定の上益城5町による廃棄物処理施設については、株式会社シムファイブスが進める環境アセスメントの手続として、今年夏頃に準備書の公表が予定されています。そこで、本町として、新施設供用開始後における小峰クリーンセンターの利活用方針を検討する必要があります。

新施設供用開始後の現施設の利活用方針。

新施設供用開始後も当面の間は、資源物、不燃物、粗大ごみの中間処理、また直接持ち込むごみの受入れを現施設を利活用して継続します。

当面の間、現施設で処理を継続する目的・理由ですが、住民等が直接持ち込むごみの現施設への受入れ等の住民サービスを維持するため、資源物等を処理する現在の中間処理施設の継続利用が可能であることから、現施設での中間処理を継続する。

当面の間、現施設で処理を継続することによる効果ですが、現施設の利用を継続することで、新施設供用開始直後の周辺の交通量の急増を抑制することができ、周辺住民への配慮につながる。ちなみに、現在行われている環境アセスメントでの想定交通量は、この方針には関係なく計画最大の交通量で行っているため変更はありません。

以上、報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） これで行政報告が終わりました。

---

## 日程第5 提案理由説明

○議長（藤澤和生君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 令和7年第2回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

うららかな春の兆しもあつという間に通り過ぎ、今年も梅雨の時期を迎えようとしています。5月中旬、九州南部地方が沖縄地方や奄美地方に先んじて梅雨入りし、その後、前線の影響か、場所によっては5月中旬に猛暑日が発生するなど、農林業を基幹産業とする山都町において、農作物の生育に大きな影響を与える気象の変化に、今期も一喜一憂することになりはしないかと危惧しています。

天候は私たちでどうすることもできませんが、町民の皆様には、気象庁が発表する気象予報など十分に情報収集いただき、できる範囲での対策をお願いいたします。町としても、災害が想定

される事象に対しましては、町民の皆様に大きな被害が生じないよう、適宜、様々な周知を行いますので、併せて気に留めていただければと思います。

さて、防災の話題としまして、4月に山都町消防団の皆様に辞令交付などを行い、本田団長をトップとする新体制となりました。団員数は、昨年度から58名の減となる394名での体制となりました。大きな減少幅に危機感を覚えたところであり、様々な場面で活躍いただく身近な消防団員の減少は、町民の皆様の安心・安全な生活にも影響を与えるものと危惧しています。町としても、団員減少の問題を喫緊の課題と捉え、消防団と連携しながら、対応策を検討してまいります。

町民の皆様におかれましても、消防団の即応が難しくなりつつあることを念頭に置かれ、火の取扱いには十分注意いただくとともに、さらなる防火対策に努めていただきますようお願ひいたします。各自主防災組織においても、単に自然災害への対応にとどまらず、地域住民の財産や生活にも大きな影響を及ぼす火災にも十分な関心を払われ、地域全体で予防消防に取り組んでいただければと思います。

次に、国の取組の一つである地方応援隊について御紹介します。

これは、中山間地域などをはじめとする農村の振興を担当する農林水産省農村振興局と国土交通省国土政策局が連携して、条件不利地域の小規模市町村に対し、志願した国の若手職員を割り当て、当該市町村の職員などと連携しながら、市町村が抱える課題の解決を支援しようとするものです。

本年3月に、この支援策の情報を得まして、本町における地域課題である有害鳥獣対策及び住環境の整備に関する支援を期待し、申込みを行ったところ、山都町が活動対象自治体として承認される旨の連絡をいただきました。

そこで、先般、上京した折、農水省及び国交省の関係局を表敬訪問させていただき、本町の現状や課題、この支援に期待するところなどを申し上げ、情報共有を図ってまいりました。具体的な支援内容については現時点で未定であり、今後調整されていくものと察しますが、関係部署及び関係機関などとの連携に努め、より効果的な支援を期待したいと思います。

支援期間は今年度から来年度までの2年間です。

このほか、主な出来事などは、広報やまとに紹介していますので、ぜひ御覧ください。

次に、今定例会に提出しております議案につきまして、概要を説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、報告6件、専決処分事項3件、条例3件、補正予算4件、その他3件の合計19件です。

報告6件のうち3件は令和6年度予算の繰越計算書について、3件は出資法人の経営状況について、それぞれ報告するものです。

専決処分事項3件は地方自治法の規定に基づき専決処分を行ったので、その報告並びにその承認を求めるものです。

条例3件のうち2件はそれぞれ必要な条例の一部を改正するもの、1件は新たに条例を制定するものです。

補正予算4件は令和7年度の一般会計及び特別会計並びに事業会計に関するものです。

その他3件のうち1件は町有の組合委託林立木を処分するもの、2件は人権擁護委員の候補の推薦について意見を求めるものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願いいいたします。

○議長（藤澤和生君） 提案理由の説明が終わりました。

---

#### 日程第6 報告第1号 令和6年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、報告第1号「令和6年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。それでは説明いたします。

報告第1号、令和6年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出、山都町長。

それでは、3ページ目を御覧ください。

令和6年度の第7号及び第8号補正予算において、設定、追加及び変更を行いました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、実際に令和7年度に繰り越した金額について報告を行うものです。

2款総務費につきまして、光ケーブル支障移転事業は、大川大矢線道路改良工事に伴い、光ケーブル移設が生じ、その電柱移転に時間を要するものです。

住民税非課税世帯及び子ども加算に係る物価高騰重点支援給付金事業は、システム改修、通知に期間を要するものです。

戸籍住民登録事業は、関連機器の調達に時間を要するものです。

以上4件、1億545万2,000円です。

3款民生費につきまして、障害福祉サービス事業は、報酬改定関連システム改修について、令和6年度改修分に加え、追加して改修を行う必要が生じたため、時間を要するものです。

4款衛生費につきまして、自家消費型再エネ導入事業は、複数年度での事業実施が可能であることから、執行残を繰り越して事業を実施するものです。

塵芥処理施設改修事業は、小峰クリーンセンターを稼働させながらの施工であったため、進捗に遅れが生じ、年度内完了が見込めなくなったことによるものです。

一般廃棄物（し尿等）収集運搬支援事業は、収集運搬業者に対する車両購入補助を行うに当たり、車両が特殊であることから納入が年度内に見込めず、年度内の補助ができなくなったことによるものです。

以上3件、1億184万円です。

5款農林水産業費につきまして、土地改良施設突発事故復旧事業は、樺山土地改良区の送水ポンプ電動機修繕工事において、部品等の資材の入手に不測の日数を要したことによるものです。

大矢野原演習場周辺障害防止事業は、支障木撤去に不測の日数を要したことによるものです。

単独土地改良事業は、馬見原地区山の下土地改良区の揚水ポンプ取替工事において、部品等の資材の入手に不測の日数を要したことによるものです。

地籍調査事業は、国の令和6年度補正予算の交付決定があった事業について、年度内完了が見込めないことによるものです。

治山事業は、高月高尾前治山工事において、労務者の手配調整に不測の日数を要し、柚木脇ノ追治山工事において、施工箇所にある被災倉庫の撤去に不測の日数を要したことによるものです。

地方創生道整備推進交付金事業は、林道久留見尾線舗装工事において、資材運搬路となる町道久留見尾鍛治床線の道路改良工事が重なり、資材等の運搬に不測の日数を要したことによるものです。

以上6件、1億7,156万円です。

6款商工費につきまして、通潤橋周辺施設整備事業は、建築詳細設計での条件変更が生じ、工事の適正工期が確保できなくなったことによるものです。

7款土木費につきまして、道路維持事業は、長谷花立線、田所線道路維持工事において、適正工期が確保できず、すもぐり線道路維持工事において、電柱移転に時間を見要したことによるものです。

公共施設等適正管理推進事業債事業は、下市畠線舗装更新工事1工区、2工区において、町水道との協議に時間を要したことによるものです。

地方創生道整備推進交付金事業は、長谷埋立線、小星線、原尾野貸上線において、耕作期に影響のない時期の発注となり、年度内完了が見込めず、また、大川大矢線において、電柱移転に時間を要したことによるものです。

次のページをお願いします。

大矢野原演習場周辺民生安定事業は、舗装工事における国庫補助配分が令和7年度となつたため、事業に要する一般財源を繰り越して実施するものです。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業は、久留見尾鍛治床線の道路改良において、交通規制に関する地元調整に不測の日数を要したことによるものです。

社会资本整備総合交付金事業は、椎原1号線の線形決定において、地元及び地権者との協議に不測の日数を要したことによるものです。

自然災害防止事業は、岩層のり面の一部崩壊に伴う復旧計画、設計に不測の日数を要したことによるものです。

道路メンテナンス事業は、国費内定額の大幅な減額に伴い、事業調整等の手続に時間を見要したことによるものです。

再編関連訓練移転等交付金事業は、久留見尾鍛治床線の道路改良において、交通規制に関する

地元調整に不測の日数を要したことによるものです。

河川等災害関連事業は、国との変更設計等協議や用地買収等を実施する必要が生じたことにより、不測の日数を要したことによるものです。

住宅長寿命化改修事業は、小原B団地改修工事において、資材の入手に不測の日数を要し、下町団地ほか集約化解体工事において、解体住宅間の調整に不測の日程を要し、南田団地新築工事において、国の令和6年度補正予算の交付決定を受けた事業であり、年度内完了が見込めないことによるものです。

以上、11件、4億8,345万5,000円です。

9款教育費につきまして、中央グラウンド周辺整備事業は、各工事の受注額が高額となつていることから、適正工期が確保できないことによるものです。

10款災害復旧費につきまして、農業施設、林業施設、公共土木施設災害復旧事業に係る現年度分及び過年度分6件、38億8,377万円です。

以上、全33件、54億8,280万6,000円です。

以上、報告いたします。

○議長（藤澤和生君） 報告第1号の報告が終わりました。

よつて、報告第1号「令和6年度山都町一般会計繰越し明許費繰越し計算書について」は、報告済みといたします。

---

#### 日程第7 報告第2号 令和6年度山都町一般会計事故繰越し繰越し計算書について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、報告第2号「令和6年度山都町一般会計事故繰越し繰越し計算書について」報告を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明いたします。

報告第2号、令和6年度山都町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和6年度山都町一般会計事故繰越し繰越し計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出、山都町長。

事故繰越しは、地方自治法第220条第3項の規定に基づきまして、歳出予算経費の金額のうち、年度内に支出負担行為、原則として契約を結んでいる分となります。避けがたい理由によりまして令和6年度内に支出が終わらなかつた分を、翌年度、つまり令和7年度に繰り越した金額について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告を行うものとなります。

最後のページを御覧ください。

表の左から4列目、支出負担行為額から、その右の列、支出済額を差し引いた金額が、表の右の列の翌年度繰越し額となります。

5款農林水産業費につきまして、熊本県林業・木材生産性強化対策事業は、阿蘇森林組合蘇陽加工所施設整備補助金です。

10款災害復旧費につきまして、農業施設及び公共土木施設災害復旧事業に係る現年度分と過年度分、合わせて3事業です。

表の合計欄を御覧ください。

支出負担行為額合計18億8,288万6,371円から支出済額9億139万8,470円を差し引きまして、9億8,148万7,901円を令和7年度に繰り越すものです。繰越しに至った原因につきましては、表の右端の説明欄に記載をしております。

以上、報告いたします。

○議長（藤澤和生君） 報告第2号の報告が終わりました。

よって、報告第2号「令和6年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」は、報告済みといたします。

---

#### 日程第8 報告第3号 令和6年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、報告第3号「令和6年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について」報告を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、報告第3号、令和6年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度山都町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出、山都町長。

次のページを御覧ください。

令和6年度山都町水道事業会計予算繰越計算書です。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名、令和6年度国庫補助事業施行管理業務委託、予算計上額198万円、支払義務発生額ゼロ円です。翌年度繰越額198万円。左の財源内訳は、損益勘定留保資金198万円でございます。本事業は、令和6年度国庫補助事業工事を繰越工事としたことにより、併せて施工管理業務委託を繰り越すものです。

事業名、旧簡水東竹原地区猿丸配水池築造工事、予算計上額3,428万2,000円、支払義務発生額1,171万円、翌年度繰越額2,257万2,000円の水道施設等更新工事であります。財源内訳は、企業債1,050万円、国庫補助金702万8,000円、損益勘定留保資金504万4,000円でございます。本事業は、工事用道路及び作業ヤードとして借地する用地地権者の要望により、工事開始時期が遅れたことから繰り越すものです。

事業名、旧簡水菅尾地区今村送水ポンプ場管理棟建設工事、予算計上額1,647万3,000円、支払義務発生額508万円、翌年度繰越額1,139万3,000円の水道施設等更新工事であります。左の財源内訳は、企業債490万円、国庫補助金269万7,000円で、損益勘定留保資金379万6,000円でございます。本施工箇所については、施設設備工事との施工調整もあり、年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。

事業名、旧簡水今村送水ポンプ場施設整備工事、予算計上額8,453万円、支払義務発生額3,180万円、翌年度繰越額5,273万円の水道施設等更新工事であります。左の財源内訳は、企業債3,290万円、国庫補助金1,746万8,000円、損益勘定留保資金236万2,000円でございます。本工事を施工するに当たり、工事製品の納期が遅延することから繰り越すものです。

事業名、旧簡水今村送水ポンプ場施設建築工事、予算計上額5,546万3,000円、支払義務発生額2,000万円、翌年度繰越額3,546万3,000円の水道施設等更新工事であります。財源内訳は、企業債1,890万円、国庫補助金1,093万4,000円、損益勘定留保資金562万9,000円でございます。

（「課長、内訳はよかよ。もう見りや分かつとだけん」と呼ぶ者あり）

分かりました。では、報告の内容ですが、どう……。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、課長に任せます。

（「説明してください、きちっと」と呼ぶ者あり）

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、今意見がありましたので、財源内訳については御覧のとおりということで、事業名と理由と金額を述べさせていただきます。

旧簡水今村送水ポンプ場施設建築工事についてですが、本施工箇所について、先ほどの施設整備工事との施工調整が必要になりまして、年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。繰越金額につきましては3,546万3,000円です。

事業名、旧簡水菅尾地区水道管更新工事、予算額は4,892万3,000円、支払義務額が1,756万円で、繰越額のほうが3,136万3,000円です。理由につきましては、本工事を施工するに当たり、同時に埋設すべき電気ケーブルの納期が遅延することから繰り越すものです。

事業名、町道久留見尾鍛冶床線道路改良工事に伴う水道管布設替工事、予算計上額1,181万2,000円、支払義務発生額3,920万円、繰越額789万2,000円です。繰越し理由は、本事業は町道改良に伴う工事で、道路改良工事の年度内完了が見込めないことから、補償工事である本工事も繰り越すものです。

事業名、町道下市畑線水道管布設替工事、予算計上額4,108万円、繰越額4,108万円の水道管布設替工事です。本工事の繰越し理由ですが、工事箇所が浜町地内であり、地元との施工調整や道路利用者への安全配慮等もあり予定より日数を要することから繰り越すものです。

事業名、町道原尾野貸上線道路改良工事に伴う水道管布設替工事、予算計上額88万円、翌年度繰越額88万円の水道管布設替工事です。繰越し理由は、本事業は町道改良に伴う工事で、改良工事の年度内完了が見込めないことから、補償工事である本工事も繰り越すものです。

事業名、金内橋配水管災害復旧工事、予算計上額792万円、翌年度繰越額792万円。本事業は、令和5年度崩落した金内橋に転架する配水管の災害復旧工事で、転架する熊本県発注の橋梁災害復旧工事が来年度まで期間を要することから、併せて本工事も繰り越すものです。

以上10件、2億1,327万3,000円を繰り越すものです。

以上、報告いたします。

○議長（藤澤和生君） 報告第3号の報告が終わりました。

よって、報告第3号「令和6年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について」は、報告済み

とします。

---

#### 日程第9 報告第4号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について

○議長（藤澤和生君）　日程第9、報告第4号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」報告を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君）　それでは、御説明いたします。

報告第4号、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の5第1項に定める書類を添付し報告する。

令和7年6月5日提出、山都町長。

まちづくりやべにつきましては、平成13年8月に設立され、中心市街地活性化事業のほか、人材派遣事業、地籍調査事業、やまと文化の森の管理運営、移住すまいるセンター運営事業、光通信事業及び携帯電話の営業、販売、アフターサービスなどの通信事業、また、ドローンによる農薬散布事業などにも取り組まれているところでございます。

資本金につきましては2,000万円で、株式が400株となっているところです。株式の内訳としまして、町が200株1,000万円、個人出資分が161株805万円、自社株39株195万円で構成されているというところでございます。株主総数は91人というふうになっているところです。

令和6年度の経営状況の説明に入ります。

1ページを御覧ください。役員構成が記載されています。役員は取締役5名と監査役2名となっております。

2ページを御覧ください。事業部ごとの社員数が記載されております。全社員数42名となっているところです。会議の開催状況は、株主総会が2回、役員会が6回開催されているところです。

3ページを御覧ください。業務状況報告です。事業部門ごとの事業内容、受注額、受注原価等が記載されているところです。

まず、人材派遣事業部です。町立保育園5園へ派遣社員13名、ケアマネジャー4名、そよう病院に10名、浜美荘2名と派遣契約し、その労務管理が行われているところです。

収支につきましては、受注額1億312万5,000円から受注原価9,589万円を差し引いた粗利が723万5,000円となっているところです。

次に、地籍調査事業部です。矢部地区御所の一部の一筆地調査、川野、麻山、田所、成君の閲覧業務を実施しております。

収支につきまして、受注額6,751万円から受注原価3,573万円を差し引いた粗利が3,178万円となっているところです。

次に、企画事業部です。中心市街地の活性化事業を主に担当し、食事処「よこまち」の運営委託事業、そよう病院の清掃事業、移住すまいるセンター運営事業、旧地域しごと支援事業というふうに呼んでおります。やまと文化の森の管理運営、中心市街地活性化協議会事務局、イベント

備品貸出事業など幅広く取り組まれているところでございます。

収支につきましては、受注額2,355万5,000円から受注原価3,334万円を差し引いた粗利がマイナスの978万5,000円となっているところです。

次に、通信事業部です。町内外の光通信及び携帯電話の営業、販売、アフターサービス、また、ドローンにより農薬散布事業を実施されているというところでございます。

収支につきましては、受注額6,099万8,000円から受注原価5,675万円を差し引いた粗利が424万8,000円となっております。

4ページを御覧ください。貸借対照表となっております。

左側の資産の部から申し上げます。

流動資産が当座資金、棚卸資産、そのほかの流動資産を合わせまして8,753万8,601円。固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資等を合わせまして1,356万2,680円となっております。資産合計が1億110万1,281円となっているところです。

次に、右側の負債の部を御覧ください。

流動負債が未払金、預り金、未払消費税などを含めまして1,084万8,924円となります。固定負債の30万円を加えまして、負債合計1,114万8,924円となっているところです。

次に、純資産の部となります。

資本金、利益準備金、繰越利益剰余金などを含めまして、純資産合計8,995万2,357円となりまして、負債・純資産合計が1億110万1,281円という結果になっているところでございます。

5ページを御覧ください。損益計算書になります。

売上高につきまして、補助金収入、派遣事業収入、企画事業収入、地籍事業収入、通信事業収入、家賃収入の合計が2億5,518万8,918円となっているところでございます。

次に、売上原価の欄を御覧ください。

期首貯蔵品棚卸高、材料費、業務委託費、事務委託費、商品仕入高、派遣給料手当、派遣法定福利費、期末貯蔵品棚卸高の合計が1億5,317万4,207円となっております。売上高から売上原価を差し引いた売上総利益が1億201万4,711円となるところでございます。

次に、販売一般管理費を御覧ください。

詳細は記載のとおりですが、人件費、事務・消耗品費、地代家賃、販売促進費、イベント費などの合計となります。9,529万4,668円となっているところでございます。

売上総利益から販売一般管理費を差し引いた営業利益が672万43円となっているところでございます。

営業利益に営業外収益22万9,242円を加えまして、営業外費用38万3,804円を差し引いた経常利益が656万5,481円となり、法人税、県民税、事業税、法人町民税などを合わせました法人税等充当額120万7,700円を差し引いた当期純利益が535万7,781円なるものでございます。

6ページを御覧ください。株主資本等変動計算書となります。

利益剰余金の繰越利益剰余金の欄を御覧ください。前期末残高の6,624万7,076円に当期利益の535万7,781円を加えまして、株主配当、利益準備金を差し引いた当期末残高が7,060万2,357円と

なっているものでございます。この数字につきましては、4ページの貸借対照表、純資産の部の繰越利益剰余金の欄の金額となるものでございます。

以上、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） 報告第4号の報告が終わりました。

よって、報告第4号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」は、報告済みとします。

---

#### 日程第10 報告第5号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、報告第5号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」報告を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、御説明いたします。

報告第5号、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の5第1項に定める書類を添付し報告する。

令和7年6月5日提出、山都町長。

清和文楽の里協会につきましては、平成9年4月に財団法人として設立され、清和地域に存在する貴重な伝統芸能清和文楽の保存、伝承や食文化などの振興、また、自然景観を活用することで都市と農村の地域間交流を図るなど、豊かで快適な生活がある農村文化邑を創造するといった設立目的を達成するため、積極的な取組が行われているところでございます。

昨年度は、令和4年11月に熊本県立劇場で上演し好評を博したONE PIECEと人形浄瑠璃清和文楽のコラボレーションによる「超馴鹿（チョッパー）船出冬桜」を清和文楽館の舞台に併せてリメイクをし、定期公演を始められたところでございます。

それでは、令和6年度の経営状況の説明に入ります。

2ページを御覧ください。⑤役員等に関する事項ですが、理事3名、評議員7名、幹事2名となっています。

次に、職員に関する事項です。職員は8名、このほか2名重複される方がございますが、臨時職員14名と、清和文楽人形芝居保存会が10名というふうになっているところでございます。

4ページを御覧ください。管理施設の概要と法人会議の経過としまして、理事会、評議員会、監査の開催状況が記載されているところでございます。

5ページを御覧ください。利用者数の状況です。令和6年度は、文楽館、天文台、物産館を合わせまして12万7,985人の利用がござっております。前年比2,693人の減少となっているところでございます。

各施設の事業報告の詳細につきましては、6ページから15ページにかけて記載しておりますが、その中から概要を説明させていただきたいというふうに思います。

それでは、6ページを御覧ください。清和文楽館でございます。

伝承事業といたしまして、定期公演、予約公演、特別公演、合わせて176回の公演が実施されているところでございます。新作ONE PIECEを定期公演に加えまして、ONE PIECEにつきましては28回の公演が行われたというところでございます。

また、定期公演のほか、阿蘇くまもと空港そらよか広場において人形展示を行うとともに、新作や清和文楽の認知度向上並びに新たなファン層獲得のため、SNSを活用した清和文楽の魅力を発信されているというところでございます。あわせて、熊本県の協力をいただきまして、新春ONE PIECE公演時に無料シャトルバスを運行していただくなど、集客対策に努められているというところであります。

小学4年生の社会科見学旅行におきましても、ONE PIECEの部分公演を行いまして、106校、7,606名に鑑賞いただいたという実績がございます。

また、補助金を活用しまして、新人向け人形遣い研修や清和文楽人形芝居調査報告書の作成、記録映像の作成など三つの事業に取り組まれるというところでございます。

対外事業といたしまして、県内外16か所で公演が実施されています。2月には大阪国立文楽劇場におきまして、第35回民俗芸能と農村生活を考える会にて「寿式三番叟」と「雪おんな」が上映されたところでございます。3月にはアメリカ・ワシントンDCの全米桜祭りにおいてONE PIECEなどの公演が行われ、延べ2,500人以上の来場者に鑑賞していただくなど、好評を博す舞台となったと伺っているところでございます。

次に、10ページを御覧ください。清和物産館でございます。

山都通潤橋インターチェンジ開通から2年目となりまして、熊本方面や宮崎方面、各方面からの休憩場所として御利用いただいているというところでございます。1年を通じまして、旅行会社やインバウンドの昼食利用は定期的にあってるというところで、特に台湾からの観光客がお越しになっていると伺っているところでございます。町内三つの道の駅物産館を巡る道の駅スタンプラリーを開催するなど、集客対策も図られております。

また、名物の栗菓子商品につきましては、お中元、お歳暮、引出物として、町のお土産として、地域の方々に御利用いただいている状況もあり、併せて地元清和中学校食育体験も行われているというところでございます。

次に、13ページを御覧ください。こちら清和高原天文台でございます。

夜の天体観測会では、メインの大型望遠鏡や電子望遠鏡を活用しまして、宇宙の美しさを体験していただくということを行っております。また、そのほか清和高原スターフェスタなど各種観望会の開催や、県内の小・中・高等学校の社会科見学を受け入れるなど、集客対策を図られているというところでございます。

次に、17ページを御覧ください。このページ以降、数字的なものの御報告となります。

まず、貸借対照表となります。資産の部です。1、流動資産ですが、(1)の小口現金、(2)普通預金、(3)未収金、そのほか(12)の仮払消費税までを加えました流動資産合計が3,698万7,557円となっているところでございます。2の固定資産につきましては、(1)基本財産、(2)特定資産、(3)その他固定資産を加えまして、固定資産の部合計が8,820万5,058円とな

っているところでございます。一番下の段になりますが、資産の部合計につきましては1億2,519万2,615円となっているところでございます。

次に、18ページを御覧ください。負債の部でございます。1の流動負債は、(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)前受金などを合計しまして、1,547万6,256円というふうになっているところでございます。2段下の負債の部合計が同額となりますが、1,547万6,256円となっているところでございます。正味財産の部となります。1、指定正味財産が3,000万円、2、一般正味財産は7,971万6,359円となっております。正味財産の部合計が1億971万6,359円となっているところでございます。一番下の負債及び正味財産の部合計につきましては、1億2,519万2,615円となっているところでございます。

次に、19ページを御覧ください。正味財産増減計算書内訳表となっております。以降、施設ごとに、文楽館、物産館、天文台、法人会計、合計と分けて表記されておりますので、順次、合計の欄で御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、文楽館の収入の部でございます。左から3列目、本年度実績欄を御覧ください。公演料、見学料、施設使用料、企画事業、出張公演、受託料などを合計しまして、3,867万9,063円となっているところでございます。

20ページを御覧ください。文楽館の支出の部でございます。左から3列目、本年度実績欄を御覧ください。費用につきましては記載のとおりでございます。下の段を御覧ください。合計4,153万5,489円となっているところでございます。

次に、21ページを御覧ください。物産館の収入の部でございます。左から3列目、本年度実績欄を御覧ください。物産館販売売上、受託販売手数料、補助金収入、加工事業、物産館食堂収入等合計しまして、7,812万3,082円の収入になっているところでございます。

次に、22ページを御覧ください。物産館の支出の部の表となっております。左から3列目、本年度実績欄を御覧ください。費用の項目につきましては記載のとおりとなっております。合計いたしまして、7,178万793円となっているところでございます。

次に、23ページを御覧ください。天文台の収入の部の表となっております。左から3列目、本年度実績欄を御覧ください。天文台売上、観測料、宿泊料、受託料、補助金収入、天文台食堂収入等を合計いたしまして、2,760万1,377円の収入となっているところでございます。

次に、24ページを御覧ください。天文台の支出の表となっております。左から3列目、本年度実績欄を御覧ください。表の項目は記載のとおりでございます。合計額につきましては、3,014万5,139円というふうになっているところでございます。

次に、25ページを御覧ください。法人会計の収入の部の表でございます。左から3列目、本年度実績欄を御覧ください。受取利息、雑収入を合計いたしまして、1万1,749円となっているところでございます。

次に、26ページを御覧ください。法人会計の支出の部の表でございます。左から3列目、本年度実績欄を御覧ください。費用の項目は記載のとおりでございます。合計額554万7,133円となっているところでございます。

次に、27ページを御覧ください。全施設の合計の収入の部でございます。左から3列目、本年度実績欄を御覧ください。収入科目は、先ほど個別に申し上げましたが、表としまして記載のとおりでございます。一番下の合計欄を御覧ください。1億4,441万5,271円の収入があつてゐるというところでございます。

次に、28ページを御覧ください。全施設の合計、支出の部の表でございます。左から3列目、本年度実績欄を御覧ください。支出の科目は記載のとおりでございます。合計1億4,900万8,554円になっているところでございます。下の段、当期経常増減額につきましては、マイナスの459万3,283円となっているところです。その下の段に参りまして、法人税・住民税・事業税の各費を含めました当期一般正味財産増減額につきましては、マイナスの466万4,283円となっているところでございます。一般正味財産期末残高につきましては7,971万6,359円となりまして、指定正味財産期末残高3,000万、基本財産の3,000万を加えまして、一番下の正味財産期末残高が1億971万6,359円となっているところでございます。

次に、30ページを御覧ください。4、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高となります。本表の一番下の行を御覧ください。当期末残高の合計ですが、1,771万4,887円となっているところでございます。5、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高につきましては、記載のとおりの表となっているところです。

次に、31ページを御覧ください。附属明細書における1、基本財産及び特定資産の明細でございます。一番右、期末帳簿価額の欄を御覧ください。基本財産3,000万円、特定資産合計が4,049万171円となっているところでございます。設備投資修繕費の増加額、減少額につきましては、令和5年度にONE PIECE公演用に改修されました舞台照明に係る費用について、令和6年度に対応なされた金額ということでございます。財政運営資金の当期減少額540万円につきましては、令和6年度の各補助事業の補助金に係る未収分を今年度立て替えてるというところで、取り崩されているものでございます。次年度は収入確定後、繰戻しをなされるというものでございます。

以上、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況報告を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 報告第5号の報告が終わりました。

よって、報告第5号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」は、報告済みといたします。

---

#### 日程第11 報告第6号 有限会社「清和資源」の経営状況について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第11、報告第6号「有限会社「清和資源」の経営状況について」報告を求めます。

農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、報告第6号について御説明いたします。

報告第6号、有限会社「清和資源」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「清和資源」の経営状況について、

地方自治法施行令第173条の5第1項に定める書類を添付し報告する。

令和7年6月5日提出、山都町長。

清和資源につきましては、平成13年6月に測量業務、地籍調査等の一筆調査等を請け負う会社として、町の出資金300万円をもって設立されている有限会社でございます。役員は、取締役4名、監査役2名となっております。平成29年7月からは、山都町鳥獣処理加工施設の管理運営業務を受託しております。

それでは、令和6年度の経営状況について御説明をいたします。資料下のほうに記載しておりますページ数にて御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、1ページ目でございます。1ページは、一筆地調査、測量業務等の受託状況でございます。町からの受託業務としまして、地籍調査に伴います一筆調査、閲覧業務及び日本型直接支払いに伴います多面的機能支払事業管理状況調査としまして、8,316万735円の収入となっております。測量・その他の業務としまして、322万1,968円の収入となっております。ジビエ工房の管理運営業務としまして、451万円の収入となっております。

2ページ目をお願いします。2ページ目は、鳥獣処理加工施設の処理実績でございます。令和6年度の持込み頭数の実績としましては、前年度比約11%の増加となっております。販売量につきましては、前年度と比較すると約2%の増となっております。

それでは、3ページからの第24期の決算報告書で御説明をいたします。5ページの損益計算書を御覧ください。売上です。測量設計受託収入8,316万735円、測量助手人夫賃収入としまして322万1,968円となっております。また、鳥獣処理加工施設における精肉加工品販売収入2,103万1,402円、有害獣施設受託収入451万円、運賃収入153万9,713円、売上値引戻り高マイナスの6,105円、純売上高は1億1,345万7,713円となっております。当期製品製造原価1,492万998円を差し引きまして、売上総利益は9,853万6,715円でございます。当期製品製造原価につきましては、鳥獣処理加工施設に関するもので、内訳は7ページに記載しておりますので、後で御覧ください。

5ページ、損益計算書左側の中ほどで、販売費及び一般管理費といたしまして5,716万969円でございます。この販売費及び一般管理費につきましては、次の6ページに内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

5ページの損益計算書、これら的一般管理費を売上総利益から差し引き、営業利益が4,137万5,746円となっております。そのほか営業外収益を足して、経常利益が4,153万5,226円となっております。

特別利益としまして、貸倒引当金戻入3万8,000円。

特別損失としまして、貸倒引当金繰入3万4,000円、固定資産除却損1円、合わせまして3万4,001円で、税引き前の当期純利益が4,153万9,225円となります。

法人税、県民税、事業税、町民法人税と合わせました法人税等充当額1,251万1,600円を差し引いた当期純利益は2,902万7,625円となります。

戻りまして、4ページ目をお願いいたします。貸借対照表の一部について御説明させていただきます。

右側下段の純資産の部を御覧ください。下から2段目、現在の純資産は2億6,126万1,542円となっています。内訳としまして、5ページの損益計算書による当期の純利益が2,902万7,625円でしたが、前年度までの繰越利益余剰金の2億2,923万3,917円と合わせまして、当期の繰越利益余剰金は2億5,826万1,542円となります。資本金300万円と合わせまして、現在の純資産は2億6,126万1,542円となっております。

なお、10ページに、清和資源とジビエ工房の決算を切り分けたものについておりますので、後ほど御覧ください。

以上、有限会社「清和資源」の経営状況報告でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 報告第6号の報告が終わりました。

よって、報告第6号「有限会社「清和資源」の経営状況について」は、報告済みといたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午前11時12分

6 月 10 日 (火曜日)

## 令和7年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和7年6月5日午前10時0分招集
2. 令和7年6月10日午前10時0分開議
3. 令和7年6月10日午後3時07分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

### 日程第1 一般質問

- 4番 西田由未子議員  
3番 眞原 誠議員  
10番 吉川美加議員  
8番 藤川多美議員

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

- |              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 1番 東 浩 昭     | 2番 坂 本 幸 誠  | 3番 眞 原 誠     |
| 4番 西 田 由 未 子 | 5番 中 村 五 彦  | 6番 矢 仁 田 秀 典 |
| 7番 興 梶 誠     | 8番 藤 川 多 美  | 9番 飯 開 政 俊   |
| 10番 吉 川 美 加  | 11番 後 藤 壽 廣 | 12番 工 藤 文 範  |
| 13番 藤 原 秀 幸  | 14番 藤 澤 和 生 |              |
- 

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |                 |         |               |           |
|-----------------|---------|---------------|-----------|
| 町 長             | 坂 本 靖 也 | 副 町 長         | 坂 本 浩     |
| 教 育 長           | 井 手 文 雄 | 総 務 課 長       | 工 藤 博 人   |
| 清 和 支 所 長       | 西 田 法 生 | 蘇 陽 支 所 長     | 村 上 敬 治   |
| 会 計 管 理 者       | 嶋 田 浩 幸 | 企 画 政 策 課 長   | 北 貴 友     |
| 税 務 住 民 課 長     | 玉 目 知 穂 | 健 康 ほ け ん 課 長 | 長 崎 早 智   |
| 福 祉 課 長         | 高 野 隆 也 | 環 境 水 道 課 長   | 有 働 賴 貴   |
| 農 林 振 興 課 長     | 松 本 文 孝 | 建 設 課 長       | 西 賢       |
| 山 の 都 創 造 課 長   | 菊 地 勝 也 | 商 工 觀 光 課 長   | 山 下 公 司   |
| 学 校 教 育 課 長     | 鈴 木 保 幸 | 生 涯 学 習 課 長   | 平 岡 哲 也   |
| そ よ う 病 院 事 務 長 | 枝 尾 博 文 | 監 査 委 員       | 橋 本 由 紀 夫 |
-

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高橋尚孝 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告があつてありますので、本日4人、明日1人としたいと思います。順番に発言を許します。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） おはようございます。4番、西田由未子でございます。

九州地方が梅雨入りをし、農家の皆様におかれましては、カエルの合唱とともに、田植やその後の農作業にお忙しいことと存じます。今朝も雨の中、農作業をされている方がおられました。お米を作つていただくことへの感謝でいっぱいございます。

米不足や米の値段について、いろいろな意見が飛び交っています。私は大変な苦労をされて田畠を開いてきた先人に感謝をし、それを受け継ぎ、農業を続けてこられた方が、そして、これから農業に就きたいと考えておられる方が、これからも安心して農業で食べていけるよう、今こそ、政府が所得補償をしなければならないと思っています。

また、私は通潤橋ボランティア活動をしていますが、小学校4年生が見学に来たとき、通潤橋が国宝になったことを必ず話します。そのとき、布田保之助翁が農民の暮らしがよくなるようにと頑張ったんだよ。通潤橋そのものが大切な宝だけれども、白糸台地に水を送るために、そこにつながる長い用水路を掘った人たちがたくさんいて、そして、それで開かれたたくさんの田んぼを170年の間、ずっと受け継ぎながら耕し続けた人がいたんだよ。だから、今でも通潤橋は生きている。そのたくさんの人たちを含めて、国宝だと思うよと話します。そして、将来農業をしてみたいと思ったら、山都町に来てねと付け加えます。

報道によりますと、早速大雨予報、線状降水帯が発生する危険がある雨の降り方だと言っています。もしもというときには、空振りでもいいという気持ちで、避難をしていただければと思います。災害につながる雨とならないよう、恵みの雨になりますようという思いでいっぱいです。

それでは、通告に従い、質問台から質問いたします。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） まず初めに、山都町の公立保育園の今後についてお尋ねをします。

通告の1に併せて、質問させていただきたいと思います。

令和5年5月から、山都町公立保育園の今後の在り方について検討委員会が始まりました。そ

して、検討委員会からは、園児数の減少と保育人材不足が深刻化する中、民間活力も視野に入れた計画的な統廃合をするべき。ただし、時期については、各園の状況や地域状況を見て、適正な時期に実施すべきという答申が出されました。

その後、各保育園での説明会が行われていき、金内保育園、二瀬本保育園の保護者さんからは、唐突な閉園通知に納得ができない。もっと説明を尽くしてほしいという署名をされた陳情があり、採択されたという経緯があります。

その後、一旦閉園予定は延期され、意見を聞く会のようなものも開かれていますが、私もその会に参加する中でも、子育て世帯が安心して生活するために、公立保育園をこれ以上なくさないでほしいという保護者の声がありました。職場への通勤が難しくなり、困ってしまう。職場を変えるか、引っ越しを迫られる。今後、障害を持つ子どもの通園はどうなるのかとの思いが伺えるものです。

年度が変わり、新しい保護者さんもおられる中、保護者さんのこの思い、不安に対するお考えをお聞きします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。本町では、子育て世帯が安心して生活できるまちづくりを子育て施策の方針として掲げ、若者世代の住環境整備や子育てに係る各種支援の充実を進めています。

また、本年度策定する総合計画においても、安心して子育てできる環境整備の充実を明確化する予定です。

この施策を進める中で、急激な少子化が進み、本町の保育方針である集団保育の運営が困難になってきており、適切な公立保育園の配置と集約化の必要性が浮上しています。公立保育園の再編、集約化については、令和5年度から計画を策定し、保護者や地域の意見を伺いながら進めているところです。

具体的には5園を3園に集約し、集団での学びに適した規模と正規職員の保育士を適切に配置し、公立保育園の役割としているセーフティーネットとしての体制を整えたいと考えております。私立保育園については町内に5園あり、そのうち2園は認定こども園として一部幼稚園の機能を持たせるなど、特色ある独自の運営をしており、本町の子育て支援に貢献されています。また、公立保育園の集約化による園児の受入先としての役割も可能であると伺っております。昨年度は年間39人の出生で、今年度は30人前後の出生と見込んでおり、今後はさらに減少していくことが予想されます。

町内には公立、私立合わせて10園の保育園があります。保育サービスを低下させない施策を皆さんと共に意見を出し合いながら進める必要があります。特に清和地区においては、昨年は1名、今年度は2名の出生が見込まれております。町として集団保育ができる環境整備も急務であると考えています。

保育園の集約化により、一部の御家庭では送迎が不便になる可能性があることは承知しております。通園に係る支援について、公立、私立問わず広く提供したいと考えており、保護者の皆様

からの相談にも対応しながら、負担が軽減されるように努めたいと考えているところです。

また、障害を持つ子どもの受け入れについては、公立、私立の双方で行っております。障害者サービスにおいては国の支援制度が充実しており、制度に基づいた支援を提供することは可能であると考えています。特に公立保育園はセーフティーネットとしての役割を担っており、この方針には変更はございません。

しかしながら、安心して子どもを預けていただくためには、適切な保育士の配置が必須となります。まずは、公立保育園5園を3園に集約し、保育士の配置を含めた体制を整えるということをまず行いたいと考えております。また、私立保育園とは情報の提供や共有を図り、連携を図りながら、安心して子育て世帯が通園できる環境を整えたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 町の方針としての子育て施策は私も同感です。ただ、でも、今言わされた現実、30人前後の出生数、これからも減少の予測があるというのであれば、だから、なおさら、公立保育園を維持していくことが私は大事だと思います。

どんなに通園支援を考えていただいても、今のこの場所に、もう名前を言いますけど、二瀬本保育園、金内保育園があるということが、保護者さんにとっては一番の子育て支援だというふうに考えるんです。

年齢構成のこと、集団保育のことも言わましたが、それは園同士の交流とか、いろんな手立てがたくさんあるはずだと思っています。保育士不足のことも言わましたが、これは保育士の年齢構成を見通して、町が計画的に採用してこなかったということも私は一因だと思っています。ほかにも尋ねたいことがあるので、次に行きます。

山都町は、基本の保育料から町が6割補助をして、実質保護者負担は基本の保育料よりも4割の負担に抑えてあります。このことは子育て支援策として、国が3歳以上の保育料無償化以前から町として取り組まれていることであり、私は大変評価をしております。また、これは町独自の取組でありますので、町の負担が増えているということでもあります、これは有効な子育て支援として必要な負担だというふうに理解をしています。

令和元年10月からの3歳以上の保育料無償化に伴い、その分、国からの助成といいますか、交付金措置がされているはずです。昨年度決算書を見てみると、公立保育園の運営費は一般財源、つまり、町独自のお金としてかかった金額としては約3億円余りだというふうに私は理解をしておりますが、御説明の中で違っていれば御指摘ください。

とにかく町独自としてお金を使いながら、公立保育園を運営していくときに、国からの交付金措置はどれくらいなのか。分かりにくいので、助成という形を言いますけど、国からの助成はどれくらいなのかということの御説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。3歳以上の保育料無償化は、国の少子化対策として保護者の負担軽減を図ることを目的に、令和元年10月から開始され、3歳以上と住民税非課税世帯の3歳児未満が無償化となりました。財源内訳は、私立保育園については国2分の1、

県4分の1、町4分の1です。公立保育園は、先ほど議員がおっしゃいました年間約3億円の運営費がかかっております。それについては、普通交付税措置となっております。住民税課税世帯の3歳未満児は保育料が発生しておりますが、国基準の60%程度で保育料を設定し、保護者の負担軽減を行っております。

3歳以上の保育料は無償ですが、副食費、食材費として月額、公立が4,700円、私立4,800円の負担があり、保護者の所得による減免制度もあります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 公立保育園の維持に約3億円余りというのは間違っていませんでしたが、私が言いました実質負担が4割というのは間違いということですか。保護者は6割負担ということですね。大変失礼しました。勘違いをしておりました。

それでも、普通交付税の措置があると言われたその金額は分からんでしょうか。約3億円のうち、どれくらいが国からの交付税措置でしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。地方交付税は全体として交付されるものであって、個別に幾ら、この事業に対して幾らという算定ができませんので、それを御承知いただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） いつもそういうふうにお答えをいただくので、一体この事業を国がするって言ったときに、どれくらいの今までの負担が国からの交付税措置で町負担が軽減されているのかというのが非常に見えにくいというか、見えないんですよね。それはどうにかならないものかというふうに思います。

もしかして1億円ぐらいはそれに入っているのかとかが分かればいいなということでお尋ねをしましたが、この財政的なことも最初のうちは理由に挙げられていました。五つの保育園を運営するのにかかるお金を高いとして、小さな保育園を閉園せざるを得ないとする理由の一つにするのかどうかというのも 私は疑問です。

先ほどの質問で、どれくらい町が出しているのかというのが分かればと思ったんですが、私は町全体の財政支出を見直して、保育園存続にかかるお金はやはり大変だということであれば、例えば1億5,000万円ほどかかっているコンサル委託料をできるだけ見直してみるとか、ほかにもいろんな支出を見直してみる。そして、本当に町長が進めたいと思っていらっしゃる子育て支援に思い切った財政支援ができるというようにしていくというのも大事じゃないかなというふうに私は考えます。

今申し上げました町長が山都町の子育て施策の方針として、子育て世帯が安心して生活できるまちづくり、若者が住みたくなる、住み続けたくなる住環境整備、子育てに係る各種支援策の充実を掲げておられる。そのことにはもう大いに賛同いたしますし、住環境整備に早速力を入れておられることも評価いたします。

しかし、その一方で、先ほど課長も言われましたセーフティーネットとしての公立保育所、そして、福祉行政としての公立保育所運営を今までずっとされてきたはず。だから、これだけたくさん30園ぐらいあったのを5園に集約はしましたけれども、残してこられた。それも評価します。それで助けられてきた家庭がこれまでたくさんある。なのに、どうして、今、山都町で農業をしたり、いろんな職場で働いたりして、山都町に住み、子育てをしている現在の保護者が、小さくともここに保育所が必要だと切実に願われていることに答えていただきたいと思うんです。住みたくなる、住み続けたくなるというキーワードは、今、山都町に住んでいる人が住んでよかったです、住み続けたいと言われることが第一だと思うんです。

そうやって山都町に今いる方々が、ここはいいよ、ここは住んでて、私幸せだよという姿があって、その結果として、あそこの町はいいねということで移住してくる人も増えるはずではないかと思うんですね。

これ以上の子育て世帯が減少することを止めるためにも、それから、保護者の思いに寄り添った保育園存続が必要ではないかと思っています。保護者さんは説明会や対話を求めていらっしゃいます。それはまさにここに住み続けたい、山都町での暮らしに今後も希望を持っているんだというメッセージだと受け取ってもらいたいんです。保育行政や町行政全般と合わせての町長のお考えをお聞きします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。子育て世代が安心して生活できるまちづくりを子育て施策の公約として掲げて、若者世代の住環境の整備や子育てに係る各種支援の充実を進めております。

また、本年策定いたします総合計画におきましても、安心して子育てができる環境整備の充実を明確化する予定でございます。

具体的には、山都モデルの住宅地整備を進めるための候補地の調査、空き家を有効活用するための取組、公有地の有効活用の住環境整備を進めていきたいというふうに考えております。同時に、出産祝い金や医療費の無償化などの経済的支援や産後ケア事業をはじめとした支援を充実させ、安心して出産、子育てができる環境を進めていきたいというふうに考えております。

これらの政策を進める中でも、急速な少子化が進んでおります。子育て世代が安心して保育園に預けられる環境整備が必要であり、適切な保育園の配置が重要であると考えております。

本町の方針である集団保育を進める上で、公立保育園に関しては5園を3園に集約し、保育士の配置を含め、体制を整えたいと考えております。一方、私立保育園に関しましては、特色ある独自の園運営をされており、民間にできることは民間にお願いできるような支援を継続していくたいと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、保護者の負担を軽減するため、公立、私立問わず、町内の保育園に通園している全世帯に対し、新たな支援策を創設し、保護者の負担を軽減することを目指しております。今すべきことは、少子化が急速に進んでいる現状をしっかりと受け止め、その対策を早急に取ることであり、公約として掲げた施策を進める中で、人口動態や社会情勢の変化を的

確に見極めながら、保育行政を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 少子化が急速に進んでいるからこそ、いつも申し上げてまいりましたが、今、山都町に住んでいる子育て世帯のしっかりと聞いて、説明をしていただき、ここで子育てをしてよかったです、住み続けたいと思えるようにしていただきたいと思います。なかなかかみ合いませんが、ぜひお願ひしたいと思います。

次に、小中学校の給食費の補助についてお尋ねをします。

まず、前年度のふるさと寄附金、ふるさと納税していただいた分から手数料や返礼品の費用を引いた残り。ですから、ざつと言えば、もしもふるさと納税が3億円あつたら、その積立てできる寄附金は1億5,000万円ぐらいということだと思います。この総額をお聞きします。そして、本年度も様々な事業に使うように計画をされています。この配分の仕方の考え方と内訳についての御説明も併せてお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。令和6年度の一般会計最終補正において、ふるさと寄附金の総額が6億364万6,000円であり、前年度と比較すると38.6%の増となっているところです。うち、6年度につきましては、ふるさと応援寄附金積立金に2億2,205万2,000円を積み立てております。令和6年度末の基金の残高が3億9,264万3,000円となっているところです。令和7年度当初予算において、当該基金から2億円を繰り入れることとして、歳出の各事業へ充てております。

用途については、山都町ふるさと応援寄附条例第2条第1号から第6号に規定される事業に見合うものを選定し、子どもたちの健全育成や安心安全に暮らせるまちづくりに関する事業へ重点的に配布することとしています。

事業の区分ごとに内訳を申しますと、条例第2条第1号の自然環境の保全と景観づくりに関する事業に300万円、第2号の観光資源を生かしたまちづくりに関する事業に2,640万円、第3号の地場産業の育成と雇用の促進に関する事業に1,530万円、第4号の健康で安心、安全に暮らせるまちづくりに関する事業に8,510万円、第5号の将来を担う子どもたちの健全育成に関する事業に6,210万円、第6号の生涯学習の推進と文化、芸術の振興に関する事業に810万円をそれぞれ充てております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 御説明によりますと、今年の令和7年度の事業に充てたのが2億円。基金残高としては4億円あるということで、ありがとうございました。

このふるさと寄附金の使い方の考え方として、これは安定財源ではないと。なので、ずっと支出が見込まれる事業にはふるさと応援基金を使うのは適当ではないという説明を今まで受けてきました。

しかし、先ほど言わされた六つの区分ではなくて、事業内容で見てみると、特に大きな使い方と

して、予防接種委託料に2,600万円、集団健診委託料に3,600万円、子ども医療費助成に3,600万円が充てられていて、合計約1億円充てられています。

たくさんふるさと納税をしていただくために、役場の職員の方が大変な苦労をしてこられたことについては評価しておりますが、しかし、この制度がずっと続くのかということも一抹の不安がありますし、続けていただきたい事業、今言ったような予防接種とか集団健診、子ども医療費に充てられ、1億円かけておられるということに対してはちょっと不安があります。

私はふるさと寄附金の使い方としては、ある一定の期間で終わる事業、備品購入や施設建設費の一部として使えるように、例えば、義務教育学校建設の予定がされていますので、その費用の一部に充てられるようにするとか、これは条例改正が必要だと思いますけど、矢部高校の寮の問題がありますが、寮を町費で建てようとかいうときの一部にするとか、そういうふうにしてはどうかと思うんですね。

先ほど言われたように、条例改正は必要だと思いますけど、そういうふうな限定的にはどうだろうかというふうに考えています。

その上で、小中学校の給食費助成についての提案をさせていただきます。

国も給食費無償化への動きがあることから、私は限定的な事業と考えて、せめて半額助成としたときにも限定的な支出になるんじゃないかと思います。昨年10月の答弁で、小中学校の給食費無償化のためには4,300万円が必要ということでした。半額助成でその半分、2,150万円、ふるさと寄附金残高が4億円あると言われました。この残高で今年度補正としてでも考えていただけないでしょうか。よろしくお願ひします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。給食費の補助につきましては、令和7年度は国の物価高騰重点支援交付金を活用しまして、物価上昇分に見合う補助を予算化しています。予算では900万円だったかと思います。ちなみにこの国の補助を活用しまして、令和4年度から昨年度まで継続した補助を行っているところです。

議員おっしゃったように、給食費の無償化に関しては、国は小学校から地方の実情を考慮した上で、令和8年度に実現するとの見解を示されているところです。地域間格差とか、財源の問題など、実現には幾つかのハードルがあるものと思っているところなんですが、国の判断をその部分は待つべきかと考えております。

また、子育て支援施策は多岐にわたりまして、各方面で財源が必要とされているところです。子育て支援施策の一部にふるさと寄附金を活用させていただいているが、何度も申して申し訳ないですけれども、安定した財源とは言えないということから、給食費の無償化の財源を現状でふるさと寄附金に頼ることは難しい状況だと考えています。

ただ、しかしながら、昨今の物価高騰による食材費の上昇は避けられない事実であり、ここ数年は国の補助を活用して、物価上昇分の補填を行い、保護者の負担軽減を図ってきたところです。引き続きの国の補助を期待するところではありますが、国の補助が期待できないのであれば、物価の動向等を踏まえ、別途何らかの対応策の検討が必要かとも考えているところです。

ちなみに今年度の補正というお話もいただきましたけれども、現在財源として当初で4億円と言いましたけれども、それから2億円取り崩していますので、今現時点での残は2億円程度となっております。財政の状況もございますので、ちょっとこの部分につきましては、ちょっと確保させていただきたいという形で考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 物価上昇分について、もし国の手当がなかったら、考えたいとおっしゃってくださったことは大変ありがとうございます。これがなかったら値上げしないといけない。給食費の無償化どころか、値上げしないといけなくなる状況になるということです。安定財源ではないためというふうにいつも言われますが、じゃあと言ったら言葉尻を捉えるようで申し訳ないんですけど、安定財源ではないのに、子ども医療費助成費にこんなに使って大丈夫ですかと。集団健診、予防接種、大事な事業です。それはやっぱりきちんと一般財源のほうで確保するということをするのが、そう言われるのであれば筋ではないかなというふうに思います。

せめて、値上げをしないでいいということで努力いただくということはお聞きしましたので、あと、次の段階、半額助成、国がすることに先駆けてするのが地方は大事だと思うんですよね。そこを頑張っていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。山都町の今後のごみ処理についてお尋ねをします。

昨年度からプラスチックの分別収集が始まり、1年がたちました。きれいに洗った包装用のプラスチック、発泡スチロールやプラスチック製品を分別し、まとめてみると、いかにプラスチックが多いかということを実感したという声を町民の皆様からお聞きすることが増えました。その分、分別作業は大変ですが、町民の皆さんのが御協力いただいているということに本当に感謝したいと思っています。

それで燃やすごみが減って、焼却炉を年間で約1か月分休むことができたとも聞いています。昨年の山都町全体の燃やしたごみ、粗大ごみ、資源物、プラスチックの量とごみ処理やリサイクルにかかった費用、費用についてはまだ決算があれなので、途中だと思うので、大体で結構です。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。令和6年度、2024年度のごみの排出量はおよそ3,092トンで、前年比89.1%です。内訳ですが、可燃ごみとしては2,444トンですが、議員おっしゃられているとおり、昨年度からプラスチックごみを分けておりますので、その分が75トンとしまして、合わせて2,519トン、令和5年度と比較しまして90.4%です。粗大ごみに関しましては223トン、106.2%、資源ごみに関しましては350トン、前年比の93.3%です。

費用につきましては、実績ベースの塵芥処理費総務費の金額として3億1,751万円で、令和5年度より131.9%なんですが、これは中継施設整備の回収費とかを含んでおりますので、それを含まなかったとした場合は2億3,699万円で約98.5%です。

確かに議員おっしゃられるとおり、処理費用の償却費用の分については……、大丈夫でしょう

か。減っておりますが、その分、今度は燃料費とか、そういうかかった電気とかは上がっており  
ます。経費が上がっておりますので、金額としては、前年並みというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） やはりプラスチックごみを分別したことで、90%ぐらいになった。  
10%ぐらいごみを減らすことができたというふうに考えていいんですか。重量としてはプラスチックは軽いので、私は3%ぐらいの減少なのかなと思っていたんですけども、どちらにしても、分別が進んだということは大変いいことだと思います。燃やすごみ、燃やすということに対する費用も削減されたのではないかなと思っています。

ただ、リサイクル費用としては、プラスチックのリサイクル費用がかさんだというのも承知しておりますが、それは必要経費だと思っています。

燃やしたごみが2,444トンとおっしゃったその中の4割は生ごみであるというふうに言われて  
います。町民の皆さんも生ごみ処理に関して、家庭での処理、コンポストや生ごみ処理機等での  
御協力、しっかり絞って水分を取ってごみに出すとしていただいていると思いますが、それでも  
まだ家庭での処理の一層の御協力が必要だと感じています。

そこで、家庭での生ごみ処理について、これまでコンポストや電動処理機への助成とされて  
いますが、今後さらなる取組についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員おっしゃられるとおり、従来、町として  
は、花壇や菜園、畑等がある方向けにはコンポスト、そういうのはちょっと処理に困られる方につ  
いては、電動式を含む生ごみ処理機などの購入補助を行っております。

議員おっしゃられる処理を促す一層の方策としては、家庭や地域でのコンポストの利用促進の  
ため、今回だけじゃなく、町として他の課と連携しております、令和5年、令和6年、それ  
ぞれ200基ずつコンポストを配布しており、利活用のための研修会などを実施しております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 昨年、菌ちゃん先生という方の勉強会もあって、そのときに配られ  
たバッケ型の小さなベランダでもできるようなコンポストも、あれも200幾つかな、配られたか  
と思います。200ですかね。本当いろんな方法があっていいと思うんですね、御家庭での処理の  
方法は。いろんな方法があっていい。その中で以前も御紹介しましたが、役場の入り口の左側に、  
木製の箱が置いてあるのを御存じだと思いますが、あれキエーロということで、町でも作って、  
御紹介いただきました。中に土を入れて、風通しと日当たりがよいところに置いて、毎日生ごみ  
を順番に水と一緒に埋めていくと、いつの間にか土の中の微生物が生ごみを分解して土に返して  
いくという。これは私も家で使っているんですけども、あんまり虫が湧かない、ほとんど湧かな  
い。そして、あんまり臭いもないんですね。長年になったものは畑とかに使って、また、新しい  
土を入れるということができるものです。これも一つの生ごみ処理のやり方として、以前、町内  
の事業所にこれを作っていただけると、町も補助ができますというお話をありました。

これについても、これからもまた進めていっていただければありがたいと思っています。同じように、紙おむつも、やはり燃やすごみとしては、非常にエネルギーが要るものです。このリサイクルについてのお考えも以前尋ねたこともあります、何か検討された部分がありましたらお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。以前に、確かに議員のほうからお尋ねがあつた件と思います。確かにほかに他自治体ではおむつを分別収集し、製造事業者との連携をして、再利用している例もあるとは聞いております。

ただ、本町のように、広大な面積に集落が点在している場合、収集処理施設の設置とその運営や収集方法にかなりハードルが高く、現在のところ、加熱処理するのが一番現実的な方策だと考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ありがとうございます。多分そうだろうと思いましたので、あとのところでもお尋ねするんですけども、これは5町の取組として何かできないものだろうかというのも検討いただければと思います。

次に、5町の広域ごみ処理施設計画についてお尋ねをします。

まず、昨年の9月議会において、建設予定地の敷地造成のための概略予備設計業務委託料が可決をされました。私は環境アセスメントが終了していない中でのこの委託料は納得ができず、反対をしました。その後、広域連合の担当者の方にもお尋ねに行きました。確かに環境アセスメントが終了しない中に、実際に造成を始めるということは違法になると。だが、まだ予備設計の段階では着手していないので、違法ではないという御見解でした。

私は造成することに關係するものである以上、これを違法ではないという考えにはまだやはりどうしても納得がいきません。また、そのときに御説明いただいた中で、概略予備設計というのは、大型産廃施設ができる、従来の5町だけのごみ処理施設ができる、どちらができるともというか、そういう計画になつても、どちらにも対応できるためのものだということも説明を受けました。

今、予備設計の段階でどのようなことが分かっているのか、進捗状況を伺います。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。上益城広域連合のほうに確認しましたところ、現在、造成計画の予備の平面図が作成されており、今月、その計画平面図を基に第2回目の地元説明会をされるということで、形が固まり次第、概算事業費などの算出が行われるということです。なお、委託期間は10月までの予定となっております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 平面図作成というのは二つのどちらになつてもということですので、二つの平面図作成がされているということで、理解していいですか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。昨年、お尋ねがあったときにもお答えしたと思いますけども、造成工事ですので、どちらであっても使えるという形ですので、中の建物が配置によって造成工事の大枠が変わることはないので、今回は造成工事、今の取得面積でして最大でどれくらいのもので、どういう形ができるという概算事業費などを探すものですから、私のほうが聞いているのでは一つというふうに聞いております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 承知いたしました。丁寧に地元説明会をされていくようにお願いしたいと思います。

次に、行きます。

環境アセスメントは四つの段階があつて、もうすぐ三つ目の方法書というものがお出される予定だと聞いています。そして、来年には、最終段階まで行く予定のようだと理解をしています。

そのような中、基本協定書にある環境アセスメントの結果、5町が本事業の計画を適切であると判断する基準は何か、責任を持って判断するところはどこなのか、町長にお尋ねをします。昨年の9月議会の町長の答弁では、判断基準は検討中である。判断は5町の町長ですることになるだろう。判断の会議についての公開、議事録を残すことには5町で検討するということでした。すいません、その後の進捗状況の説明をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。昨年の第3回定例会で御質問され、答弁させていただいておりますが、民間事業者と上益城5町が締結した環境アセスメントを実施等に向けた基本協定において、上益城5町が本事業を適切であると判断した場合と定めておりますので、環境アセスメント評価書等の内容を確認した上で、上益城5町が責任を持ち、総合的な判断をしていくということになっていくというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すいません、判断の会議についての公開、議事録を残すことはいかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。議事録の作成につきましては、また、上益城広域連合、また、5町の町長と確認しながら、お答えしたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） そうなると、評価書だけを見て判断されるということになる。そのほかもろもろも一緒にあれば、先ほどお尋ねした造成の予備設計を受けて、また、環境アセスが終了して、民間事業者の計画と5町の計画、まだ残っていますよね。どちらかに決定していくときにまた、判断基準がいると思うんですが、私は次のことを考えなければならないと思っております。まず、ここ数年の建設資材高騰や人件費の高騰により、どちらになるにしても、建設費用は以前の試算よりも高くなっているだろうと思います。そこには、もしも事故が起きたときの素早い対応をするために、24時間監視体制を入れたらどうなるかとか、有害物質を外に出

さないための方法を取るために、どれぐらいの費用がかさんでいくのか。それを企業側は実行できるのかなど、細かな比較検討が必要だと思います。

また、山都町としては熊本市委託を今していますけど、そのときにかかる運搬費とか、熊本市の委託費と、もしも産廃施設になったときの委託費がどうなるかとか、いや、自分たちでやったときにはどれぐらいの運営費がかかるとか。

それから、出資をするとと言われていましたが、出資の額、出資したときの責任の範囲、これはすごく大きいと思うんですね。出資は民間事業者がきちんと約束どおりやっているかどうかを監視するための出資だと言われていますが、出資をするということはそれだけではなくて、責任も伴ってくるものだと思うんです。事故が起きたとき、何の原因で起きたか、産廃なのか、一般ごみなのか、そのときにどんな責任配分が来るのかとか。そういう細かなところまできちんとおかないと、ただ出資したら監視ができますよだけの説明では、私は納得はいきません。

そして、土地造成の費用を今から算出されますが、それがどれぐらいかかるのかとか、もしも土地を貸すとしたら、そのときに幾らで貸すのか。貸した賃料は5町の土地なので、5町に配分されるのか、いやいや御船町に全部行きますよとか。いろんな条件等を様々に比較検討をしないと、どちらがいいというのは決められないと思っています。その5町で検討する責任ある機関はどこなのか。構成員はどうなるのか。含めて説明をいただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。今回の事業は、5町の家庭ごみ等を御船町上野に整備している施設で処理することを前提に計画を進めてきたものでありますので、まず、熊本市への委託を永劫的に継続する予定としてはありません。

また、出資金や造成事業にかかる費用等の検討及び事業が適切であるかについての判断についての期間につきましても、先ほど申し上げましたけれども、5町が責任を持って判断するということであります。5町や、また、上益城広域連合の担当部署での構成する会議、それから、首長会議などの場でしっかりと検討して行ってまいりたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** では、広域連合、それから、5町での広域連合、議会も関係するのかなと思いますけど、5町の市長、いろんなところで考え合う。でも、決めていくのは、やっぱりどこか責任ある機関でないといけませんよね。検討はいろんなところでされていいと思いますけれども、検討して決めていくところはどこなのかというのをお尋ねしたいんですね。もう民間施設建設がありきではない。一般廃棄物処理施設の計画も残っているというふうに言ってこれまで、そして、5町の住民の皆さんも関心を寄せてくださる方が増えてきて、どうなっていくんだろうということを注視されていると思います。どうなっていくんだろうだけではなくて、いや、こうしたほうがいいんじゃないかという思いをたくさん持ついらっしゃる方もいらっしゃいます。

なので、先ほども申しましたように、やはり唐突に変えられたという思いがやっぱり拭い去れませんので、密室での会議はやめていただきたい。ちゃんと公開をして、傍聴もさせてもらい、

議事録も残すというのはもう最低限のことだと思います。それを何で検討しないといけないのかなと逆に思うんですよね。それはもう、してしかるべきのことなので、速やかにそれはしますということでお答えいただきたい。5町で相談されて、お答えいただきたいと思います。

ごみ処理の考え方については、燃やして処理するということから、徹底的に分別をして、リサイクルをして、燃やすものを極力減らすんだという考え方へ変わってきていますよね、世界的にも。燃えるごみの量そのものも、5町で最初の計画では80トンと言われていましたが、山都町でも減ってきています。多分、他町でも減ってきているはずです。

次に、ちょっと質問しますが、ごみを減らすための5町での統一した取組がなされていけば、もっと減らせるはずだと思います。そうなったときに、ごみ処理施設、一般廃棄物だけのごみ処理施設、従来の施設計画ももっと小さなものでもよくなるはずだと思うんですね。また、今、燃やさないごみ処理ということも話題になってきています。

そういうふうに考えたときに、もう、ありきで進んでいることはやっぱり私は考え直してほしいと思いますし、リサイクルを進めるということも重要ですけれども、プラスチックについては分別を始めて、私もいろいろまた勉強することが多いんですけども、やっぱりリサイクルをすることだけが解決じゃないんだなあというのを最近すごく思います。

もともと私たちの暮らしの中で便利なものなので、それからペットボトルとかもリサイクル率は高いですが、総量としてはどんどん増えていっているんですよね。プラスチックの総量が増えているということは、それだけ環境に負荷を与える、環境にとってよくない事態にマイクロプラスチックとかいろいろ言われていますよね。もうあと25年だったかな。海の中のマイクロプラスチックは魚の数よりも多くなると言われるぐらいの量を排出している。

だから、量そのものを減らしていくかなくちゃいけない。私たちの暮らしの中からプラスチック類を減らしていくかなくちゃいけない必要があると改めて思っています。

そういう意味でも、先ほどお尋ねした生ごみ処理のことや紙おむつのリサイクルについては、単独では難しいと思います。だから、それこそ、これを5町で取り組めることがあるんじゃないかな。燃えるごみを減らすための5町での統一した取組ができたらいいなと話し合っていますというのはお聞きしていたと思いますので、その取組がどのように進んでいるのかということの御説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。燃えるごみを減らすために、国の方針にのつとり、各町においてそれぞれ取り組まれております。

その中で、本町では既に取り組んでいるプラスチックのうちでも、製品プラスチックを含めたプラスチックの分別収集に向けて関係町のほうも動いておられます。その他、本町としては、先ほど述べました生ごみの減量化の取組として、コンポストや乾燥機の購入補助や無料配布、研修を行っております。他町村においてはそれぞれですので、こういう取組事例があるという情報提供はしたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 山都町のほうから他町に対しても、製品プラを含めたプラスチックの分別を促していただいていることは大変ありがたいことだと思います。

集めたプラスチックをどんなふうにリサイクルされているのかということで伺ったところでも、山都町の分別の仕方はとてもいいというふうに褒めていただきました。まだまだ洗ってないものがあつたりとか、そういう啓発というのは必要だと思いますけれども、そういうことが他町と一緒にできれば統一して、燃やすごみをなるべく減らす。燃やさないごみ処理について考えようとか、そういうふうになっていくことをぜひ取り組んでいただければありがたいと思います。

なので、今、広域連合で購入した上野の土地のところに、できれば燃やさないごみ処理の施設ができるとか、リサイクル施設ができるとか、紙おむつのリサイクルは紙おむつから紙おむつになると紙おむつを燃料にするのと二つあるらしくて、それどっちかをどうにかしようかというふうに進んでいくのが私の個人的な願いです。

ごみ処理は私たちが生活していく上でも、そして、誰もが関わる、毎日暮らしていく中でやっぱり出してしまいます。ごみを出す以上、処理施設は必要になるというのも理解しております。

だからこそ今申し上げましたように、本当にどういう施設を建てていくことが将来の子どもたちに空気や水を汚さずに、この自然豊かな山都町、御船町を残していくことができるのかというのをしっかりと考えて、私たち自身、どんな暮らし方をしていくべきか。どんな施設にしていくことが大事なのかというのを一緒にしっかりと考えて取り組んでいきたいと思います。

そのためにも繰り返して言いますが、議論は公開で透明でなければならぬと思いますので、それを最後にお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、4番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） おはようございます。3番、眞原誠です。1時間、どうぞよろしくお願いいたします。

先日、町内で行われました田植イベントに参加してまいりました。通潤橋前の田んぼと田所の2か所同時開催でしたが、私は通潤橋前のほうに行きました。都市部在住の方が多数親子で参加なさっていました、同時に、地元矢部小学校の5年生の田植体験が合同開催となっていました。私も子どもが小学生のとき以来、久しぶりに参加したところですが、私は5年生のほうに交じり

まして、素足で、裸足で田んぼの中に入り、田植をしてきました。こうした田植体験は普段何気なく口にしているお米への価値が変わると、田植えしながら思ったところです。自分がじかに植えていくことで、お米とは何かということが、考えることなく体感として理解できるのではないかと思いました。

私は幼少期に、祖母、ばあちゃんから、お米は一粒も残しては駄目とか、あとは、お米には八十八の手間がかかっているんだぞとか、あと、お百姓さんに感謝しなさいとずっと教わってきて、お米は大変価値の高い食べ物だという認識を自然にばあちゃんから植付けられたというところです。

そのおかげもありまして、今でも、お茶わんでも弁当箱でも一つも御飯は残しません。田植体験を通して、そうした感覚を多くの消費者の皆さんに抱いてもらって、お米は安ければ安いほどよいという消費者、店の一方的な価値の考え方ではなくて、毎年生産してもらうための適正な価格という観点、お米を消費してもらえばいいなと感じたところです。

さて、本日の一般質問ですが、山都町総合計画を軸に、私たちが先達の方々から引き継いだこの地域を後世につないでいくために、安定した住民生活が送れる地域を維持していくために、今何をすべきなのかという観点から質問していきたいと思います。

それでは、質問台のほうに移ります。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 我らが山都町は20歳から39歳の女性の減少率が50%を超えてるという統計データから、消滅可能性自治体という不名誉な名を負わされてしまっています。どうにかしてこれを返上せねば、町の未来は浮上してこないと感じています。

第2次山都町総合計画の基本構想、この第1章に、四つの柱となる取組の下支えによって魅力的な町を作り、人口の社会減の抑制を図ると記載されていて、この人口の社会減の抑制を図るというのが大目標なのだと認識しています。この総合計画が今年で期限を迎えて、来年度から新たにスタートする総合計画が今策定に向かっている真最中だと思います。

今回の質問では、この二つの総合計画につきまして、人口の社会減の抑制という観点から質問をしていこうと思っております。

まず初めにですが、総合計画の質問になります前に、今年度事業の執行状況について確認させてください。今年度の一般会計当初予算で特徴的だと私が感じたのは、住宅政策が拡充されていたというところです。移住定住対策事業というタイトルで、五つの事業予算がありました。人口の社会減を抑制するには、人に住んでもらわなければなりません。私は住宅政策に力を入れてほしいということを以前からここ議場でも発言してまいりましたが、予算編成に前進感を抱いたところです。

五つの事業予算といいますのが、宅地造成候補地の調査、一つ目ですね。それから、二つ目が空き家改修費への補助、三つ目が住宅取得の補助、四つ目が老朽空き家解体の補助、あとは五つ目が空き家の家財撤去の支援ということで五つです。

これら五つの事業につきまして、まだ年度始まって2か月半行くか行かないかですが、執行状

況のほうを教えていただければと思います。お願ひします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、菊地勝也君。

○山の都創造課長（菊地勝也君） それでは、お答えいたします。近年の町の住宅施策につきましては、平成30年度の浦川地区、山都テラス分譲地10区画の販売や令和4年度には下市住宅、おおるりメゾンド浜町、12戸の住宅建設などに取り組んでまいりました。分譲地の申込みから販売まで時間を要しなかったことや、入居募集の申込み件数が多かったことなどを考慮すれば、一定の需要はあるものと思われます。

また、遊休町有地の活用については、令和5年度に宅地造成敷地調査業務を委託するなど、これまで町内でも検討を行っております。

御質問の宅地造成候補地の調査につきましては、宅地開発の目的やターゲットとする移住者層を明確化し、高速道路インターチェンジや学校、病院など、公共施設への交通アクセスなど、地域特性の分析、開発にかかるコスト費用などを総合的に判断して、候補地の選定を行う必要があると考えます。

また、そのほかには民間手法を活用した宅地整備ができないかなど、民間事業者へアンケート調査を実施し、民間手法に係る検討に必要な条件をそろえることができるよう準備を進めているところです。

続きまして、空き家改修費への補助につきましては、移住定住と空き家の利活用を目的に、空き家バンクに登録してある空き家の改修費用を支援する目的で、平成26年度から実施し、昨年度までに合計134件、総額9,775万円の交付を行っております。

また、今年度からは、山の都定住支援事業補助金から山都町空き家改修等支援事業補助金へ名称を変更し、当該補助金の不用物、家財撤去費について削除し、別途家財撤去支援事業補助金を創設いたしました。補助金の額等につきましては、補助対象経費の5分の4、上限100万円としており、予算額は2,000万円を予定しております。

続きまして、住宅取得補助につきましては、移住定住と空き家の利活用を目的に、本町での新築や空き家の購入を支援する内容で、令和元年度から実施し、昨年度までに合計40件、総額3,669万4,000円の交付を行っております。

また、今年度からは山都町定住支援住環境整備事業補助金から山都町定住支援住宅取得補助金へ名称を変更し、これまで移住者のみに補助金を交付しておりましたが、町内在住者も交付対象とし、義務教育課程終了前の子、町内の高校に通学する子、1人当たり10万円の加算や、町内事業者にて新築工事、建て替え工事をした場合、30万円を加算するなど、補助金の拡充を行っております。

補助金の額等につきましては、補助対象経費の2分の1、上限100万円としており、予算額は3,000万円を予定しております。

続きまして、老朽空き家解体補助につきましては、名称を老朽危険空き家等除去促進事業補助金として、管理が不適切な空き家等の除去に要する費用の一部を補助することにより、危険な空き家等の除去を促進し、町民の安全安心な住環境の保全及び地域の活性化を図ることを目的とし

て、今年度に新しく創設いたしました。

また、補助金の額等につきましては、除去費の5分の4、上限50万円としており、予算額は300万円を予定しております。

なお、申請に当たっては、事前調査申請書の提出、現地調査を行い、交付対象となった空き家について交付申請をしていただきますが、申請が予定件数を超える場合は抽選を行い、交付決定を行います。

続きまして、空き家の家財撤去支援につきましては、空き家に残留物、家財が非常に多く存在し、空き家の利活用が進まない要因の一つでもあると考えております。空き家バンクホームページに登録の際にも、家財がそのままになった写真が掲載されており、マッチングも少ない状況であることから、残留物家財撤去に係る補助金を今年度に新しく創設いたしました。

また、補助金の額等につきましては、空き家等の家財の処分に要する費用の2分の1、上限10万円としており、予算額は200万円を予定しております。

なお、最後になりましたが、今年度の実施状況について御説明いたします。現在、空き家改修補助、住宅取得補助、空き家の家財撤去補助については、募集受付を開始しております。老朽空き家解体補助は、6月16日から7月11日までの期間で募集受け付けを行います。周知につきましては町ホームページに掲載しておりますが、今後は広報やまと等でも行う予定です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 詳しく御説明いただきました。もう大丈夫です。ありがとうございます。

この空き家対策メニューが1通り並んでおりますので、しっかりと御認識なさっていることは思いますけれども、最後のほうに二つ、老朽空き家対策、老朽空き家解体補助がありますけれども、やはり管理不全の空き家で、近隣住民の方が本当に日常的につらい思いを抱かれるところも、今現存しているのは間違いないところです。

こうしたところも人口の減少ということに関しては少なからず影響しているのかなと感じておりますので、管理不全空き家への対策というところも、町長、課長以下でしっかりと進めてほしいなと思っているところです。

では、次の質問に参ります。第2次総合計画についての質問に移ってまいります。

全てを確認というか、質問していますと時間が足りませんので、その中から、私が勝手に人口問題に直結すると思っています産業振興と、それから地域振興に関することについて質問しています。

まず、産業振興です。これも内容取り上げていきますと時間が足りませんので、ちょっと抜粋になりますが、質問させてください。

農林業等の振興として様々に取組を展開されています。計画にもたくさんのメニューが載っております。その中でもなかなか解決に向かえない難しい課題と思っておりますのが、有害鳥獣対策だろうと思います。総合計画期間が間もなく終わろうとしている現在、計画内の目標の達成がどんな状況なのかを確認させていただきたいと思っています。目標は被害面積及び被害額それぞ

れに対して、策定時の値から半減ということで目標値が立てられていますが、その目標となる令和6年、去年、どのような状況になったのかお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。有害鳥獣対策の後期の基本計画に定めております指標につきましては、議員もさつきおっしゃられたとおり、有害獣による農地林地被害面積と農産林産物被害金額を指標としているところです。

令和6年度被害面積の目標値につきましては19.1ヘクタールまで減少させるとなっており、令和6年度被害面積については、現在のところ、まだ集計中でございますので、令和5年度の数値によりますと18.5ヘクタールとなっており、目標値は達成しておるものと考えております。

農山林産物の被害金額につきましては目標値807万4,000円となっておりますけれども、これも同じく令和5年度の数値になりますが、1,360万4,000円となっておりまして、目標値を達成できていないという状況でございます。

被害面積が減少しているにもかかわらず被害金額が上昇しており、その要因については様々あると思いますが、これからしっかりと分析をし、有効な対策を構築していく必要があると考えています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 面積が減ったと聞いたときはすごいなと思ったんですけども、額、そこの因果関係をこれから調査なさるということですので、引き続きお願いしまして、また、得られた結果については共有いただけたらと思っております。

この問題に対しては、令和7年、今年の5月に農林水産省が鳥獣被害の現状と対策というタイトルの資料でまとめてあったので、ちょっと私はそれを読んでおりました。

内容としましては、被害防止策からハンターの育成、ジビエ利用の拡大まで、様々な取組が記載されていました。

その中に、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の概要というのがありまして、捕獲活動や柵の設置、緩衝帯の設置や追い払いなどの活動が紹介されていました。隊員に対する優遇措置なども定めて、活動の後押しをしているという内容の紹介でしたが、この制度につきまして、山都町の考え方といいますか、制度の活用状況を教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） まず、鳥獣被害防止特措法でございますけれども、平成19年12月に成立した法律でございます。

概要としましては、農林水産大臣が基本方針を作成し、基本方針に即して市町村が被害防止計画を作成し、必要に応じまして協議会や鳥獣被害対策実施隊を設置することとなっております。

山都町では御船町と共同で、御船・山都鳥獣被害広域防止計画を作成しております。その中におきまして、鳥獣被害対策実施隊を設置することを盛り込み、平成24年度から実施隊を設置しております。

当初は農林振興課職員10名程度で組織しておりましたけれども、平成26年度からは従来の有害捕獲隊の銃班、100名を鳥獣被害対策実施隊員として任命し、有害鳥獣駆除の強化を図っておるところです。

実施隊のメリットとしましては、獣銃所持許可の更新等における技能講習の免除や狩猟税の非課税になること、公務災害の適用を受けるなど、より活動しやすい環境となっており、本町では、有害鳥獣の出没情報や被害情報等により即時対応できる体制としており、有効性はあるものと考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） ちょっと関連といいますか、その内容についてお伺いしたいところが1点ありますて、この活動に対して、班の活動に対して、町、行政側が何か支援とか行っていることはあるんでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 実施隊の一応報酬という形で予算化をしているところでございます。これは報酬条例にも記載されておりますけれども、1日当たり2,950円という形でやつておりますて、当初予算のほうでは177万円ほどの予算をつけているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 町独自でも隊の活動の後押しをなさっているということで、引き続きそこもお願いしたいと思っております。

町の基幹産業でありますこの農業の先細り、これを避けていくためにも、この課題というのは立ち向かい続けなければならないと思っております。なかなか解消に向かっていかない難題かと思ひますけれども、行政、そして携わられるこの実施隊の方々が一緒になって取り組みながら、町の農業を守っていただければと思っております。よろしくお願いします。

では次の質問に参ります。

基本方針3の観光まちづくりの推進の中に、観光入込客数の目標値というのが設定されています。これは平成30年が50万8,257人、年間の入込客数に対しまして、令和6年では年間100万人ということで目標が設定されています。まず、この達成状況を確認させてください。

また、基本施策1の観光受入体制の強化というところの中にも三つの指標があって、それぞれに目標値が記されていますので、こちらの状況も併せてお願いできればと思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、お答えいたします。御質問につきましては、本町総合計画基本方針③山の都の資源を活用した観光まちづくりの推進に係ります基本施策、観光受入体制の強化についての部分と存じております。

同計画によります観光関連の数値目標等につきましては、観光統計等の統計データを用いまして、当時の現状数値と計画の推進による目標値を掲げておりますので、そのことにつきましても

御説明させていただきたいというふうに思います。

まず、御質問の観光入込客数につきましては、質問の中で申されましたとおり、平成30年度設定時、年間50万8,257人、令和6年度目標値、年間100万人ということで、令和6年度実績値が年間54万4,242人となっているところでございます。

補足となりますと、統計ルールによりまして、令和6年度数値には道の駅通潤橋、こちらは令和6年1月開駅となっておりますが、こちらの参入がなされておりませんので、その数値17万4,246人を加味しますと、令和6年は71万8,488人の観光入込客となるものでございます。

次に、御質問の三つの指標につきましてでございます。

一つ目に外国人観光客数、二つ目に広域連携事業数、三つ目に観光案内拠点数の指標の設定をいたしているところでございます。

順次説明いたします。

一つ目の外国人観光客数につきましては、平成30年度設定時、年間3,720人、令和6年度目標値、年間1万人、令和6年度実績値、年間93人となっているところでございます。こちらにつきましては、外国人宿泊客の数値を指しているというものでございまして、統計調査の対象となる施設の宿泊者数というふうになっているところでございます。

二つ目に、広域連携事業数でございます。平成30年度設定時は4事業、令和6年度実績値が年間で5事業ということになっております。こちらにつきましては、他町村と組織しました各協議会によります独自事業を指しているものでございますので、その事業数が達成しているというところでございます。

三つ目の観光案内拠点数につきましては、平成30年設定時、4施設、令和6年目標値、5施設、令和6年度実績値、5施設となっているところでございます。こちらは道の駅や物産館等を指しているというものでございます。現在、三つの道の駅、通潤橋前物産館、やまと文化の森の五つの施設となっているところでございます。

総括としまして、以上のことと踏まえまして、目標値の達成度というところを調べました場合、観光入込客数関連につきましては、掲げた目標に届かなかったということでございまして、施設整備や観光連携事業に関する項目につきましては、目標値に達しているという状況でございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 目標に達成してなかった部分に関しては、引き続き目標値に達成するような取組を続けられると思っております。

1点気になっていますのは、観光案内拠点数なんですよね。これが道の駅ということで、今御説明をいただきました。観光案内といいましても様々にあろうかと思っております。観光案内という取組といいますか、活動がどういうものを指して案内しているのかというのは、今後ちょっと考えながら進めていく必要があるかなと思っています。

何を言っているのかといいますと、道の駅では、施設によって様々だと思いますが、パンフレットを置いている状態で観光案内施設というふうに言っているところも見受けられる状況かなと

思っておりますので、積極的にいらっしゃった方々に山都町の観光案内していくという活動が観光案内施設としてなされているのかどうかというのは、点検が必要かなと思ったところです。

では、次の質問に移ってまいります。基本施策②のほうでは観光メニューづくりの推進ということですが、ここでは宿泊者数の目標値が設定されています。その現在の達成状況というのをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、お答えいたします。御質問につきましては、同計画の基本方針3、山の都の資源を活用した観光まちづくりの推進に係る基本施策の2、観光メニューづくりの推進という部分かと存じております。

資料の説明に入らせていただきます。

宿泊者数につきましては、平成30年度設定時、年間3万71人、令和6年度目標値、年間4万5,000人。令和6年度実績値、年間1万4,928人というふうになっているところでございます。こちらも観光統計の調査対象となります施設の数値となるものでございます。

結果としまして、目標値には届いていない状況となっているところでございます。その要因につきましては、現時点でお答えできる材料を持ち合わせておりませんが、観光客の消費活動は町内の経済効果に直結するものと考えておりますので、町内宿泊施設の効果的な利活用、町有宿泊施設関係、そちらの効果的な利活用を含めまして、改めて、滞在型の観光振興を目指していくたいと考えるというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 令和6年度の状況を数値で確認したわけですが、私も今、今日ここで聞かせていただきまして、大いに驚きを抱いたところです。早急にやはり改善が必要かなと感じております。

これを見たときに、山都町の宿泊ニーズの受皿、これが現状で足りているのかどうかというのがやはり疑問に上がってきます。ここに関して町の認識を聞かせてほしいのですが、宿泊ニーズは多様、様々なニーズがあります。それらのニーズの広がりを調査分析しながら、やはり最頻値と言いますけれども、最も数の多い、値の大きいカテゴリーなどを特定して、そこにターゲットを置いた宿泊サービスが町内に展開されるということが重要なとだと思いますので、こうした分析も観光協会もございますし、一緒になって進めていただければどうかなと思うところですが、いずれにしましても、山都町の宿泊ニーズの受皿、現状の状況に関して、町の認識というのをお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、お答えいたします。今般の旅行者のニーズは多様化しております、おもてなしを含め、旅行目的に応じた満足度の高いサービスを提供することがにぎわう観光地づくりに欠かせないものだと認識しているところでございます。

その中で宿泊に関しましては、目的地として選ばれる大きな動機づけとなる要素の一つだと感

じておりますて、受け入れ側の姿勢としまして、観光客の視点に立ち、それぞれの宿泊者ニーズへの対応が必要であるものと考えているところでございます。

そのことを踏まえまして、御質問の宿泊者ニーズに係る受皿に関しましてでございますが、本町における宿泊施設は、町有施設のそよ風パーク、民間施設としまして運営を再開しました通潤山荘、こちらを中心施設としまして、そのほか旅館8施設、こちらは商工会調べでございます。民泊6施設、町独自調べでございます。そのほかアウトドア関連施設としまして、町有キャンプ場が5施設あり、宿泊施設としての受皿となっているところでございます。

各施設における利用者ニーズへの対応に関しましてということでございますが、観光旅館としまして、また、ビジネス客の宿泊として、アットホームな家庭的な民宿として、収穫体験等も含めました農家民泊としまして、そして、アウトドアのキャンプ場としましてというふうに、このように幅広く対応がなされているのではないかと考えているところでございます。

全ての施設につきまして、観光統計などにより宿泊者数の把握ができるわけではございませんが、宿泊客の増減は町内の経済波及効果に直結いたしますので、滞在型の観光地になりますよう、町有施設の活用と民間施設の活力を生かしながら、観光振興施策を推進していきたいと改めて考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 今、御説明、答弁の中にもありました今現在宿泊施設を運営なさっている事業者の皆さん、大変頑張って、山都町の観光客の受皿として事業展開をなさっていると認識しています。

しかしながら、やはり滞在なさる観光客数、宿泊者数を伸ばしていくという観点から、やはりそこを伸ばしていくことが今頑張っていらっしゃる事業者の方々の収益にも直結してきますし、やはりそこは宿泊業の方々と町とでしっかりと連携しながら、取組を広げていっていただくといいのかなというふうに思っています。

では、次の質問に参ります。

次が基本方針4ですね。にぎわいのある山の都形成の基本施策3、ここに企業支援、企業誘致の目標というのが書かれておりますが、この目標が達成できているのかどうかというのを確認させていただきたいと思っています。

そのページの中には、取組についてもこういう取組をしますという記載がありますが、その前段で、企業誘致に対する取組の目的としまして、本町においては起業創業する事業所よりも廃業する事業者が多い状況が続いていること、事業所数が減ることで雇用の場が減少する状況が生じています。

町外流出に歯止めがかからない若年層の働く場を確保するため、一過性に終わらない本町の地域特性に合った企業誘致を進める必要がありますという前置きがある中で、五つでしたかね。取組が書いてあったんですが、の中でも特にお聞かせ願いたいのが、山の都の特性を生かした企業誘致を推進いたしますというものと、それから、サテライトオフィスへの進出企業を誘致しま

すというんですね。この2点についての取組内容も併せて説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、菊地勝也君。

○山の都創造課長（菊地勝也君） お答えいたします。企業誘致の指標の目標値につきましては年1件の目標値を設定しておりますが、取組の4番目、山の都の特性を生かした企業誘致と、5番目、サテライトオフィスへの進出企業誘致を合わせての目標設定値です。

企業誘致の実績としましては、令和2年に1件、令和3年に1件、令和6年に1件、合計3件の企業進出がありましたが、目標値を達成した年もあれば、達成していない年もございます。いずれもサテライトオフィスへの進出となっており、熊本県の労働雇用創生課が制作したガイドブックに掲載させていただいており、県や企業誘致の関係機関と連携を図ってきた効果があったと推測いたします。

今年度は新しい総合計画の策定が行われますので、山都町通潤橋インターチェンジの開通で利用しやすく、便利になった交通機能をアピールした誘致の取組と遊休町有地の活用も検討し、山の都の特性でもある農林業を活用できる企業や山都町に進出するための魅力ある施策を盛り込むことで、企業誘致に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 令和2年、令和3年、令和6年、1件ずつの企業誘致ができたということで、それは目標が年で言えば達成できたということで、よかったですかなと思っております。

ここに書いてあります前段としては、やはり雇用、若い人たちの働く場を確保するためというのが大きな目標になっているかと思いますので、継続して企業誘致のほうに努めていただければと思っております。

続きまして、カクゴ4について質問していきます。基本方針1の中の、移住・定住の促進の中の基本施策に空き家対策というのがございまして、ここに目標値が書かれているのですが、これの達成状況を教えてください。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、菊地勝也君。

○山の都創造課長（菊地勝也君） お答えいたします。空き家対策で設定されている指標の目標値につきましては、空き家の活用件数を基本計画策定時に60件からの上積みで、令和6年までに累計110件の設定がされており、差引きで50件の空き家の活用件数の目標値設定です。

空き家対策の中には、空き家情報整備、空き家バンク事業と、空き家改修・活用事業を主要事業としております。

目標値とした空き家の活用件数につきましては、令和2年から令和6年までにおいて75件の空き家改修補助などを行っており、目標値の50件を超えていたため、山の都移住スマイルセンターの開設や改修補助金などの整備により、一定の成果があったと認められます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 空き家バンクに携わっていらっしゃる方々、大変努力をなさっていることも私も存じ上げておりますし、そうした活動が実っているのかなというふうにも思っております。

ただ空き家に関しては、何でしょう。空き家対策協議会の中でも様々に議論がなされているところではありますけれども、やはり管理が行き届かない空き家、それと管理がしっかりとあって、すぐに利用者が見つかる空き家と大きく分かれていると思いますので、管理が行き届かない空き家で借りられない状態になる前に、どうにか借りていただいて、家が痛まないような形に持つていける取組を今後ますます強めていっていただけたらなと思います。

それでは、次ですが、ここまで抜粋ではありますけれども、目標の達成状況を確認させていただきました。明確に達成できているものもありましたし、あえて質問せずに、これは達成できているなと思ったものに関しては質問をしておりませんが、そういうものがたくさんあると思っています。

ここで検証していきたいと思っていますのが、各指標目標を達成したことで、この第2次山都町総合計画の大目標にもなっておりました人口の社会減を抑制するというものが達成できつつあるのか。ここが大きな検証ポイントになろうかと思っています。町の考え方、あるいは町長のお考えいかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。第2次総合計画の後期基本計画では、人口ビジョンとして2025年の人口を国立社会保障・人口問題研究所の推計値1万1,901人であるところを各種施策により、合計特殊出生率を上げ、社会移動を抑えることで、1万2,348人とする目標を掲げておりました。実際の令和7年5月末の住民基本台帳では、人口は1万2,650人となっております。社人研における推計人口は国勢調査基準による人口推計であるため、住基人口との単純比較はできませんが、住基人口と国調人口の差も割合で計算すると、ほぼ横ばいであるというふうに思っております。

すなわち、掲げた目標には達したとは言い切れないというふうに感じております。人口の社会減の抑制については、過疎地域である本町においては、今後も続く最も重要な問題であります。今年作成しております新しい総合計画においても、人口減少に歯止めをかけるような目標をまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 数字をお伺いしたときは目標に近いなと思ったんですけども、やはり分析すると、達成できていない状況だということが理解できました。

それでは次に、先ほど町長の答弁にもありましたが、新しい総合計画、こちらについてお伺いします。

その前に、現在山都町の人口のいわゆる社会減、転出と転入の数の話ですが、これはどのような状況にあるのか、ちょっと簡潔に御説明いただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。現在、新しい総合計画の策定作業を行っておりますが、社会減につきましては、現在の総合計画の前期計画を策定した平成27年は215人の転出超過、また、29年は171人の転出超過であったものが、年々転入転出が減少し、令和4年で99人の転出超過、令和5年と令和6年では同数の93人の転出超過となっております。

急激な転出超過は落ち着いているものの、依然転出が転入を上回っている状況となっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） そうですね。平成27年から比べますと、半分以下に転出超過は収まつてきている状況だということが分かりました。

ただ、しかしながら、転出超過状況が続いているというのは間違いないので、これをゼロに近づけ、できれば転入超過になっていけばいいなと思いながら聞いておりました。

それでは、総合計画についての質問なんですけれども、先ほど、町長からも御答弁をいただいておりますが、この人口減少に歯止めを何とかかけなければいけないという状況にはあると思います。改めて、この点につきまして、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。私が掲げております九つの取組全てにおいて、人口減少の歯止め策に、一つも欠くことができない取組であると考えております。この取組を実現させていくことが、人口減少の抑制につながるものと思っております。

特に、九州中央自動車道の開通は重要なインフラであり、熊本市への通勤圏内を実現できたもので、国宝通潤橋やその他の観光関係においても重要な役割を果たしております。

今後は住みやすい環境をつくり、若者の世代や子育て世代が地元に戻ってくる。また、新たに住居を構えることができるような山都らしい定住施策を前に進めていくことが重要だと考えております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） それでは、今、町長の答弁にもありましたような内容を実現していくための新しい総合計画、これが今策定中だと思います。大目標としては、引き続き人口減少に歯止めをかけていこうと、社会減を抑え込んでいこうと、そういうことかと思っておりますが、それを実現させるための施策の柱というものに関して、今決まっているもの、見えているものがあればお知らせください。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。やはり先ほどもありましたように、最も重要な目標は人口減少対策だと考えております。そのためにも、どのようなことを柱にするかということになると思います。まだ、総合計画が出来上がったわけではありませんので、構想段階ではございますけれども、子ども、それから、地域資源、住む喜び、安心できる生涯、こういった事柄が柱になってくると思います。その柱の枝に各種事業があり、これらを進めていきながら、未来

の山都町に向けた計画にしたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） まだ策定の途中ということで、中身の細かいところは、今、詰めていらっしゃるところかと思いますが、そうした柱を掲げながら、人口減少に歯止めをかけようという大目標で計画を策定なさっているということは理解できました。引き続き進めていっていただければと思います。

そして、最後の質問群になります。最後の質問は人口の社会減抑制に向けた町の取組方針、ここについて質問させてください。

熊本県が発表しております市町村民経済計算推計結果というのがありまして、これが令和4年度が現在の最新情報ということになるのですが、たまに中身を見ながらいろいろと考察を進めるところですが、その中に、1人当たり市町村民所得という指標がありまして、この1人当たり市町村民所得というのが、市町村の経済活動によって生み出された所得、すなわち雇用者報酬と財産所得と企業所得、これらの合算値をその市町村の人口で割った値ということで、1人当たり市町村民所得と書いてあるので、ちょっと誤解受けやすいんですが、個人所得ではなく、市町村の経済全体の所得を示す指標として用いられるというところなんですが、これが山都町の状況が平成23年から40位前後でずっと推移しているというところです。

ちなみに令和4年は上から順に、菊陽、嘉島、合志、南関、西原、大津と続いています。こうして眺めてみると、この1人当たり市町村民所得と人口の社会増減には何か関連性があるよう見えています。先ほど挙げた市町村は全て増加傾向、あるいは若干減少であったりも推移しているところです。

ですので、そのように感じたわけですが、この辺りにつきまして、長く県政に携わってこられた副町長のほうから、御自身の知見も交えた中での町の見解としてお伺いできればと思います。よろしくお願ひします。

副町長、坂本浩君。

○副町長（坂本 浩君） 熊本県の市町村においては、半導体関連の業種等が集積している市町村、そういうところを中心に企業所得の影響によって、結果的に1人当たり市町村民所得が高い傾向となっています。

人口増加率については、県が発表しました令和7年、今年の5月1日現在、これが一番近い数字なんですが、推計人口、前年同月比人口増減では、人口が増加している市町村は6自治体、県内6自治体、上益城郡内3町を含む6自治体となっております。いずれも半導体関連業種等の影響が見受けられることから、議員御指摘のように、一定の相関関係があるようと思われます。1人当たり市町村民所得が高くなるには、企業の立地などの要因があって、その企業の被雇用者が企業の近隣に居住するということを選択した結果、人口が増えるということで、相関関係が生まれるのではないかと考えています。

なお、この統計によると、山都町の人口減少率は県内2位となっております。本町の人口増減が著しいことは事実であり、喫緊の課題であると認識しているところです。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） やはり一定の関連性が見受けられるというところで、今御説明を受けました。現行の総合計画の結果について、企業誘致の成果というものを先ほど確認いたしましたけれども、今の答弁の中にもございましたとおり、やはり企業を誘致していくところも、解決の糸口の大きな手段かなというふうに認識したところです。

その目標を達成するために、どのような分野の企業を誘致するのが効果的なのか。それを私もちょっと独自に検証をしようと、ネットで情報収集をしていたときに、ある資料を発見したんですけれども、そこでの分析によりますと、日本は労働生産人口の約7割が既に三次産業に従事しているということでした。女性や若者は三次産業への従事率がさらに高いということです。

それを基にいろいろ調べて言いますと、あくまでも統計上のデータとして出ている話なんですが、ウェブエンジニアとか、それからホテルスタッフ、この辺りが女性の仕事満足度で上位にランクインしていたということです。

以上のこと踏まえつつ、熊本県の他の市町村の事例も参考しながら、町の企業支援及び企業誘致の方向性として、今のようなデータが参考できないのかなという質問になります。どういうことかといいますと、企業誘致に際しては、若い世代が就職したいと思う分野の企業によりフォーカスしたほうがいいんじゃなかろうかと。果たしてそれはどういう分野なのか。そういう考察のお話です。

山都町は観光振興を目指しておりますし、先ほどもお話にありました宿泊ニーズの受皿もこれから分析しつつありますが、まだ十分ではない状況も見受けられますので、そうした企業の誘致などが若い世代の方の転出の抑制の一助になるのではないかというような話です。

この点につきまして、やはり他の市町村の事例なども参考が必要かなと思いますので、できれば副町長のほうから御答弁いただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 副町長、坂本浩君。

○副町長（坂本 浩君） 人口の社会減、これを抑制するためには、働く場所の拡大が必要であると認識しています。議員御指摘のように、特定の層にターゲットを絞って、その方々が働きたいと思う、そういう業種の企業誘致を行うということは、人口増加のための一つの方法論であるとしてあり得るのではないかと思っております。

先行事例等を含めて情報収集し、実現可能性を検討する上での参考にしていきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） そうですね。課で言いますと、山の都創造課のほうでの取組になろうかと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

では、次の質問です。三次産業の特に観光事業分野の山都町の状況を把握したいと思いまして、市町村民経済計算推計結果を見ておりました。その中の市町村内総生産というのがございます。これを見ていましたところ、推計の中には、明確に観光事業と分類されたものはないんですが、宿泊、飲食サービス業という分類がありまして、ここはより観光の比重が大きいだろうと思って

見たところです。そうしますと、山都町は額にしまして7億2,200万円でした。順位的なもので言いますと、上から21番目、真ん中よりちょっと上ぐらいです。国宝通潤橋を有する町としては、私は少々物足りない感覚を覚えたのですが、ただこの統計が令和4年ものもので、通潤橋が国宝指定を受ける前ですので、質問はこの通潤橋が国宝指定を受けまして、高速道路も山都通潤橋まで延びている令和5年、6年、この山都町の観光客の伸びを示す数値があれば教えてほしいなと思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、お答えいたします。御質問の数値につきましては、熊本県観光統計協会による市町村民経済計算報告書の統計数値ということで、御質問の中で数字を申されました。本町の実数につきましては、7億2,200万円というふうになっているところでございます。

また、御質問のそれ以降、5、6年の数値等につきましては、県に確認しましたが、次年度以降の発表ということで、現在まだ公表はなされていないというところでございます。

また、三つ目の国宝通潤橋になってからの数値伸びということでございますが、そちらにつきましては、また、観光統計調査等を精査いたしまして、改めて報告したいというふうに思っておりませんので、そちらで御了承いただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 具体的な数字がここで聞けなかつたのは少々残念ですが、統計がまだ出てないんで仕方ないですね。統計がまとまり次第、また共有いただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、最後の質問になります。山都町の女性、若年層の人口の社会減を抑制するための施策として、山都町の総生産額を伸ばすということが重要なポイントであるという認識を私持っているわけですが、特に観光分野は裾野が非常に広くて、しかも需要が町外に広がっていきますので、ここを伸ばすことが相当に効果の高い分野なのだろうと思っています。その町内総生産額を伸ばすにはですね。折しも現在、山都町観光振興計画の策定も進んでいるかと思います。

観光振興が単に民間事業の事業向上のみ、民間事業の業績の向上のみを目的とするのではなくて、その先には山都町の社会人口の社会減を抑えるということが目的にあるという認識で進めていただけるといいのかなと、私常々思っているところです。こうした考え方について、町の考え方を町長のほうからお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。観光とは一般論といたしまして、人々が日常生活を離れて、異なる場所を訪れ、その地域での文化、自然、歴史、史跡体験などに触れ、御当地の食を含め、楽しまれる活動ではないかというふうに捉えております。

よって、受入れ側の産業といたしましては、飲食、物販、運輸、宿泊、娯楽、レジャー、旅行業など、多岐にわたる分野で構成されることとなり、観光需要が高まるることはそれぞれの業界に

対し経済的な好循環をもたらし、相乗効果が期待できる複合産業、いわゆる観光産業となるのではないかと認識しているところでございます。

そのような観点から、本町の実態といたしましては、観光産業の発展と申し上げるだけの大きな規模感はこれまで至っておりませんけれども、町といたしましては、国宝通潤橋をはじめとした名所、旧跡、自然、景観、キャンプ場やトレッキングなど、山都の素材、資源を活用し、それらを有機的につなげることにより、山都町らしい観光地づくりを目指すことで、飲食、サービス業をはじめとした地域経済への波及効果を高めていきたいと考えているところでございます。

また、今後、観光地づくりの延長線上において、地域経済の活性化を促し、雇用を促進、創出することで、移住、定住の動機づけにもつなげ、町内経済と人口減少の双方に相乗効果が持たせればというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 観光振興が特に若い世代の方々の社会減の抑制につながるんだということを今日の一連の質問の中で、私も強く認識したところです。

こうした取組を今後とも続けていきながら、人口の社会減を抑えていくというのは非常に難しい、達成が難しいテーマだと思いますけれども、行政、議会も含めて、これを諦めることなく、こつこつと1個1個積み上げていきながら、努力を進めていければなと思うところです。決して諦めず、希望を持って進めていけたらと思います。

以上をもちまして、私の本日の質問を終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、3番、眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時07分

再開 午後1時10分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 皆様、こんにちは。10番、吉川美加でございます。

いよいよ梅雨に入りました。今日も朝から雨です。午後に入って雨脚が強くなった中、本日も傍聴にお越しいただいた皆様、本当にありがとうございます。

田植のシーズンが到来し、町内でも東から西へと田植が進んでいるようです。世の中の米の値段が高騰し、前大臣の失言から新しい農水大臣への交代があり、電光石火の政策によって、備蓄米が市場に出回り始めました。

しかし、この政策はあくまで非常事態を回避するためのものであり、5キロの米が2,000円という観念が定着するのは怖いと思っています。また、安易に米を輸入に頼ろうという考えは間違っていると思っています。

今、農業者は全人口の1%、よくて3%というふうに言われています。しかも、農業従事者の平均年齢は70歳に迫ろうということです。今後、農業者がいなくなったらと考えれば、本当に恐ろしいことです。政府には消費者への配慮もさることながら、農業を守る政策を進めていただきたいと思っています。

さて、先頃開催されました熊本県高校総体ですばらしいニュースがありました。矢部高校3年生の男子生徒がトラック競技1,500メーターで優勝したのです。私はこのニュースを見たとき、驚きと喜びで胸がいっぱいになりました。これは紛れもない快挙です。私の息子たちも陸上やつていましたが、陸上に限らず、記録の向上を目指す生徒は私学を目指します。記事によれば、この男子生徒は地元矢部高校を選択し、自学でトレーニング方法を考え、この快挙を成し遂げました。この努力を支えてくださった御家族や高校の先生方のお力添えもあったことと思いますが、本人の強い意志から学び取る力、すばらしいです。心から褒めたたえ、南九州大会での活躍を祈念します。

また、毎年5月3日に東竹原の高畠神社で開催される田植祭りを久しぶりに見学いたしました。この日は山都町のフットパスイベントと同日開催でしたので、午前中は赤立遺跡など、縄文時代の人の営みを感じる高台のウォーキングを楽しみ、午後は伝統の神楽舞や子どもたちによる田植踊りを見せていただきました。

このような伝統芸能が存続するような取組を考える必要があると強く感じた祭りでした。

さて、本日は多岐にわたる質問を用意しました。限られた時間の中、町長はじめ執行部の皆様には、端的な答弁をお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 通告書どおりにいきたいと思いますが、まずは坂本副町長にお伺いをいたします。4月1日に就任され、早くも2か月がたちました。副町長はUターンというふうに聞いておりますが、当時と現在の変化をどのように感じいらっしゃいますでしょうか。

また、最優先に取りかかることは何だというふうに思っていらっしゃいますでしょうか。お聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 副町長、坂本浩君。

**○副町長（坂本 浩君）** 全国の多くの自治体の最大の課題として、少子高齢化と人口減少、そして、それに起因する後継者不足や労働力不足といったことが挙げられます。

山都町は直近の統計によると、県内市町村の中で高齢化率は1位、人口減少率は2位となっており、まさにこの課題のトップランナーを走っております。

このことは行政サービスの効率が低下するだけでなく、民間の経済活動を縮小することなど、様々な身近な問題を引き起こすことになります。町長のマニフェストにおいても、人口減少による少子高齢化が最大の課題という認識の下、九つの政策方針が打ち出されております。

その中でも、私が最も重要な課題と捉えていることは、経済の問題です。地域経済の好循環を作るために、基幹産業の農林業はもとより、商工業、観光業など、全ての業種が稼げる産業となるよう、インフラ整備を含め、できる限りの政策を時間的緊迫性を持って、具体的に実行しな

ければならないと思っております。

今年度は町の総合計画を策定します。その中で、改めて課題認識を町民の方々と共有しながら、町長が町民に約束されたマニフェストの実現に向け、最優先とすべき施策を明確にして取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございました。また、先日の熊日で、就任後に新人ですというコーナーがございますけれども、その記事の中で、就任の抱負を問われて、副町長が観光ルートの整備が急務というふうに答えていらっしゃいました。今の御答弁の中にも、インフラ整備が必要だなということをおっしゃったと思うんですけれども、観光ルートの整備、どこが不足で、どのように改善、改修、または、その整備をしていくのか。見えてきたものがあつたらお知らせください。

○議長（藤澤和生君） 副町長、坂本浩君。

○副町長（坂本 浩君） 町長のマニフェストにもあります。すばらしい伝統を生かし、観光集客効果につなげるということは、稼げる観光産業を生み出し、地域経済の好循環を作り出すことにつながります。

町内に点在している国宝通潤橋をはじめとする観光資源、五老ヶ滝などの多くの滝、蘇陽峡、緑仙峡、清和高原天文台、清和文楽館、そして、町内にある三つの道の駅などをつなぎ、幾つかの観光ルートとして、モデル的に提示し、広くPRすること。それが、観光需要の開拓には効果的です。

また、それぞれの場所が連携することなく独自に存在し活動するのではなく、山都町の魅力を一連のつながりを持って示すことによって、町全体として観光産業が育っていくものと考えます。

さらには、山都の三大祭や清和文楽、人形浄瑠璃などの伝統芸能についても、それらを目的に来られた観光客の方々が、それをきっかけに町内全体を回っていただけるよう、ルート上に分かりやすく明示すると共に、そのタイミングを生かしたモデル的観光ルートを積極的に提案し、観光バスツアーの増勢などにつなげてまいりたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございました。まさに今おっしゃった観光の広がり、これ以前から私申し上げているんですが、インフラ整備の一つとして、通潤橋の放水時間をもう1回考えていただきたいと。そうしますと、今、午前中の町長の答弁にもありましたように、今、インターが開通をして、非常に便がよくなっています。なので、今の13時の放水ではなく、本当に午前中の放水に切り替えていただいて、土日に限って切り替えていただくことによって、一番とにかく通潤橋を目指してやってくる。そして、お昼をどつか町内で食べていただき、清和文楽を見ていただくなり、天文台に上がっていただくなり、そして、幣立神宮、そして馬見原の商店街というふうに、これがつながっていくと本当に思っております。道の整備等々だけでなく、時間的な配分もぜひ御一考をいただいて、今後の観光の広がりを考えただけたらなというふうに再度御提案をいたしたいと思います。

さて、次は6月の出水期を前に、防災に関する質問をすることにしております。皆様も、本当に梅雨の時期に入り、今日は九州北部では線状降水帯が発生しているというふうなニュースもございます。明日はこちらに降りてくるんじゃないかと本当に不安な日々でございます。いま一度、御家庭にある防災マップを御覧になり、御自宅や職場、あるいは小学校、中学校のハザードマップを確認していただき、どこに避難したらいいか、家族との連絡など再確認をお願いしたいと思います。

それでは、質問です。まずは、これまで重ねてお願いしてきた防災係に女性職員を配置していただきたいということに関してです。これは熊日に掲載された県内の自治体の防災会議、防災係に女性がいるのかを割合で示したものがありました。6月2日に山都町の防災会議が開催されました。参加者47名のうち女性は僅か4名です。1割にも及びません。防災会議への女性参画率の目標は30%ですが、とてもとても遠い話です。この数字を見てどう思われているでしょうか。一昨年発足した山都町防災士会も、当初12名中3名が女性でした。今年度の総会を経て、20名に増えた会員のうち、女性が8名となりました。

それぞれ県が主催する火の国ぼうさい塾を経て、防災士の資格を取っておられ、家族のため、地域のため、職場のために役立つ知識を得たいというお気持ちではないかと思います。

防災、減災は日頃の備えです。備蓄品のチェックや避難所運営など、男性、女性それぞれの視点が大事だと思っております。総務課においてはどのようなお考えでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。防災係の女性職員の配置につきましては、女性の視点を期待して配置することにより、これまでの業務の見直し等につながる可能性があるとは思うところですけれども、限られた職員数の中で全てに配慮した異動には限界があります。

今後も適切な職員配置を心がけてまいりますが、規定として女性を固定配置する考えはございません。防災対応には、様々な視点からの意見を把握することが重要です。今後も性別に関わらず、町職員一人一人が業務に対して偏りのない認識を持ち、多様性を念頭に置いて町民等と接すると共に、訓練や研修等を通じて防災対応に係る人材育成を図ってまいります。

また、多くの町民等に接する現場対応の職員からの意見聴取など、部署の垣根を越えた連携強化や情報共有などに努め、防災体制のさらなる強化に継続して取り組んでまいります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 固定する考えはないということは非常に残念なお答えでした。今、防災係は係長以下、あと2名ですかね。3名体制だというふうに思っていますが、それに危機管理監もいらっしゃいますが、やはり、だから、それをどうやって日頃の考えの中に落とし込んでいくかという工夫は大変必要だと思うんですが、例えばこの間の防災会議ですが、4名しか女性がおられず、1人の方は代理を立てていらっしゃったので、全く女性というのがお二人、3人の参加。そして、防災士からは、オブザーバー参加として、4名の女性防災士が参加をしておりました。

そういうことで、例えば防災会議に山都町防災士会というのを入れ込むとか、代表者は入つていらっしゃいますけれども、そういう意見の聴取というような意味においては、もうちょっときちんとした取扱いをしていただいたら、参画率は上がってくる。数字で言えばですよ。数字で言えばです。

しかしながら、やはり入れないというふうに考えを固められるのではなく、やっぱり係長以下、お二人のうちのお一人は女性にするというお考えも進めていただきたいと、本当に思います。それは他の部署でも、例えば福祉課にはすごく女性が多くいらっしゃいますが、そこら辺の人数配置も、もうちょっと男性の割合を増やしてもいいんじゃないかなというふうに思いますし、職員が少ないということはよくよく分かっているんですが、やっぱり少ない部署の中で、さらに少ないその係の中で、そういう人員を配置する。例えば、先ほどの防災会議参加者の資料の中で、山江村が5割なんですね。ということは、2人のうち1人が女性であれば、5割になるという数字のマジックのようなことがあるわけなんですね。そういうふうに、数字で言えば、クリアができるいく問題ではないかなというふうに思っているところです。ぜひぜひ御検討を積極的にお願いしたいというふうに思っております。

それでは、次に、緊急避難所となる地域の公民館についてお伺いをいたします。急激な気象の変化で大雨が降ったり地震が起こったり、緊急に避難を考えるとき、真っ先に思い浮かぶのは近所の公民館ではないかというふうに思っております。指定避難所が61か所から6か所追加されたというふうに、この間の防災会議で伺いました。公民館の備えについては、コミュニティー助成金などが使われる例が多いと思いますが、避難所としての整備についてはいかがでしょうか。

また、災害が長期化すれば、緊急避難所ではなく指定避難所へ移動しなくてはなりませんが、万が一道路が機能しなくなったとき、孤立したとき、熊本地震のときを思い出せば想像がつくと思いますが、そこでしばらく滞在を余儀なくされた場合の公民館の整備がどのように進んでいるのかをお伺いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えします。すいません、前段で、先ほど、吉川議員の解釈に若干勘違いがあるかなと思いました、女性職員の配置についてそれを否定しているわけじゃなくて、規定で必ず防災係に女性職員を1人そこに置くという考えはないということを申しました。女性の職員配置があり得る可能性はあるということで、御認識いただければと思います。

先ほどのお尋ねなんですけれども、本町内における備蓄倉庫の設置数は21か所ございます。これは御岳小学校を含んでいます。うち19か所が指定緊急避難場所に設置されています。発災時に孤立する恐れのある地域9か所に、町において備蓄倉庫を設置しております、そのほかは、自主防災組織において町補助金を活用して整備をいただいております。指定緊急避難所を有する自主防災組織による備蓄倉庫の設置は現在6か所あり、本年度において新たに4か所が申請を予定しております。

主要な備蓄品は町で準備したものをお預けし、町の備蓄拠点である4か所、パスレル、千寿苑、清和支所、蘇陽支所、ここを除き、備蓄品等の管理は地元で行っています。自主防災組

織での防災訓練時等に備蓄品を活用されています。

訓練時には、食料などは消費期限2年前のものを活用できることとしており、訓練時に消費したものや、避難所にやむを得ず消費したものがあれば、地元からの報告をいただき、それを踏まえて、町から主要品目を補充しております。

今後も防災講話、地区の防災訓練などを通じて、自主防災組織の備蓄倉庫設置及び防災訓練の実施を促していきたいと考えています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 進んでいることは分かります。先ほど、本当に当初、いわゆる緑川沿いのところとか、孤立が予想されるところには、町から設置をされたところは存じております。そして、さらにまた6か所プラスをされたと。今、28自治振興区はもう100%の自主防災組織の設置率ですけれども、そのほかに行政区単位として今増えているということだというふうに思います。そして、そこが備蓄倉庫を設置をして、それが進んでいるというふうなお話だと思います。

このことについて、中身は町が入替えをするよというふうなことなんですけれども、この倉庫の設置についての、いわゆる補助的なお知らせはどちら辺でされていることでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。今、ちょっと補助が幾らかというのは手持ちを持っておりませんので、明確に答えることはできませんが、備蓄品、あと防災倉庫の設置については上限を設けておりまして、上限はたしか10万円だと思うんですが、その上限を設けて補助を行っているところです。

あと備蓄品につきましては、備蓄品は基本的に食料品関係は町から補充しますので、あと、それ以外に地元で必要と思われるような備品を買われたら、その分を補助していくという形を取っております。

たしか広報等でもお知らせしましたでしょうか。あと、地元の防災講演会だったり、そういうのも詳しく説明しておりますので、また、御不明な点はぜひ防災係のほうにお尋ねいただければと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございます。この行政区単位での自主防災組織が徐々に増えているというのは非常にいいことだと思いまして、次の質問にもつながっていくことだというふうに思っていますが、顔の見えるやはり防災訓練というか、そういった避難の方法というふうなものが今非常に大切なことだなというふうに思っています。各区、あるいは、組の単位では連絡網等の整備はしてあるというふうに思っているんですが、いざというとき、誰が誰をケアするのかというのがどのぐらい進んでいるのだろうかというのには非常に不安な点もございます。

防災会議では報告がございましたが、本町の、先ほど申し上げましたが、自治振興区の自主防災組織の設置率は100%となりました。その他の行政区の自主防災組織も立ち上がりつついて、意

識の向上が見られるところです。今回の防災会議でも課題とされたのが、防災訓練の格差です。顔の見える関係の訓練ができているのかどうかということです。

つい先週、NHKの九州特番で、令和2年、人吉球磨の豪雨災害を振り返って、球磨村の避難訓練についての報告がございました。昨年、山都町防災士会でも視察をさせていただいた折にお世話になった村の危機管理監の方が出ておられましたが、避難訓練をするたびに参加者が増えていること、また、住民が自分事として主体的な訓練をしていることなどをお話しになっていました。

日頃の啓発が大切であり、そのことに基づいて訓練を具体的に行うことが大切だというふうに感じていますが、その推進についてどういうお考えをお持ちでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。町としては、当初、自治振興区の範囲を中心に自主防災組織の設立について働きかけを行っていましたが、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、全自治振興区において自主防災組織が設立されたことを受け、少し範囲を小さくした集落や行政区単位での自主防災組織の設立について、今働きかけを行っています。

災害の発生時には、公助による避難誘導や救助などが困難であることから、誰を、誰が、どこに、どのようにを地域内で把握いただくために、地域内の防災に関する知識の共有や醸成、万が一に備える体制や心構えを整えていただくことが肝要だと考えておりまして、日頃から接しておられるより身近な顔の見える範囲での共助の役割を自主防災組織等に期待するところです。

防災訓練の内容については、それぞれの村祭りや寄り合い等の機会を通じ、無理のない範囲で継続して取り組んでいただきたいと思います。

分からなきことがあれば、いつでも総務課防災係に御相談をお願いいたします。現在、全部で43の自主防災組織が設立されていますが、今後も地域での防災講話等の機会を通じて、積極的な働きかけを継続して行ってまいる予定です。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございます。本当に今課長がおっしゃったような小さい範囲での訓練がより進むといいなというふうに思っています。そのことについて、なかなか私の地区でもそうなんですが、防災訓練、年2回、町が推奨していらっしゃるんですが、2回もできるかなあというのが正直なところらしいです。

今おっしゃった人が集まるタイミングで何とかこうやっていくということなんですが、やっぱりより小さな訓練を進めていただくために、やはりより情報等や啓発というものが大切だと思いますので、区長さんとか自治振興区会長さんが集まれる折々に、くどいぐらいの説明を、そして、促しをしていただきたい。やっぱり皆さん、お忙しいので、分かるんですよね。防災訓練時間を割く暇が、暇がと言うとかんけど、時間がなかなか捻出できないというのは、もう今の季節はもう毎週のように草切りです。毎週、草切りですね。どこの地域もですね。そんな中で、6月の防災訓練は難しいなというふうなことは思っていますが、中でも小さな取組ができればいいかな

というふうに思いますので、今後も引き続き啓発のほうよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

次に、町内の住宅整備についてお伺いいたします。前回の後追い質問というふうになりますが、住宅の整備については、もう午前中からもありますように、町長の公約の中にもございますし、人口の増加減少の歯止めとして、大切な政策だというふうに思っています。急がなくてはなりません。

最近も、町内で農業を始めたい若い家族が住宅がなく、近隣の他町に住まざるを得なくなった事例を伺いました。当初予算で様々な調査費用などを委託されましたが、先ほど、午前中の質問にもありましたので、私のほうからは空き家解体とか、そういった点は除いて、住宅整備に宅地の調査、そちらのほうがどのような進み方を始めているのか、始めていないのか。そこら辺から伺いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、菊地勝也君。

○山の都創造課長（菊地勝也君） お答えします。本日午前中の3番議員の質問との答弁と同じ内容になるかと思いますけども、どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、委託料に計上してあります宅地整備の調査の委託料につきまして、宅地開発の目的やターゲットとする移住者層を明確にして、高速道路インターチェンジや学校、病院などの公共施設への交通アクセスなどの地域特性の分析、開発にかかるコスト費用などを総合的に判断して、候補地の選定を行う必要があると考えております。

また、そのほかには、民間手法を活用した宅地整備ができないかなど、民間事業者へアンケート調査を実施し、民間手法に係る検討に必要な条件をそろえることができるよう準備を進めているところです。

また、移住者の方々向けにアンケート調査を実施して、町にとって必要なニーズ等を調査しまして、宅地に係る計画の中に反映させていただければと思っているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 早速調査等の準備に入っているということを伺いました。

さて、この空き家なんですけれども、先ほどの特定空き家になるようなものを省きまして、先ほど、3番議員のほうにもあったかと思うんですが、それになる前の使える、しかも、空いている、その空き家の情報というのが乏しいんじゃないかなというふうに思っているんですよね。私はやっぱり空き家の全量調査に入っていただきたいというふうに思っているんです。空き家バンクの、先ほどもちょっとのぞいてみたところ、登録状況を見ても、矢部地区に大いに偏っていると。物件が偏っていることが見られます。相談にいらっしゃる前の調査が必要ではないかというふうに思って、これについて町独自で予算をかけてやってくれというふうな話ではなくてもできると私は思っているんですね。

といいますのも、社協さんが福祉課と連携する中で、地域の見守り、福祉の見守りをして、年に1回、各地域を回って、座談会をされている。その中では、その地域の白地図を広げて、ここ

は一人暮らしですよ、ここは空き家になりましたよ、ここはお昼間は施設に行っていらっしゃいませんよ、夜はいらっしゃいますよとか、そういったシールを貼りつける調査があるんですけれども、そういったのと連携をしながら、もう本当に区長さん、組長さんが一番地域の空き家状況、また、その持ち主のこと、いわゆる個人情報なんかを握っていらっしゃると思うので、そこら辺を頼りながら、連携をしながら、山の都が独自でやりなさいというわけではなく、そういった既にある活動の方法を利用しながらしていかれたらどうかなということを御提案したいというふうに思っています。

また、本当に区長や組長にお願いするのが一番早い住宅調査ではないかというふうにも思いますので、そういう方々の大きな会議のときなんかに白地図をお渡しになり、住宅地図をお渡しになり、これにチェックを入れていただけませんでしょうかというだけでも随分はかどるんじゃないかなというふうに……。どこかに委託したりとか、コンサル雇ったりとか、または職員が走り回ったりとか、そういったことがなくてもできる調査ではないかなというふうに思いますので、取りかかりとして、そういったことを御提案をしていきたいというふうに思っています。

また、空き家の担当者というふうなものについては、総務省の資料をちょっと見ますと、役場の正規担当者が大体1人か2人。そして、あとは地域おこし協力隊が補助をするというふうな形の自治体が多いように思います。

本町でも地域おこし協力隊がいましたが、任期満了で職場を離れられました。また、移住スマイルセンターは、女性のみの職場に今はなってはいないでしょうか。案件によっては対応が難しい、厳しい面もあるのではないかと思っています。様々なハラスメントが発生する中で、例えば現地の内覧会等には男性がついていく場合とか、女性がついていく場合とかがあるんじゃないかなというふうに思っていて、そういった取組も必要なのではないかというふうに思ったりしております。

まずは、その空き家の全量調査についてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、菊地勝也君。

○山の都創造課長（菊地勝也君） お答えいたします。課内でも、空き家の全量調査につきましては、議員もおっしゃられたとおり、自治振興区単位で、区長さんなり……、活用させていただいて、調査をするとか、税務課のほうでも、課税に係る家屋の調査をされるともお伺いしておりますので、その辺を活用しながら、庁内で協議をして、空き家等の調査に向けて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 各課連携で本当に先ほどの総務課長からの御答弁にもありましたように、職員数が限られている中で、どう効率よく、どう連携をしながら、業務をスリム化していくかというか、有効に使っていただきたいというふうに思います。ぜひそういった方法を使いながら、全量調査に進んでいただきたいということを申し上げます。

また、今、答弁いただいている担当課長においては、この4月に異動で来られたばかりなん

ですが、私の今回の質問、この10年ほどの振り返りをお願いしたいというふうに思っておりまして、4月から担当課長になられて、いろんな思いがあると思いますが、業務の引継ぎ等々の中で、今の現状、この10年間ほどで何が成果であり、何が失敗とは言ってはいけないかもしませんが、何が進まなかつたのか、これから何をしていかなくてはいけないのか。そういうことをお伺いしたいなというふうに思って、質問するところです。

私が25年ほど前にこの町に引っ越してきたときには、空き家はあっても貸家がない状況でした。それは全くいまだに変わっていないというふうな気がしているんです。課長から見たその状況、お話をいただけますか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、菊地勝也君。

○山の都創造課長（菊地勝也君） お答えいたします。空き家対策につきましては、所有者不明や相続人等が遠方にいるなどの空き家について、町民からの瓦が飛散しているや、倒壊の危険性があるなどの相談が年々増加しており、相談があった空き家等について、相続人調査を税務住民課と連携しながら行っておりますが、所有者の特定に時間を要する場合や、特定ができた場合でも相続放棄されるなど、解決に時間を要することも増えてきております。

また、人口減少や都市部への人口集中、少子高齢化など、空き家対策は全国において重要な課題となっております。

適切に管理されていない空き家等は、防災、衛生、景観等、地域住民に深刻な影響を及ぼすことから、国や自治体では様々な施策を講じてきました。国においては、平成26年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、特定空き家や管理不全空き家等の所有者等に対して、勧告や命令などの措置を講じることが可能となりました。相続登記の義務化や相続した土地を国に返還する相続土地国庫帰属制度なども実施されております。

なお、本町においては、令和5年に山都町空き家対策計画の策定を行い、増加する空き家について、空き家バンクや改修補助金などの対応を行ってきたところです。空き家バンクについてはこれまで182件の成約があり、空き家の利活用についても134件の利用がございます。一定の成果があったのではないかと推測いたします。

これまで主に空き家の利活用に向けて施策を実施してまいりましたが、利活用できない空き家等については、除却を推進するとともに、空き家に関するセミナーの開催やお住まいの家の在り方について、家族で考える機会の提供などを実施し、まずは空き家の減少、普及啓発に向けた施策の展開が必要になると考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございます。また、新しいものとしては、この間ちょっと見せていただきました、いわゆる家のエンディングノートみたいなものを課のほうでは作られたと。そのうち全世帯にお配りになるんじゃないかなというふうに思っていますが、また、本当に空き家の所有者の特定が難しいという話は本当に深刻だというふうに思います。尋ねても、もう相続放棄するわみたいな方も多いというふうに聞いていまして、全く本当に田舎にいろんなもの

を押しつけるんだなあというふうに、非常に切ない思いがしているところです。

一つ一つ急がねばならないし、時間をかけなくてはならないし、ジレンマもあると思いますが、一歩一歩、空き家対策進んでいただきたいというふうに思っております。課長、ありがとうございました。

それから、また前回提案させていただいた菜園つきの住宅開発、宅地開発についてなんですが、これは検討を少しでもしていただけたかなというふうに思いまして、質問をいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、菊地勝也君。

**○山の都創造課長（菊地勝也君）** お答えいたします。前回の質問につきましては、山都町の食料自給率の高さや、安心安全な食の提供など、強みを生かした要素を取り入れた政策の整備について今後検討してまいりますとお答えしております。

現在、家庭菜園つきの宅地開発は、近年、注目を集めている住宅のスタイルの一つではないかと思います。住民に自然と触れ合う機会を提供し、持続可能な生活を促進するなど、様々な利点があると注目しているところです。例えば、家庭菜園があることで日常の買物の一部が自給できる可能性や、子どもさんのいる御家庭では、食育の学び、菜園を通じて住民同士の交流を促進することなどが挙げられます。

また、今年度は宅地造成候補地の選定を行いますが、併せて山都町へ移住して来られる方々を対象にアンケート調査を実施し、その中でも、家庭菜園等についても問い合わせたいと思っております。

来年度以降、実施に向けた設計を行う段階では、住宅の配置や庭のデザインなどが重要になりますので、情報収集を行い、活用してまいります。

また、野菜づくり講演会などを開催し、SDGsの推進と住民が安心して菜園を始められるよう、関係各課と連携しながら、支援していく体制を今後検討してまいります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 大変前向きな御答弁ありがとうございました。前回のときは、農林振興課長がお答えいただいたかなというふうに思っているんです。そのときにやっぱり農地法であるとか、農業委員会等々のあれも必要だなというふうなことで、難しいようなお話を伺っていたところなんですが、今の課長の御答弁には大変心強い思いです。

いろんなタイプの、本当にアパートに住みたい人もいれば、庭付きの家に住みたいという人もいらっしゃるでしょうから、そういった本当に適地を探していただき、調査をしていただき、また、進めていただきたいというふうに思います。本当に山都町で土を触りながら生きていくということが、本当に私は健康寿命の延伸につながるんじゃないかなというふうに思って、大きな魅力の一つになっているというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、住宅問題について、最後は町長に伺いたいと思います。

移住者のことに対する、今の移住定住というふうな問題でとても大事なんですが、町内の高齢者住宅も課題だというふうに思っていて、運転できなくなったりした高齢者が買物や通院に便利のよ

いグループホームなどの整備も必要じゃないかなと、この間御提案を差し上げたと思うんですが、町長の住宅政策、何が最も優先されることなのか、お考えを伺います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。本日も定住施策についてはいろんな御質問いただきました。

まずは、若い世代、子育て世代の方々にこの町に住んでいただけるような住宅政策というのは最重要課題であるというふうに考えておりますが、併せて、高齢者の方々が一人暮らしであったりとか、その集落にだんだん住んでいる方が少なくなっているという現状もございます。

年を重ねても、幾つになっても、安心してこの山都町で生活できるための住宅政策ということも非常に重要な課題であるというふうに思っておりますので、併せて、今後、町といたしましても対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 町長、ありがとうございました。引き続きよろしくお願いをいたします。

次の質問に移ります。現在世の中を騒がせている米づくりに象徴されるように、農業を取り巻く環境は大変厳しいものとなってまいりました。本町でも、トマト、ピーマン、ナスなどの夏秋野菜、非常に盛んに行われておりますが、気候の変動や後継者不足など、将来的な不安が大きいと思っています。

農家の方々はほとんどが家族経営ではないかと思いますが、最近では外国人の労働者を雇用されている例もあります。

しかし、年間を通して労働者を雇用することは、農家にとって大きな負担になっているのではないかでしょうか。地元の方を来れるときでいいからと、臨時に雇われる方も多いようです。このような働き方をシステム化することはできないでしょうか。南小国町が始めた仕事コンビニは、ちょっとだけ働きたい方々とちょっとだけ手伝ってほしい方々をつないで、多様な生き方を実現するというキャッチコピーで始まっております。登録制によって両者をマッチングさせる方法です。制度化となれば、どこかに仲介組織が必要となるので、そういったところの制度設計は難しいかもしれません、シルバー人材というわけではなく、どの世代の方も対象として、隙間時間を労働として提供できるといいのではないかというふうに思っているところです。

南小国町もまだスタートしたばかりで、課題も多いというふうに聞きました。試行錯誤が大切ではないかと思います。このことについて研究していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えいたします。農業者の高齢化、減少化が進む中で持続可能なものとしていくためには、農業現場を支える多様な人材の確保は重要なことであると考えます。生産現場における人手不足を解決するためには、農作業受託や機械器具のシェアリング、人材派遣、データ分析など、様々な農業支援サービスを展開する事業体の育成が必要

であると思います。

現在、多くの農業者には、ハローワークや求人誌の活用もありますが、最近では、労働力募集アプリ等の活用も進んでいるような状況です。このようなことから、国も農繁期等における産地の短期労働者の確保に当たり、また、産地や他産業との連携や労働力募集アプリの活用によるマッチングアプリ等の開発などの支援が行われているようです。

また、ほかに特定地域づくり事業協同組合制度という制度があり、過疎地域の人口減少地域における雇用創出と産業維持を目的に、人材の確保及び派遣を事業協同組合が行う事業となります。これは農業分野に特化したものではありませんが、県内にも5事業組合が県の認定を受けて取り組んでおられます。

本町においても、この制度が活用できぬか注目をしているところでございます。まずは本町に七つあります地域営農法人においても人材確保が重要な課題でもありますので、ここで組織しております山都町地域営農法人連携会議の中におきまして、情報共有を進め、この制度の活用についての理解を深めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 既に取りかかっていただいているということで安心をいたしましたが、本当に私たち、何というか、農業は本当難しいです。だけれども、私たちみたいな農業の素人であっても、トマトの摘み取りであったりとか、ピーマンの収穫であったりとか、本当にそこの部分だけでも携われたら、やっぱり野菜に対する愛着とか、やっぱり自分の空いている時間を賃金に変えることができるとか、非常に人間の生き方としてすばらしいことじゃないかなというふうに思っていますので、今後も検討を続けていただきたいと思います。ありがとうございます。

さて、次に、五老ヶ滝川の浄化について伺います。このことに関しては、明日、1番議員からも質問が通告されていますので、私なりの提案をさせていただきたいと思います。

国宝通潤橋の下を流れるこの川がきれいでないことは、町内外から伺うところです。国宝と指定されてからは観光客も増加していますし、毎年の県内の小学4年生の見学の際にも、汚れやにおいを指摘されることもよくあり、目の前にごみが浮いていたり、透明性に欠ける水面を見ながら案内している私たちは申し訳ない気持ちでいっぱいになります。物産館側から太鼓橋を渡って、布田さんの像のほうへ歩きますけれども、その像のあたりで大きく左にカーブをしており、そこに土砂が堆積しています。五老ヶ滝川は県の管理とは聞いておりますが、まずはその土砂の除去ができないものかというふうに思っております。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員おっしゃられるとおり、その線形につきまして、河川の形ですね。また、流速などについては非常に泥がたまりやすいということです。泥の撤去に関しては、ごみ等の撤去という形と目的は違いますが、河川の断面を確保するという災害防止のため、管理者の県のほうへ、建設課のほうから昨年9月にしゅんせつの要望がしてあると聞いております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございました。ぜひ建設課のほうからもプッシュをしていただきたいというふうに思います。

そして、その河川の浄化については、ちょっと私なんかがネットで検索しただけでも、いろんな方法が出てまいります。先ほど言いました川底にたまたま土砂の除去、それから微生物を活用して汚れを分解するもの、または、葦のような植物のそういったものの吸着力を活用する方法、川に流れ込む排水を高度に処理することなどが出てまいります。

このような方法については、大学や企業でも専門に研究している方がいらっしゃると思うので、町が連携している大学等にも関わっていただき、専門家、役場、地域の住民が一体となって、川をきれいにしようキャンペーンみたいのを始めてみるのもいかがなものかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員の提案された件につきましては、まず、清掃についてなんですが、物産館の管理者等が管理地内の清掃の一環、または民間のボランティアの方が一部、河川の全部じゃないんですけども、清掃していただいていると聞いております。

今後も提案されたような内容につきまして、行政だけじゃなくて、関係団体とか、関係機関のほうに何ができるかの検討をしていきたいと思います。また、そもそも不法投棄が大雨のときに、物品が流れないように、周知、啓発を行っていきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） まちづくりは、今の川のことも含めそうなんですが、行政だけでやるものではないです。今言ったように、やっぱり町の人を巻き込みながら全体でやっていく。そういう機運の醸成が一番大事じゃないかと。我が事ですね。身の回り、台所のことから排水のこと、全てを考えていくのは、町がやってくれではないというふうに思っているし、今まさに、移住者を中心として、やっぱり町なかの下水の臭いが気になるというふうな話も出ておりまして、そういった方々は、昔行われていたEM菌での浄化を勉強してみようかなあとかいうふうな動きもしていらっしゃいます。

そういう方々のことも捉えながら、自分でやるものではないし、本当に町全体のこととして、やっぱり自分の町の川が汚れているというのはやはり気持ちいいものではないので、そこら辺はしっかりと組んで、チームとしてやっていく全体の機運を醸成していくということが非常に大切なことだと思います。

また、川沿いの住宅密集地では、浄化槽を設置できないおうちも多くあるのではないか、まだ残っているのではないかというふうに思っているんですね。千滝川浄化のためには、裏側に四万十方式の浄化槽が古くから設置をされているんですが、設置以前と比較すると、浄化されているのかもしれません、いまだに満天にきれいな川になったとは言えないというふうに思っています。

この家庭からの排水の課題解決については、先ほどの台所からという意識を啓発していくとい

うのも一つの本当に大事な方法だとは思うんですけれども、浄化槽がいけられない部分での対策として、どのようなお考えがありますか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員おっしゃられるとおり、確かに以前から見て、一部きれいにというか、以前よりはましたという話もあったと思いますが、確かに全然まだ清流というほどのきれいさではないと思います。

設置に関しては、町としては浄化槽を設置することが第一だと考えております。補助制度も今までどおり以上にするために、それまで2分の1補助だけだったんですが、配管とか単独浄化槽からの転換については上乗せとかというふうにしております。それと、以前はなかった省スペース対応の浄化槽、または車庫にでも設置できるような浄化槽という方法がありますので、そういう情報をより一層啓発していきたいと思います。

ただし、それでもなかなかすぐにはできないということですので、それまでの対策というか、取組としては、各家庭に、生活、雑排水の適正な処理、例えば、野菜くずを絶対流さないとか、廃食用油とかを適正に処理するとかというところの周知啓発を進めていきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 引き続きよろしくお願ひいたします。ちょっと時間が限られてまいりましたので、最後の質問に行きたいと思います。

義務教育学校の現在の進捗状況について伺いたいと思います。昨年8月に、これまでの3校案から、清和、蘇陽で1校、矢部1校の2校案となったことの報告がございましたが、その後の進捗状況が分かっている範囲でお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 義務教育学校につきましては、清和、蘇陽地区義務教育学校の設立に向けまして、現在協議を進めておるところでございます。

その校舎等の位置につきましては、清和蘇陽地区の現在の小中学校及び廃校校舎と、それから、そのほかの候補地につきまして、校舎の状況や災害等に対する安全性、通学時間等の諸条件を見ながら検討を行っております。公表できるような段階になりましたら、速やかにお知らせしたいと思っております。

なお、清和、蘇陽義務教育学校準備委員会の第1回目の開催を今月6月24日に予定しているところです。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございます。

次に、不登校とは何かというふうなところの質問を投げかけておりますが、お答えはちょっと欠席日数のことであるというふうな定義でございましょうから、もうちょっとそこはカットしたいというふうに思いますが、学校に行けない子ども、不登校という人が増え続けているわけなんですね。全国的には35万人に達する勢いというふうに聞いておりまして、私はこの不登校という言葉に対して大変違和感を覚えています。まるで何か学校に行く人がよくて、行けない人が悪い

かのようなイメージがあるような気がしております。何かほかの言葉がないかなというふうに思っているところなんですが、山都町にも少なからず学校へ行けない児童、生徒がおられます。委員会では、やまと教室を展開し、学校へ行けない児童、生徒の対応はしていらっしゃると思います。

しかしながら、不登校の原因は実に様々であり、100人いれば100通りの理由があるというふうに思っております。学校にあつたり、家庭にあつたり、本人の心の中にあつたり、ひとくくりの答えは出ません。

そして、全国的にも県内にもそういう子どもたちを受皿として、フリースクールやオルタナティブスクールなどが台頭してきています。ある資料によりますと、県内にも47か所のそういう子どもの居場所が設置されているそうです。

先日は隣の高森町に子どもたちの第三の居場所という施設ができました。今、子どもたちに欠けているのは主体性であり、自己決定の力ではないかというふうに思っています。先生や保護者がレールを敷くのを待っている子どもたちの姿がまだあるのではないかというふうに思ってしまいます。自ら学びたいことを探し、本を読んだり、野外に出たり、体感したり、成長することができる学校を目指していただきたいというふうに思っています。これから始めようとしている義務教育学校では、教育の中身を検討する時間を十分に取っていただきたいというふうに思っています。自発的な興味が湧き上がり、その課題解決に向かって行動ができれば、自ずと学びの姿勢が表れると思っています。

学校教育というものが、今の国の制度においては、文科省が言ってくる様々な内容をしっかりと押さえていかなければいけないという中で、長年やってこられたのをいきなり変えろというふうなことは難しいのかもしれません、やはり私としては、一番地元の公立小中学校に行けるのが望ましいのではないかというふうに思っていますし、また、学校が、教育長、あるいは学校長の采配で、ある程度、公立学校でも変革が起きております、全国的に見れば。

そういう、本当に子どもが安心して行ける。さらに言えば、楽しんでいける場であれば、第三の居場所という出現もそこまで増えなかつたのではないかというふうに思っております。

ちょっと長くはなりましたが、主体性のある子どもを育てることについての教育長のお考えを伺いたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** その前に、不登校児の対策等についてもございましたので、現状が様々であつたり、その取組が各学校において、あるいは各関係機関におきまして、精いっぱいの務めを果たしてもらっているということをまずは御報告しておきたいと思います。

その上で、お尋ねの主体性のある子どもを育てることについてということでございますけども、これは義務教育学校を待つまでもなく、現在でも各学校におきまして、学校長以下、組織を挙げて取り組んでいるところでございます。児童、生徒が主体的に、そして、対話、あるいは交流を通して学び合いにより、深い学びとなって、それぞれの学びが身につくというような教育活動が展開されております。

もちろんその成果は、学校や各個人や集団等の特性にもよりますけれども、目指しているところは主体性のある子どもの育成でございます。

また、そのためには、学年とか学齢に応じた確かな学力を身につけ、ほかの友達の意見等をしっかりと理解して、自ら十分に考え、誰にでも分かりやすい表現で自信を持って発言できることだと思います。

学校教育の前段として、家庭教育でその基礎を培います。ちょうど盛んに問い合わせを発するような時期、知的好奇心が大いに育ちます。家庭をはじめとした称賛や、周りによる称賛や肯定的、指示的声かけなど、あるいはごっこ遊びや体験活動を通して、五感で身についた学びの成果がその後の育ちに大いに影響すると考えます。

これら幼少期に培われました力を学校教育の中でも伸ばして育てていくことが大切だと思います。

また、地域の教育力、これは子どもたちにとりまして、斜めの人間関係とも言われ、親子や教師と生徒といった関係でなく、まさに斜めというわけですね。そういった子どもの成長に重要な関わりを持つ地域の力もあると思います。子どもに関わる大人の指示的、あるいは共産的といいますか、賛同的な関わりが主体性のある子どもの育成につながると考えております。

そういったところが、現代では特に家庭の関わり、あるいは豊かな経験、体験活動の機会、地域活動の機会などが少なくなってきたということが危惧されております。

ですから、集団や教育行政等の企画により、意図的にそのような機会を設けることが子どもの成長にも必要ではないかと考えます。義務教育学校に期待していただいております教育内容ももちろん、文科省が示します教育課程に沿って行うことでももちろん大事でございます。そして、その地域や学校に応じた教育課程の特色を生かすということも大事でございます。義務教育学校の特性も生かしながら、さらに魅力ある学校づくりに努めてまいりたいと思っております。また、機会を捉えて、状況報告等ができる機会がありましたらと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 大変熱く語っていただきありがとうございました。まさに今の体験活動こそがこの山都町でできる一番いい活動ではないかというふうに思っています。今、教育長が言われた家庭、まず家庭に本当にあると思います。そして、家庭でも、学校でも、地域でも、その子どもの成長を待つ、これが一番やっぱり難しくて、大事なことではないかというふうに……。やっぱり待って、その子のやりたいもの、見つけたいものを支えていく。そして、それを伸ばしてあげていく。そのサポートしていくのが私たち大人の役目ではないかなというふうに思っています。

みんなが自主的に学ぶことを覚えれば、自ずとそこに研究、図書館に行ってみたり、野外で活動してみたり、そして、その目標に向かって、自分がだんだん高まっていく。そういった子育て私も心がけていきたいというふうに思っております。

本日いろいろお伺いをしてまいりましたが、住宅政策、環境政策などは、共に新しい地方経

済・生活環境創生交付金などに当たっていくのではないかと思いますので、国の支援等も研究しながら取組を進めていただきたいと思い、質問を終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、10番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時21分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 8番、藤川多美でございます。田植も少し水不足が心配されましたが、ちょうど梅雨に入り、水不足の心配も解消されました。毎日、米の問題が報道されておりますが、備蓄米も、入札から大手スーパーやディスカウントスーパーとの随意契約で、しかも、低価格で放出され、それでも米の価格が高騰する場合、輸入することとしていますが、政府内でも輸入することに反対の声もあり、米の問題がどうなるのか。生産者も一喜一憂で、今後の動向が心配されます。米の物価高騰に便乗した米の詐欺が相次いでいます。昨日、米の詐欺サイトに注意するよう、熊本県から注意喚起がありました。注文前に、サイトの事業者情報をきちんと確認し、詐欺に遭わないようにしていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） それでは、1番、台湾との友好交流について、質問をいたします。今年度補正予算において、台湾との友好交流に向けた協議のための予算が計上されております。そこで具体的には、今後、現地へ向かわれ、調整されるものと思いますが、昨年の12月現在、日本の155の自治体が、台湾の自治体と提携の形態は様々ですが、締結されております。また、一つの自治体で複数の自治体と締結されているところもあり、上益城郡でも、益城町と御船町が協定を結んでおられます。町長におかれましては、福岡の台湾領事館を表敬訪問され、交流についての意見交換をなされました。今現在、考えておられる交流自治体や交流内容、そして、提携時期の予定があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。このことにつきましては、今議会に議案として上げております一般会計補正予算に計上しているところです。

今回の予算計上につきましては、現在、具体的に台湾のどこどこの町と協定を結ぶとか、観光ルートの確立や農業交流など目的が特に決まっているものではありません。T S M Cが熊本県に工場を設置し、県内自治体の台湾との交流が盛んになる中、これまで他自治体の状況の把握や福岡の領事館に出向き、情報の収集を行ってきましたが、台湾との交流について、まずは今年度中

に、国宝通潤橋や清和文楽への観光や教育交流や有機農業に特化した農業交流など、何が本町としてできるのかを確立させるため、様々な関係団体との協議を行い、学んでいきたいと考えております。

そのため、まずは予算を計上して、県や関係団体との協議を行って方向性を見出し、できるだけ早い段階で動き出せるように、予算の確保をお願いするものです。

また、今回の予算要求とは別になりますが、教育委員会でグローバルジュニアドリーム事業として、熊本県が主催する県内の小学6年生、中学生を対象とした台湾研修事業があり、山都町からも3名の方が参加され、1名につき30万円の補助を行うこととなっております。

実際、台湾の二つの区からどうですかみたいな話も直接メールで来たりします。でも、台湾の方も、何というか、日本人と違って、ぱぱっとしようみたいな感じされるので、ちょっとこちらも慎重になっているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 台湾のほうからもアプローチがあるということで、少し光が見えてきたような気がいたします。

以前は韓国と交流があつておきましたが、子どもたちですね。そういうことも、先ほど一つ紹介がありましたけれども、そういうことで、子どもたちとの交流も、世界的な視野を広めるというためにも、一つの案ではないかなと思います。

また、交流の一つとして、TSMC関連で台湾からたくさんの方がお越しいただいておりますが、週末や職場のリフレッシュ休暇、夏休み等の過ごし方として、そよ風パークや清和高原天文台を保養施設として、また、研修施設として提供してはどうかなと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、お答えいたします。議員御質問のそよ風パークや清和高原天文台につきましては、本町の公の施設、観光集客施設としまして、現在指定管理者制度により運営を行っているところでございます。

この二つの施設における外国旅行者の受入れに係る現在の状況を少々御説明いたします。そよ風パークにつきましては、一般的宿泊ツアーとしまして、台湾をはじめとした東南アジア諸国からの受入れがなされており、また、清和高原天文台につきましても、海外客のツアー造成に係る旅行会社の視察を受け入れられた実績があるということを確認いたしているというところでございます。

そのことからも、御提案をいただきました保養施設としての活用につきましては、現在の受入れ環境の延長線上と捉えまして、集客強化対策や安定収益の確保対策として、そのほか、観光素材のPR効果や町產品の購買等にもつなげられるなど、経済的な好循環を促せるとの観点から、その必要性や可能性を幅広く私も感じているというところでございます。

そこでではございますが、実際の受入れに関しましては、相手様に施設の紹介をする際に、施

設の多言語化ですか、宿泊費や受け入れ可能な時期など、具体的な条件等の提示も必要になるかと思われるところでございます。

そのことからも、各指定管理者と協議の上、その内容を組立てまして、取組に向け、速やかに形づくられますよう、町としても促していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 町としても積極的な取組を考えておられますので、なお一層進めていただきたいと思います。

今、それぞれ、企画、それから山の都から課長の答弁がございましたが、町長におかれまして、台湾領事館を訪問された際の感触等も含めて、付け加える何か説明がございましたらお願いいいたします。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。ただいま藤川議員のほうからもありましたとおり、福岡にございます領事館のほうを私と企画政策課と共に伺いまして、先方のほうでもしっかりといろんなお話を聞かせていただきました。

その上で、台湾のほうからも、この山都町との提携ができるような町がどこかなかというようなお話をいろいろと候補をいたしましたところでございます。併せて、また、別の東京のほうにも台湾の関係者の方とお会いする機会が私あったものですから、その方ともそういったお話をしながら、いろんな情報をまずは入れながら、本当にこの町にとって必要な、そういったお互いに有効な関係ができるような協定なり、姉妹提携なりというができるようなところをしっかりと見極めながら、これについては進めていきたいと思います。

併せまして、TSMC絡みで、現在熊本のほうには多くの台湾からの方がおいでになっております。九州中央自動車道も開通いたしました。多くの方にこの町のほうに来ていただけるような受け入れ体制を、先ほど課長が申し上げましたように、しっかりと準備をしながら対応を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 熊本県内の、いわゆるTSMCの工場の近くの方は、それぞれが町村でこういう手法を考えておられると思いますので、先駆けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、1番の質問は終わります。

次に、天然記念物カモシカの保護対策についてお尋ねをいたします。昭和30年に文化財保護法により国の特別天然記念物に指定され、保護が図られておりますが、動物の国宝とも言える生き物です。カモシカを目撃した場合、様子を見守るのが原則で、道路などで交通事故の恐れがある場合は、最寄りの警察署に、また、自治体の文化財担当部署に連絡することとなっておりますが、熊本県のホームページをのぞいてみると、目撃地域の市町村教育委員会へ知らせると共に、可能であれば、写真を教育委員会へ提出してくださいとあります。

熊本県内のカモシカの推定頭数は40頭で、生息状況は危機的状況に直面していることから、特

別天然記念物の保護に御理解と御協力をお願いしますとされています。

文化財担当の教育委員会におかれましては、住民から情報提供があった後、どう対処されるのか、まずはお尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えいたします。本来、ニホンカモシカは高地に生息しておりましたが、鹿の増加による植生の変化などにより、ここ10年ほどの間により標高の低い場所で確認されるようになりました。生息頭数は5年に一度の頻度で、熊本県、大分県、宮崎県が3県合同で実施しております特別調査により、九州全体で200頭、県内では先ほど議員もおっしゃられたように、約40頭と推定されており、絶滅の危機に瀕しているということです。

山都町では、従来、内大臣や菅地区などを中心とした九州山地に生息していた一群が確認されておりましたが、近年は、祖母傾山系に生息していた別の一群の個体が、隣接する高森町をはじめ、一昨年前からは高森峠付近の国道沿いで頻繁に目撃されるようになっております。

ニホンカモシカを発見した場合、元気であればそのまま見守り、目撃地点などの情報を町に寄せていただくななどの対応をお願いしているところです。くくりわななどにかかっている場合、または、死体を発見した場合は、その管内の教育委員会に連絡をいただくこととなっております。

目撃情報については、町が取りまとめて県へ報告し、県から関係市町村へ周知するという体制がとられております。

また、発見時に死んでいた場合は、文化財保護法に基づく滅失届を文化庁へ提出することとなっているほか、県カモシカ保護指導員に連絡して、研究目的で回収する場合もあるということでした。

これまで町内では、平成27年、令和4年に死体発見の情報、くくりわなに誤認捕獲されたカモシカの情報提供が2件あり、職員はじめ、地元関係者の協力を得て、現地確認や放逐作業を行つてまいりました。また、1件は、昨年5月に新聞報道でも取り上げられたところです。

町でもこうした目撃情報の提供等の呼びかけについて、地元獣友会をはじめ、関係団体への周知を図りたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） これまで蘇陽地区柳谷でもカモシカの赤ちゃんが目撃されたり、昨年は、課長がおっしゃったように、蘇陽地区高畑で有害獣捕獲用のわなに誤ってかかってしましました。

現在、高森峠のトンネルの手前に、カモシカ注意の横断幕を教育委員会で設置していただいておりますが、許可が期限付であるため、一度撤去されました。二、三年前から頻繁に見かけるようになりましたが、1頭の行動圏は雄が15ヘクタール、雌が10ヘクタールと言われていて、広範囲を移動しますが、見かけなくなったかと思うと、また出没します。

高森町教育委員会とも常に情報共有をされておるようですし、高森町側も高森峠の中腹に上り車線と下り車線に一枚ずつ横断幕を設置していただいております。最近、高森峠の国道の路肩で頻繁に見かけますが、交通事故遭遇の危険性がございます。横断幕ですと、期限付で撤去されま

すので、スピードを減速させる道路標識案内版等の設置はできないのか。

ネットで検索しますと、カモシカの写真やイラストつきの警戒標識がありますが、そんな標識を設置し、カモシカが事故に遭わないよう保護していただきたいと思いますが、教育委員会の見解をお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えいたします。一昨年の秋から春にかけて高森峠付近で頻繁に二ホンカモシカの目撃情報があったことから、令和5年12月に国道265号、高森トンネル南側入り口付近から、入り口付近の山都町から高森町側への進行方向となる車線沿いに注意喚起の横断幕を設置したところです。

また、これらは先ほどおっしゃったように、高森町と共有したデザインとしております。当初は仮設の掲示板として設置しておりましたが、恒久的な道路標識となれば、熊本県土木部への道路占用許可申請等の手続のほか、それなりの予算も生じてくるのではないかと考えております。

高森峠付近での二ホンカモシカの生育状況を注視しつつ、また、高森町の教育委員会とも連携しながら、この件については検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） このことについては、担当の職員にも常々申しておりました。今、課長がおっしゃいましたように、ほかの機関の許可もいったりとありますが、もちろん予算も伴いますけれども、人間がこのカモシカを守らないと誰が守りますでしょうか。ぜひ、そんな予算は、この標識、何十万もするものじゃないと思いますので、ぜひとも、このカモシカを守るために、すぐにでも取りかかってほしいと思います。

3年前、高森町の下切でもカモシカの子どもがわなにかかりました。これまで見かけられている高森峠から柳、高畑、高森の下切一帯の奥阿蘇の地域を保護地域として設定に向け、高森町教育委員会と情報を共有しながら取り組んでいただきたいことを切望するところです。よろしくお願ひいたします。

それでは、3番目の質問に移ります。集落支援の活用についてお尋ねをいたします。都市部の外部人材を委嘱する地域おこし協力隊に対し、集落支援員は地域の実情に詳しい内部人材を委嘱し、役場の職員と連携して、集落への目配りとして、集落の巡回、状況把握等を実施するものです。集落支援員も支援員1人当たり350万円を上限に、特別交付税措置で財源の手当てがあります。

そこでまず、山都町での集落支援員の設置状況をお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。本町における集落支援員は1名が活動されており、身分としては会計年度任用職員として、シニアクラブ連合会で活動されております。

県内の状況を見ますと、令和3年が5団体12名、令和4年が6団体16名、令和5年が6団体21名、令和6年が9団体28名となっております。どの自治体も1名から2名の集落支援員となって

おり、先ほど申し上げた集落支援員の採用人数のほとんどが高森町での実績となっております。

集落支援員は行政と協力して、集落点検、例えば集落の巡回により住人の通院状況や集落が抱える問題解決に向けた話し合いなど、様々な見守り活動を行うこととなっております。

集落支援員の活用につきましては、地域おこし協力隊と同様に、明確な業務目的を示し、具体的な活動方針を定め、スキルの高い集落支援員の確保が必要だと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 1名、今、設置してあるということですが、シニアクラブ連合会ということですが、次の質問にちょっと関連しますが、シニアクラブの減少が際立っております。役員の成り手不足で、クラブ活動の休止や老連からの脱退が相次いでおるところです。

今お聞きしましたら、ここに集落支援員が配置されているということであれば、今、課題が出てきました。こういう減少しているということの手立てがなっていないんじゃないかなあと思いました。私はほかのところで設置してあると思いましたので、では、ぜひこのシニアクラブが脱退とかしないで、そういう手続等にしっかり補助をしていただいて、以前のように老連に加入していただいて、活発な活動ができるようにしていただきたいという思いから、集落支援員の活用についてお尋ねをしたかったところなんですが、今こうやって支援員が老連にいらっしゃりながら、クラブがどんどん減っているということは、その活動の実績がどうなのかなというふうに思いましたが、このことは通告していませんでしたけども、課長のほうからそういうふうにおっしゃいましたので、何か答弁されることがあつたらお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。現在、町で雇用している集落支援員は、シニアクラブの事務局補助として令和6年6月から採用をいたしております。勤務日数は週3日、町のシニアクラブ、老人クラブの連合会の事務局として、主に連合会の運営全般を担われており、会計処理、会員の相談対応、シニアクラブ活動のサポートなども行っております。

また、今年度に入りましては、他の自治体の老人クラブとの交流事業も考えておられて、いろんな活性化、シニアクラブの活性化についても取組を始められているところです。

雇用に至った経緯は、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、会員の高齢化、事務局を担う人材が見つからない。また、郡や県の会議出席の負担が多い等々の悩みが多かったことから、集落支援員にこれらの業務を依頼してはどうかというところで、委嘱することになりました。

集落支援員は地域の実情に詳しい人材の起用が可能なため、高齢化が進む本町では、地域コミュニティ活動やイベントの支援、また、有効な人材確保の制度であるというふうには理解しております。

ただし、成り手の確保、そして、どのような業務を依頼すれば効果的なのか。そういう検証も、必要になると考えております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 週3日の勤務ということなんですが、事務的な補助ということですけ

れども、今後は他町村の自治体との交流もということでお答えをいただきましたが、他町村との交流も大切なんですが、まずは地元で脱退したクラブ等の復活に努めていただくのが本筋ではないかなと思いますが、脱退したクラブをまた集落支援でお世話をするといった任務を事務的な補助プラス、そういうことはできませんか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。確かに、シニアクラブの活動がなかなか難しいという相談は、シニアクラブの事務局のほうにも入ってきております。

集落支援員を昨年度から採用しております、そういう地域の悩みの相談等も積極的に伺って、対応していただくようにはしております。なかなかすぐにはちょっと成果が表れませんけれども、そういう各地域で活動されているシニアクラブの方々がそういう脱退とか解散とかないように、福祉課と情報共有しながら、今取り組んでいるところでありますので、そういう対策が継続的にできるように、集落支援員と情報を共有して、協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 老連の会長さんが蘇陽地区でも、今度2団体ぐらい脱退をされましたので、老連の会長さん自らが蘇陽に出向いて、それぞれの地区を回られて、ぜひ復活をということをされておりまますので、ぜひ集落支援も伴って、これまで老人クラブが一番というぐらい組織がしっかりとしていたんですが、なぜか働き手の一部になっておりますので、ちょっと難しいかなと思いますが、高齢者の方もいろんな講演なんかも聞きに行きたいけども、老人クラブを脱退しているので行かれないとかいう悩みもございますので、今、課長のほうが中身を重々御存じでございましたので、ぜひこの復活に向けて、集落支援の活動を広めていただきたいと思います。

また、買物支援として現在動いております移動販売車も、本来の買物支援が必要な地域では経費がかかり、運用益が出ないため動いていませんが、集落支援員制度を利用して、移動販売車の運行を図ってはどうでしょうか。

現在、お隣の高森町では、町のスクールバスを活用して、買物サロン事業を実施しております。児童、生徒が学校に在学中の午前9時から午後3時までの時間を利用して、自宅から町中心部のスーパーなどへ無料で送迎する仕組みですが、乗務員は町の集落支援員が務め、全て経費は特別交付税で賄うため、町の財政負担はゼロだそうです。

本町の移動販売車の乗務員を集落支援員として活用すると、乗務員の報酬を特別交付税で賄えるので、本来の買物弱者の地域への運行も可能となります。

課題解決に向け、早急に集落支援員の活用を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。移動販売事業にも集落支援員の雇用というのも一つの手段かとは思っております。現在1台の移動販売車が運行しております。なかなか各集落の細かいところまでカバーはできておりませんけれども、現在、担当課で考えているのは、社

協のほうに生活サポートセンターというのがあります。生活サポートセンターの会員さんを活用して、例えば公民館に来た場合、そこにサポートセンターの会員さんが地域の方々と一緒にになって、買物、移動販売車のところに行くというような手段ができるないかというところを模索しているところです。先ほども申し上げましたとおり、なかなか集落支援員も成り手を探すのが厳しい状況にあります。

まずは、そういう社協の生活サポートセンターというような資源等を活用しながら、そういう買物支援のほうも対応していきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 移動販売車の予算もたしかあったと思いますが、今のお話を聞くと、社協のサポートセンターを利用して、会員さんが最寄りの公民館とか、そこらまで連れていくとか、そういうふうにおっしゃいましたが、では、もうこの移動販売車は新たに購入しないおつもりですか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。移動販売車については、正直、1台ではなかなか町内をカバーすることができません。できれば、2台、3台と巡回するような方策を考えていきたいと考えておりますけれども、今の事業所、また、新たな事業所が手を挙げていただいた場合には、すぐにでも対応できる体制は整っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） もう1台のがもうなくなったのかなと思いましたら、手を挙げていただく業者がおれば、すぐに対応しますということで安心をいたしましたが、手を挙げられる前に、こちらから探すという手法もございますので、ぜひ買物弱者のためにしっかりと動いてほしいと思います。

では、最後の質問に行きます。オルタナティブスクールについてでございますが、先ほどから不登校の問題がございましたが、相当の期間、学校を欠席する児童、生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担、その他の事由のために就学が困難である状況の児童、生徒、登校しない、あるいは、したくても登校できない状況にある児童、生徒のことを不登校児童生徒と定義が定めていますが、令和5年度の児童、生徒の問題行動の文科省の調査結果によると、大きく三つの分類で、学校が原因とするもの、家庭が原因とする者、本人に関わるものという分類で、まず、学校に関わる不登校の原因として、友達関係や教師との関係、学業不振、学校の決まり事、入学、転校や進級等の不適応というものがございます。

それから、家庭での原因是、生活環境の急激な変化や親子の関わり方、それから、本人に関わる状況としては、生活リズムの乱れ、遊び、非行、無気力、不安が掲げられておりました。中でも、無気力、不安による不登校が、不登校全体の約半数を占めると書いてございました。

不登校の子どもの数が増え続ける中、2016年に教育機会確保法が成立をいたしました。教育機会確保法では、個々の不登校児童、生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることが

理念として挙げられています。

基本方針では、不登校の子どもに対して、多様で適切な教育機会を確保するための施策についても定められておりまして、具体的には、不登校特例校や教育支援センターの設置等が掲げられております。

つまり、不登校の子どもに対して、学校以外にも居場所を広げると同時に、安心感、充実感が得られる活動の場となるような学校づくりを推進していくことが求められております。

山都町では、山都町教育支援センターとして、中尾児童館、中央公民館、町立図書館の本館と二つの分館、役場の清和支所、蘇陽支所の7か所に設置しております。

いじめ、不登校対策の一つに、適応指導教室としてやまと教室が設置されております。やまと教室を利用する児童で学校に戻れた子もいるとお聞きしますが、学校にも戻れた子は教室への指導の効果の表れとして評価をいたしますが、これまでいろんな居場所の提供があっても利用できず、不登校のまま卒業式にも出れない子もいました。この義務教育で学ぶ機会を失った子どもたちのこの時間は取り戻すことができません。

教育機会確保法は、不登校の子どもの支援に際して、登校という結果のみを目標にするのではなく、子どもが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを重視しております。

今回、山都町に進出の希望の法人については、まさに学校に行けない子の能力を伸ばし、社会順応させる学校として取り組んでおられます。現在、熊本市内で運営しておられるオルタナティブスクールは学校のように決まったカリキュラムがなく、子どもたちの興味やペースに合わせて学習活動の体験活動を行うフリースクールとは違って、午前中に5教科の学習をし、午後は自分のやりたいを大切にした探究学習、それから自然体験、もちろん、家庭科や道徳も週1組まれております。生徒数は本年4月現在107名が在籍しており、熊本県内外からの通学や家族での転居通学も増えているそうです。入学希望が多く、学び舎が足りてないそうです。

そこで、自然豊かな山都町の不登校生はもちろん、町外からの受入れとして、分校として開校を希望しておられます。

学校が山都町にできることで、不登校の児童、生徒の解消が一番でございますが、町外からの移住者も増え、職員さん、特に調理師さんたちの雇用の場としても、そして、学校運営における経済効果も生まれます。旧白糸第1小学校を候補地とされておりますが、現在、旧白糸第1小学校は平成30年度に第2次山都町総合計画に基づき、本町が進める施策である企業誘致や遊休施設の有効活用につなげるため、サテライトオフィスとして整備されておりますが、貸付け、もしくは売却ができるのかをお尋ねをいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、工藤博人君。

**○総務課長（工藤博人君）** お答えいたします。旧白糸小学校の貸付け、もしくは売却の対応ということで、その分についてお答えしたいと思います。

現在、町のスタンスとして、普通財産として管理している、公有施設については、使用希望者からの申出を受け、特に支障がなければ、原則、有償にて積極的に貸し出すなどの対応をしています。

オルタナティブスクールの設置に係る施設使用の提案に際しましては、施設全体を利用されることを想定し、地元の理解を十分に得ていただければ、いち使用希望者として施設を使用されたいとの希望を否定するものではないということをお返ししているところでございます。

ただし、実際に貸付けや売却を行うに際しましては、先ほど議員がおっしゃいました現行のサテライトオフィスとしての使用を取りやめるということが前提になります。その前提が問題なく解決して、サテライトオフィスとしての使用を廃止したと仮定して、改めて普通財産としての旧学校施設の処分を考えますと、貸付け、売却のいずれの場合であっても、使用者において、所定の費用負担が生じます。

また、国の補助金を活用して整備した施設ですので、施設の処分に際しては、所管庁である文部科学省の許可を得る必要があります。許可を得るまでに相当の期間を要するものです。

さらに、仮に売却するのであれば、耐用年数の残存期間に応じた補助金額の基金の積立て等が必要となるものです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 完全にできないということではないということを理解いたしました。

この学校法人設立プロジェクトを見てみると、山都町に協力をお願いし、まずは学校法人を取得し、学校法人にすることで、国からの私学助成金が受け取れ、運営費に充てられること。そして、運営費の残りを企業版ふるさと納税とふるさと納税で貯うことにより、子どもたちの授業料の無償化につなげたいとあります。

そこで、企業版ふるさと納税については、山都町では山の都総合戦略に基づく地方創生事業の事業に対して寄附を募集し得ること等から、新たにこの学校事業を創設する必要があると思いますが、事業の設定が可能か。また、ふるさと納税の教育枠の納税目的の選択肢に、この学校の事業を設けていただくことが可能か、併せてお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置づけられた地方公共団体の地方創生プロジェクト、総合戦略に対して、企業が寄附を行う際に、法人関係税から寄附控除を受けることができる制度です。

なお、現行の制度では、企業版ふるさと納税の適用期限が令和9年度まで延長されていますが、その後の取扱いについては示されていないということをまず御承知おきください。

御質問のオルタナティブスクールを企業版ふるさと納税の目的に含めるためには、地域再生計画及び総合戦略にその位置づけが必要となります。さらに総合戦略の上位計画である山都町総合計画との関連性も考慮しなければなりません。

一方、個人版ふるさと納税でこのオルタナティブスクールを目的に含める場合、山都町ふるさと応援寄附条例というのがございまして、その第2条第1号から第7号に規定されている各事業に該当する必要があります。教育の内容から、第5号の将来を担う子どもたちの健全育成に関する事業に該当する可能性があると思いますが、先行して実施している他自治体の状況を確認しま

すと、要綱等で詳細を示された上で運用されていることから、その趣旨や実施方法等を定めておく必要があると考えます。

設定することが可能かどうかという御質問に対しましては、ほかの自治体の例を見ますと、内部での調整や手続を踏めば可能であるとは考えますが、単に目的を項目化するだけでなく、教育行政と町行政が同じ方向性を持って取り組まなければ、その後の対応が困難を極めるものと想像するところです。

また、制度的な話となりますと、ふるさと納税は恒久的に安定した財源と言えず、さらに寄附額が年度によって変動する可能性があることを認識しておく必要があります。また、授業料の無償化財源をふるさと寄附金に依存した場合、寄附金が想定より少ない場合の対応や、町内の小中学校との公平性が損なわれないような対応も考慮すべきと考えます。

以上のような状況を鑑みまして、導入に当たっては慎重な検討が必要だと考えているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** るる条件がございますようですが、町長におかれましては、この熊本市の法人が運営される学園を視察されたそうでございますが、そのときの子どもたちの活動や成長の様子をどう捉えられましたでしょうか。また、山都町への進出についてのお考えがありましたらお伺いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、坂本靖也君。

**○町長（坂本靖也君）** お答えいたします。昨年の10月29日に、この一般社団法人が熊本市で運営されておりますオルタナティブスクールを視察してまいりました。小学校の部と中学校の部と場所は分かれておりましたが、どちらも活気にあふれ、子どもたちが生き生きと授業を受けている様子を拝見してきたところでございます。

町の責務といたしまして、公教育の充実に力を入れるのは当然のことと考えております。このスタンスは崩さないということを前提に、私の考えを少し述べさせていただきたいと思います。

オルタナティブスクールとは、画一的なカリキュラムでは対応し切れないニーズを持つ子どもたちのための独自のカリキュラムを採用することで、多様な学びで個性を伸ばすスタイルだと認識しております。地域の宝であります本町の子どもたちにとって、選択肢があることはとても重要であると考えております。

そういう意味では、オルタナティブスクールという、もう一つの選択肢があるのではないかと感じております。これまで2回ほど、私を含め、関係課課長をはじめ、職員と相手方と対面で意見交換を行ってまいりました。こちらの要望、相手方の要望を出し合いながら、双方の対応が可能なのかどうか。現在、検討中でありますので、結果を出すのはもう少し時間がかかりますけれども、民間のオルタナティブスクールの開設について全く否定するつもりはございません。

私からの条件といたしましては、廃校になったとはいえ、校舎は地域の方々にとって思い入れのある大切な施設でありますので、地域の皆さんの承諾は必須であるというふうに考えておりま

す。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 町長の御意見を拝見いたしましたが、先ほど、町だけでなく、教育行政とも相談をしながらということでございますが、それはもちろんことでございます。

山都町での開校を待ち望んでおられる方もいらっしゃいますので、るる、今のそれぞれの条件整備が整うかどうか分かりませんが、的確な御判断をお願いいたしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、8番、藤川多美君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

---

散会 午後3時07分

6 月 11 日 ( 水曜日 )

## 令和7年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和7年6月5日午前10時0分招集
2. 令和7年6月11日午前10時0分開議
3. 令和7年6月11日午後1時20分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

2番 坂本幸誠議員

日程第2 議案第58号 専決処分事項（令和6年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告  
並びにその承認を求めるについて

日程第3 議案第59号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を  
求めるについて

日程第4 議案第60号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並び  
にその承認を求めるについて

日程第5 議案第61号 山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について

日程第6 議案第62号 山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について

日程第7 議案第63号 山都町空家等対策の推進に関する条例の制定について

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	副 町 長	坂 本 浩
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	工 藤 博 人
清 和 支 所 長	西 田 法 生	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治
会 計 管 理 者	嶋 田 浩 幸	企 画 政 策 課 長	北 貴 友
税 务 住 民 課 長	玉 目 知 穂	健 康 ほけん課 長	長 崎 早 智

福祉課長	高野 隆也	環境水道課長	有働 賴貴
農林振興課長	松本文孝	建設課長	西 賢
山の都創造課長	菊地 勝也	商工観光課長	山下 公司
学校教育課長	鈴木 保幸	生涯学習課長	平岡 哲也
そよう病院事務長	枝尾 博文	監査委員	橋本 由紀夫

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高橋 尚孝 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

**日程第1 一般質問**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） おはようございます。2番の坂本幸誠です。

今日は、一般質問は水に関する質問が主になります。水といいますのが、人間の体の大体55から60が水で出来ると。子ども、新生児によりますと80%が水ということで、高齢者になると約50%が水であると、もう生命維持に不可欠な水であると。何に関してもやっぱり水が問題になってきります。これ何で、御存じかと思いますけれども、何で生命維持に必要かということをちょっと調べましたら、体温調整、それと栄養素や酸素の運搬、老廃物の排せつ、関節の循環、細胞機能の維持ということで、もう本当に水が必要なことあります。

ある言葉に、食べ物に関しても、食べ物を食べんと生きていくんと。水がないと生きていくんということにつながって、水の大切さというのを、今環境問題にしても痛感しているところであります。

それともう一つ、昨日テレビを見といて、熊本市のLINE通報という情報が出ました。テレビ局のほうで、この通報をちょっと試してみたいということで行ってらっしゃったのが、外路樹の枝が邪魔して、信号が見えないということで、熊本市のほうにLINE通報をして、維持管理課がこれは危険性があるということで、翌日枝を伐採して、信号が見えるようになったということあります。

監視してるのは、住民の方が地域を監視して。その情報をLINEによって通報できるようなシステムというのは、これ非常にいいなと。山都町でもLINEがありますんで、そこの中に通報の項目を入れてもらって、映像なりをそこで住民が通報するというシステムをしていただいたらいいんじゃないかなと思います。

じゃ、今日は、水に関する質問が主になりますけれども、よろしくお願ひしとります。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） じゃ、通告に従って質問をしていきます。

まず、通潤橋前の川をきれいにするための対策について。

これで、第1番目に、通潤橋前の五ヶ瀬川をきれいにする必要がある。これ何でかというと、観光客のほうから指摘を受けとります。せっかく国宝になって、観光客が来て、「通潤橋の前の川が汚いね」という言葉を観光客から言われるようじや、これ、やっぱり自治体としていかがなもんかというふうで思つとりますけれども、町長の考え、お聞かせ願えますか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。通潤橋は2年前、国宝に指定されまして、また、九州中央自動車道も開通したということで、議員御指摘のとおり、観光客もかなり増えてるという状況でございます。

現在通潤橋周辺の、整備も行いまして、これから、まだまだ、多くの方に通潤橋に訪れていただき、また、そこから山都町全体に広がっていくようなことにつなげていきたいというふうに思っております。

通潤橋前に流れております五老ヶ滝川の件だというふうに思っておりますけれども、五老ヶ滝川につきましては、現在県管理河川となっております。その河川につきましては、今後どういう、昨日も質問がありましたように、できる限り川の浄化、きれいな川にしていくということにつきましては、行政、それから住民の皆様方、御協力をいただきながら、今後進めていく必要があるというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 副町長が今度新任されまして、よそから来ていらっしゃいますけれども、通潤橋の川の水について、お考えを聞きたいんですけども。

○議長（藤澤和生君） 副町長、坂本浩君。

○副町長（坂本 浩君） 御指名いただいてありがとうございます。

五老ヶ滝川というよりは、我々にとっては轟川ということで、非常に思い入れの深い川なので、少々長い思いを語らせていただきたいと思いますが、私も子どもの頃、ずっとあの川で遊んでいました。その後も何回か訪ましたが、橋の上からニシキゴイが見えるような時期もあったかと思います。私が小さい頃は、たくさんの魚を釣りましたが、魚影が見えたことは1度もなかった記憶があります。なので、多分昔からあの濁りというのは、何らかの原因があって、ああいう状態、今突然濁り始めたということではなかろうと思っております。

そういう意味からでいくと、議員がいみじくもこの質問で書かれてるとおり、我々が魚を釣っていた五老ヶ滝川とか、我々の轟川とかではなくて、通潤橋の前の川という意味で、今その価値が変わってきてるんだろうと思います。

そういう意味では、まずはどういう状態にあるのかというのをはっきりさせて、その対策を考えるべきだなと思っているところです。

まだ私については、ちゃんとした知見がございませんので、今ここでどうするという思いは伝

えられませんが、議員と同じ年代として、あの川に対する思いが強いので、いずれ何らかのことを考えていきたいと思っておるところです。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ありがとうございます。

昔は轟川から飛び込んで、遊びよったですもんね。川で泳いで、それが唯一の、子どもが小学校終わってからの遊びだったと思うんですけども、今それはできないですね。

通潤橋前を、ちょっと数字で出したいなと思って、ある業者に頼んで、透明度を測ってもらつたんですよ。透明度を測る試験管があつて、これ1メーターしかないんですけれども、あれで測って、ちょうど布田保之助の前の土砂がたまつて、ちょっとたまりのところをくつてみたら、90センチあつたんですよ。そすと、あと畑の端のところで測つたら、多分、1メーターのスケールですけれども、多分1メーター50から2メーターの透明度ありますねというふうで、業者の方はおっしゃつたんですよ。

90センチあるかなと思って、通潤橋の前を再度確認に行きました。深さが大体どれくらいあるんだろうかと思って、測つたら1メーター20ぐらいあるんですよね。そこに渡るアーチの橋がありますけれども、あれの右脇にコンクリートのブロックが落ちてるんですよ、四角いやつが。そこの高さを測つたら40センチで、それがはつきり見えないんですね、姿が。となると、透明度でガラス管で測つたときには90センチですけれども、全体で見たときには40センチあるなじやないかなと。

やっぱり川の水というのは、透明度はないって、基準に聞いたんですけども、無色透明というのがきれいな水じゃないかと思うんですよね。基準の中にSSだったりBODだったりありますけれども、その基準が濁りに匹敵していくんじゃないかなと思っております。

上流の地域ですね、例えば畑のところで測つたら、1メーター50から2メーターで透明度があつたと。その下の下流のところですね、例えば畑、桐原、大川町、ここの合併浄化槽の設置率、それが分かりましたら、お知らせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。本町では、行政区単位ではなく、大字単位のほうで、データを大字単位でしとりますので、そちらのほうのデータのほうを回答させていただきます。

城原地区のほうが42.1%、城平地区のほうが32.1%、畑地区のほうが23.4%、一部五老ヶ滝川の上流ということで、下市が入ると思いますので、下市のほうが37.4%、4地区の平均が33.5%となります。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 下市ちゅうのはどの辺になりますか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 大字の下市ですね。

○2番（坂本幸誠君） それは流れてるんですか。

○環境水道課長（有働頼貴君） 一部流れてるということで、うちのほうが、行政区ごとじゃなくて、大字になってるので、それを入れとります。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ありがとうございます。

やっぱり、かなり畳あたりになると、23しかできないということで、もうちょっと合併浄化槽を普及させると。

これ山都町、おかしなことに、下水道を引いて払ってないですもんね。熊本市内辺りだったら、上水道が5,000円で、下水道代がやっぱり同じぐらい5,000円かかって、下水処理してるんですね。合併浄化槽をつけてもらうということで、やっぱり川の水を、何かな、きれいにする。昨日の10番議員の質問の中に、石けん洗剤とかを普及するとかいう話があったんで、まずはやっぱり、今、水の自然浄化能力ちゅうのがもうかなり低くなってると思うんですよ。でいいますのが、やっぱり護岸工事で全部ブロックで固めてしまつて、川本来の持つてる浄化能力ちゅうのが、もうほとんどなくなってるような気がします。いうことです。

次に行きたいと思いますけれども、普及させるのは、どんどん進めて今いらっしゃると思いますけれども、週報にも載つたって思う。再度、ここで、補助率あたりを教えていただくと助かります。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。すいません、この場に手持ちで補助率の具体的な数字は把握しておりません。また、後でお知らせしたいと思います。すいません。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） すいませんでした。

じゃ、次行きます。

浜町の裏側、あそこに四万十川の方式の浄化槽が設置されていると思いますけれども、設置年、それと整備費用及び補助金について示していただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。浦川水路浄化施設は平成12年度に設置されており、整備費は約7,000万円、補助金は利用されておりませんでした。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 7,000万円でできるちゅうこつですね。

この設置した前と後の水の浄化が、どれくらい違いがあったかというのを、分かりましたら。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。浦川水路のほうがそのまま千滝川のほうに流れておりますので、千滝川のデータがありました。その中で、設置される前まではBOD、先ほど議員がおっしゃられたBOD、これは生物化学的酸素要求量といいまして、数値が高いほど汚濁が進んでいるということを示す値があります。高いときには1リットル当たり9ミリグラムを示していたという記録があります。現在は直近の検査結果でも、基準では1ミリグラム以下とな

っておりまして、過去1年の結果を見ても、その半分、測定限界と別に下限というのがあるんですが、それが、これに関しては0.5ミリグラムというのがあるんですが、それ以下という数値が出ております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ちょっと私、どんな感じかなと思って見に行ったんですよ。容量が3分の1しか、そこに入ってないんですよね。オーバーした分は、そのまんま垂れ流しやっとる。あれで浄化してるっていうことを言えるんですかね。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働賴貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） こちらのほうとしては、数値的なところだけしか把握していないので、その中でいきますと、以前の設置、先ほど言いましたように設置のほうから比べて、下流域のほうの分が、あそこだけじゃなくて、各家庭が合併浄化槽とか取り組まれた結果、千滝川がされてると思います。また、あの施設自体についても、さっき言わされましたけども、一部と言わされましたけども、効力あってると思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

3分の1しか入ってないということですけれども、それでもやっぱりきれいになっとるなという思いはしております。

この施設を、こっちの、さっき言いました畠、桐原辺りに設置すれば、通潤橋前の川の濁りちゅうのは取れるんじやないかなというふうに思いますけれども、いかがでしようかね。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員おっしゃられる浦川水路のほうが3分の1しか入ってないということですが、具体的に3分の1という数字が、こちらのほうでは把握しておりません。

当該施設は、浜町市街地の水路に流れる排水の流末部分において浄化をするもので、同様の施設を五老ヶ滝沿いの集落、先ほど言わわれたように、それぞれするというのは、設置する場所、それと排水路の状況等を考えますと、それぞれにするのは非常に困難だと考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 今困難とおっしゃいましたけれども、じゃ、どうやって浄化していく、要は、国宝になった川前の、通潤橋前の川をきれいにするためには、やっぱり対策を打っていかないかんと思うとですよ。さっき副町長が言ったのは、原因を調べないかんということなんですけれども、原因を調べるっていうのは、何かどんな手立てが必要と思われますかね。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。原因をということなんですけども、まずは、現況の先ほど議員がおっしゃられました、透明度を測ったと言われますので、現況、どういった感じ、水質の基準として見て、大丈夫かどうかというのの把握からすべきじゃないかなと思っております。そうしないと、何が原因なのか、一律にそれだけというのがちょっと分かりませんので、そこから入るべきだと思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） じゃ、3番目行きますけれども、この前私が、よく、今日も行ったんですけども、今日はもう濁って、かなりの量が流れました。昨日もあったんですけども、あそこの銅像前に泥がたまってますよね。あそこに、例えばプラスチックごみだったりが、引っかかってるんですよ。3回私がちり袋で、それ拾ったんですけども、その管理は誰がするよう、何かなってるんですかね。そういう、誰が取るというのではないですかね。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。昨日の10番議員の質問にもありましたけれども、あの河川自体は県管理河川ですが、清掃について、物産館の管理者の方が管理地内の清掃の一環として、また、民間のボランティアの方が、ボランティア活動の一環として一部、全体を取るということはないんですけども、手の届くところとかはされておりますが、町のほうでしているという分はありません。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） あれは、やっぱり観光客毎日来るんですよ。ですから、できれば観光協会のほうに頼んで、物産館の人に毎日清掃を行ってくれということをやっぱり言って、やっていただきたいなと思っております。

それともう一つ、通潤橋の下に農業用の堰があります。堰があるんですけども、堰の真ん中に「サフタ」があるのは御存じですかね。あれを設置してから、1回も開けたことがないって聞いたんですよ。あれを開けて、こうやって、大雨のときなんかに開けると、川底をさらえて、浄化の……、何かな、きれいになるんじゃないかなと思いますけれども、いかがお考えですかね。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 恐らく議員おっしゃられてるのは、下井手の取入口下流の堰、頭首工のことと思われますが、同施設は通潤地区土地改良区が管理しておられますし、これは河川法の設立前からの慣行水利権というものがある施設なので、町において具体的に検討はしておりません。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ですから、そういう提案を水利組合にするっていうのはできないんですか。あそこの「サフタ」を開けて、掃除を行ってくれと。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。昨日の10番議員のときもでしたけども、泥の撤去に関しましては、目的は違って、河川の断面を阻害しないようにということで、管理者であ

る県のほうにうちの関係課のほうからしゅんせつしてくださいという要望を上げております。

それと、その設置目的にある、通潤の土地改良区のほうも、議員おっしゃられるような、雨のときに、あの中央にある「サフタ」の開閉については、安全上の懸念がかなりあると思いますので、承諾は厳しいんじゃないかなと思います。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） あそこの通潤橋の用水組合、私も会員でありますんで、私のほうから話しても大丈夫ちゅうことですかね。町から言えないんであれば。

○議長（藤澤和生君） そら、ちょっとそこら辺は。

○2番（坂本幸誠君） なら、次行きます。

○議長（藤澤和生君） 次行ってください。

○2番（坂本幸誠君） じゃ、そこは、ちょっと水利組合のほうと、ちょっと話してみたいと思います。

22か所、河川のほうを、年に4回計測してありますけれども、五老ヶ滝川というのは1か所、吉鶴川、これ吉鶴川というのは、どこになるんですか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。吉鶴川につきましては、入佐地区の下流のほうになります。本川としては、五老ヶ滝川水系の中で、吉鶴橋ですかね、のとこになります。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） これ、やっぱり、国宝にもなったんで、通潤橋前の橋の下辺りで、水質検査はやっていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。水質検査についてですが、先ほど議員おっしゃられたとおり、本課では町内の河川について、例外は小峰とか千滝等の処理施設の下流については増やしておりますが、原則1河川1か所、町全体で22か所を年4回、定期的、継続的に検査を行っております。今回の五老ヶ滝につきましても、先ほど議員がおっしゃられたところで、入佐地区下流で検査しております。

今回、先ほどの答弁にも行いましたけども、河川が汚れてるという声が多数聞こえてまいりましたので、現在の水質の状態を明らかにするため、検討したいと思います。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） やっぱり、数値で出して、その原因を追究するっていうことをやってほしいと思います。

山都町に環境条例がないんですけども、その代わりといつたら何ですけれども、美しいまちづくり条例というのがありますよね。河川の水質に関して、河川の水質汚濁防止っていうのが、第2章にあるんですけども、この規定ちゅうか、どういうことが決まってるのかをお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員おっしゃられるとおり、美しいまちづくり条例の中、第2章で河川の水質汚濁の防止として規定しております。読み上げます。

「第7条 何人も、みだりに河川の水質を汚濁する行為をしてはならない。」「第8条 河川に生活排水を排出する者は、河川の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うように心がけるとともに、水質を汚濁するおそれのある物質を排出しないように努めなければならない。」「2項 河川に生活排水を排出する者は、浄化装置等を設置して、生活排水による水質への負荷の低減に資するように努めなければならない。」「第9条 洗剤を使用する者は、河川の富栄養化を防止するため、無リン洗剤又は石けん洗剤を使用するように努めなければならない。」「第10条 化学肥料又は農薬を使用する者は、これらを適正に使用し、河川の水質を汚濁しないように努めなければならない。」と規定しております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 昨日の答弁でもあったんですけども、石けん洗剤を使って浄化するということをおっしゃったんですけども、確かに、この条例っていうのがあって、例えば9条ですね、「洗剤を使用する者は、河川の富栄養化を防止するため、無リン洗剤又は石けん洗剤を使用するように努めなければならない」とあります。これを努めさせるためには、どういった対策をとつらっしゃるんですか。

○議長（藤澤和生君） 2番議員、ちょっとそこは通告外、ちょっとずれとるような気もします。本質に行ってらるけども、そこまで通告してないので、次の質問をしてください。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） これは、川の水をきれいにするための条例に関して聞いてるんですよ。議長、そら、この前も何か一緒ことだったんですけども、どうもそんとこは腑に落ちませんけども。だけん、担当課長が答えられないということであれば、いいんですけども、どういったことを進めてますかっていうのを聞いてるんで、進めてないんであれば、進めてないという答弁でいいと思います。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。町として特段するようなことはないんですけども、各団体とかのほうに示して、周知啓発をされておりますので、そちらのほうに情報をされてるような形になっております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） できましたら、私は通潤橋前の川をきれいにしたいなということを思ってるので、例えば、さっき言わされましたとおり、合併浄化槽が普及できてないところには、無料配布で、この洗剤を使ってくれとかいうような指導ができないかなと思うんですよ。それは考えていただくといいかなと思います。

次行きますけれども、美しいまちづくり条例の中の推進員だろうと思うんですけども、美しいまちづくり推進員というのがあると聞きましたけれども、その人数と費用、及び昨年の活動の実績、また、今年度の計画をお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。まず、美しいまちづくり推進員の人数は、各自治振興区から1名ずつ推薦していただき、町全体で28名です。費用は、委託料として1人当たり年額で3万6,700円としております。昨年度の実績については、推進員にその自治振興区内を月に1回程度見回っていただき、道路や河川の水質や不法投棄等の状況を毎月役場に報告していただいております。不法投棄等があった場合には、軽微なものについては、推進員さんのほうが拾われたりして分別して、町の収集日に出すなどの対応をとっていただいているが、対応が難しい問題については、役場に連絡していただき、現地の確認対応を行っております。今年度も、同様に月1回の報告を行っていただき、問題があった場合には、推進員と連携して対応を行いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） その推進員の中の話では、通潤橋前の川は問題になってませんか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。推進員さんは、五老ヶ滝だけではなく、自治振興区の道路とか河川を見回っておられますので、そういうごみがある場合もありますけども、毎月毎月そこを見るということではございませんので、私が聞いてあるときは、ごみがあるときもあるし、何も流れなくてきれいだったという報告、両方上がっております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 私が思うには、やっぱり推進員の方がもう見回っとるなら、通潤橋前の川を見て、きれいと言う人いないと思うんですよ。観光客から指摘を受けるような対策を推進員さんたちが見過ごしてるとかいうふうに思うんですけども、これは、帰って推進員さんのほうに、川の水をきれいにするための対策を推進員の皆さんで話し合ってもらうとか、そういう提案をしていただきたいなと思います。

これを、今までの話を統括して、まずは通潤橋前、国宝の通潤橋前の川をきれいにするため、環境水道課長として、どんな対策をとったがいいと思われますか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。これも昨日の10番議員の回答と同じになりますが、まず第1に関しては、条例にもありますように、合併浄化槽の普及促進というのが一番だと思います。そのための、現行の補助制度を周知するのはもちろん、省スペース対応浄化槽の情報ですね、先ほど、昨日も申しましたけども、現在では、一般5人槽でも半分の大きさで設置できる浄化槽等もあると。あと駐車場とかに設置もできる耐荷重のある浄化槽もあるという情報もありますので、そういうのの周知。施設面の整備については、やはり、そう周知してもなかなか難しい面がございますので、いま一度、各家庭で、生活雑排水の処理の方法の徹底、例えば廃食料油ですね、油の廃棄は適正な廃棄をしていただきたいというですね、それとか、調理くずはちゃんとしてくださいという形の周知のほうを、徹底的に周知啓発をしていきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 同じ質問をさせていきます。町長、いかがお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今環境水道課長が申し上げましたとおり、現在町といたしましては、合併浄化槽のほうを推進しておりますので、ぜひその設置をこれからまた進めてまいりたいと思いますし、廃棄につきましては、各家庭に対しまして、啓発をしながら、できる限り環境に配慮した廃棄を行っていただくように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 昨日10番議員の質問の中にあったんですけども、ある程度プロジェクトチームをつくって、そこの川だけを……、川だけをちゅうとも変ですけども、せっかく国宝になつたんですから、きれいな川を観光客に見せたいというような組織づくりをして、対策委員会あたりをつくっていったらどうかと思うんですけども、副町長、いかがお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 副町長、坂本浩君。

○副町長（坂本 浩君） 対策としては、先ほど町長がお答えしたとおりだと思うのですが、今御提案のあったプロジェクトチーム、こういったものについては、また、いろいろ検討していく必要があると思います。

まずは、先ほども答弁いたしましたけども、原因というのをはっきりさせて、どういった対策をとるのが一番有効なのかというのを調べないと分からぬと思いますので、そういうことから地道にやっていく必要があると思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 私は、何か緑仙峡、緑仙峡だったかな、緑仙峡に行ったんですけども、もうほんと水がきれいで、ああいった川が通潤橋前に流れとれば、こらすごいなと。もう観光客は、あれを目指してくるんじゃないかなと思うんですよ。来てみたら、いかんせん水が透明度がなくて、残念だなというような気になるんじやないかなと。その下には五老ヶ滝があるんですね。五老ヶ滝にきれいな水で、マイナスイオンを浴びたいと思いたいような川にしていただきたいと思つります。

じゃ、2番目行きます。

町内の下水対策について、浜町市街の下市、県道南田内大臣線か、と町内の新裏町ですね、この排水路には、生活排水が流れています、悪臭がでているんですよ。これも、これもう住民も分かっています。観光客が、例えば作り物を見て回る。時期によっては悪臭がするんですよ。そういうことを防ぐために、これ常時水を流しとくことができないかと思うんですけども、特に、こっちの新町通りですね、悪臭がひどいということで、こここの駐車場を造るときに、役場は滝を造ったですよね。その排水をずっと新町の商店街の側溝に流して、さっき言った四万十川に最終的には行くんですけども、ああいったことがあと2か所できないかなと思ってるんですけども、そこだけちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員おっしゃるとおり、県道、町道の排水側溝に一部生活雑排水が流れていると思われます。その上で、おっしゃられる農業用用水は下市用水と思われます。一般的な回答なんですけども、農業用水路の水を県道側溝とかの排水路に流すことは、道路排水を処理する排水路としての機能を、例えば、大雨のとき排水処理できないなどの事態が生じる可能性もあるなど、処置は難しいのではないかと考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 以前、これちょっとこの浜町の歴史という本があるんですけれども、100年の記念誌ですね、これにあったんですけども、この役場の下に用水路がありますね。これ100年前ですよ、100年前に地下に埋設して、水道町の町道を造ってますもんね。大変な工事だったと思うんですよ。機械もないのに、人夫の力で、役場の下からあそこの後藤酒屋の前で吹き出してるんですけども、地下に埋設して、道ができるんですね。その工事をやって、道ができるんですね。以前は、この用水を造ったときには、町内はほとんど田んぼだったんですよね。中央公民館のところも田んぼだったし、ほとんど田んぼで、水の量を大量に行ったと思うんですよ。今はちょっと聞いたら、あそこの尾上建設前の田んぼ、大体3反ぐらいかな、それに使うぐらいということで、この用水をずっと歩いて行ったんですよ。したら、小一領神社の下、あそこからトンネルがあって、旧会所の肥後銀行の社宅がありますもん、あそこに出てくるんですよね。そこだけに必要な水ということで、あんまり水の量は必要ないかなと。ばってん、使うとすれば、その農業用水を分けてもらって流す。常時水が流れとれば、あんまり臭いも出てこんとじやないかと思うんですけども、それは利用できないっていうんじゃなくて……、それこそ、観光客が来て下さい、「この町は臭いね」って言われたら終わりですよ。そういう町を平気でしとる自治体ちゅうとは、ちょっとといかんなと思つりますけれども、これは用水を利用させていただく、そして、流すと。常時水を流して、臭いを防止するということで、そのバルブを、これは、町がある程度予算出して、改修してやって、通潤橋の放水と変わらんですよ、泥抜きだけんですね。だけん、やっぱり泥抜きをやって、管理しやすいように、町がちょっと手当てをしてやって、その用水を分けてもらうということはできないでしようかね、町長。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今、議員のほうがおっしゃった農業用水のバルブにつきましては、用水施設のものだというふうに認識しております。修理が必要であるということであれば、用水組合のほうから町の担当課のほうに相談をいただきまして、町が、そこから対応することになるというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 例えば、用水の水を分けてもらって、町の悪臭防止につながるということであれば、これはやっぱり町の観光にもつながってくると思うんですよね。用水を分けてもらう代わりに、バルブを町で修理してあげますよとかというようなことはできないですかね。た

だ用水組合に任せつ放しじゃなくてですよ。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えします。議員のほうの一つの案として、用水を使って排水路に水を流すことで解決するという、一つの提案というふうに受け止めたいと思います。

今回の浜町地区のそういう悪臭がするということにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、町としましては、できる限り合併浄化槽の設置を促し、排水路のほうに、そういう汚水が流れないような対策をまずはとっていくべきだというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 今文化の森がありますけれども、あそこに全体的を集約するような浄化槽とかいうのは考えられないですかね。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 今、議員おっしゃられた案につきましてですが、以前されたときに、浦川になったときにした分のときでも、下水道施設、本町には下水道施設はありませんけども、下水道施設をするとなりますと、今現在の本町のこれから的人口予測等を考えた場合、非常に高額になると思いますので、案としては検討するかもしれませんけども、非常に難しいハードルがあると考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） やっぱり今の状態で悪臭を防止するためにも、常時水を流すほうが、私は安上がりで早いと思いますけれども、こことこころや、ま1回ちょっと話し合っていただけんですかね。町内の自治体の区長さんあたりを呼んでですよ。ぜひ対応を、ほかに、悪臭防止に対策、合併浄化槽以外にですね。合併浄化槽をする場所がないんですね、まず、町内は、場所がないし、もう年寄り1人でですよ、そんなお金出しても、出すことができないおっしゃるんで、私は、用水の水を分けてもらって常時流すというほうがいいんじゃないかなと思つりますんで、これはもう一応検討していただきたいというふうで思います。よろしくお願ひしとります。

じゃ、次行きます。

矢部高の寮についてですけれども、ようやく同窓会のほうも寄附を募って、寮を造ってくれというふうな動きが出ておりますけれども、山都町に、例えばよその県から矢部高生で来たときに、医療費の助成とかが、山都町はつくってありますよね、住民になればですね。そういうことは矢部高のほうには言ってあるんですかね。進めてらっしゃいますか。そこをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） お答えします。現在矢部高校生向けの寮は、町内のNPO法人が2か所で運営されております。生徒への入寮時の説明会において、町の矢部高校への助成事業をはじめ、今御質問のありました医療費助成事業、また、住民票の件についても説明はされているようです。

また、町でも広報誌などの矢部高校進学者への御家族や生徒に向けた助成事業を紹介する記事

の中で、高校生までの医療費助成についても周知をさせていただいております。ただ、生徒が、町に住民票を置くということにつきましては、生徒本人、それから保護者、御家族などの御家庭の事情もございますので、それぞれで御判断いただいているのが実情です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） きれいな寮があつて住民票を移すっていうことは、住民が増えるっていうことですよね。そういうことをどんどんやって、増えるばっかりじゃいかんですよ。増えて、できれば山都町に残って、就農していただくとか、そういったところまで、考えて、やっぱりシステムつくっていかないかんと思うとですよ。もう昨日、出生者が30人って言いよんないですかね、子どもが生まれてるのが。30人ですよ。もう目に見えとつですね、衰退していくのが。どうしますか。今対策を打てるっていうのは、例えば矢部高校というのが、今あるんですから、そこに子どもをどんどん、生徒を入れて、その子どもたちが矢部に残っていただくようなシステム。そのために、寮があればよそから入ってくるんであれば、寮はもう、町が造るのが当たり前じゃないですかね。住民がですよ、寄附を募ってやるっていうよりもですね。もし、それ町ができるんであれば、町が音頭を取って、山都町全体の町民が、企業が、矢部高の寮は必要だと。ですから、応援してくださいというような旗振りを、町がせないかんとじゃないですか。

町長、寮についてちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほど、生涯学習課長も申し上げましたとおり、現在矢部高校に通われます生徒さんの寮につきましては、町内のNPO法人が2か所で運営をしていただいております。うち1か所は、町内福祉事業所のグループホームの廃止に伴いまして、5月から、その施設を寮として活用させていただいております。このほか、寮の新しく新設をとすることを町で推進すべきということでございますけれども、これまで矢部高校の後援会あたりにおきましても、現在寮の建設等の話があつてることについては承知しております。

そういったところも含めまして、現在運営をしている内容を、今のところ、今度、先ほども言いました施設を、5月から運営したことによりまして、その寮の環境としては、かなり改善されたというふうに思っておりますし、現在の数からすれば充足をしてきてるというふうに考えておりますので、今後、その部分につきましては、いろんなそういった団体等とも話をしながら、設置については考えていきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 私は、新設のほうを真剣に考えていかんとじゃないかなと思います。

時間も来ましたんで、次行きます。

イノシシ、鹿対策。これ新たな画期的な対策というふうで、前回言ったんですけども、何か対策は見つかりましたでしょうか、課長。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。野生動物による農作物への被害につきましては、地元の農家にとって深刻な問題でありまして、その対策が喫緊の課

題であると思っております。

まず、これまでの取組としましては、電気柵の設置や捕獲などの導入など、従来の方法を用いて被害を最小限に抑える努力を続けてまいりましたが、これらの方法では限界があることも事実でございます。

新たな対策を模索する必要があると認識しておりますが、現在のところ、画期的な対策、駆除方法は確立されていない状況です。今後ドローンを用いてイノシシや鹿の動きをリアルタイムで監視するなど、AI技術を活用した自動追跡装置の開発も進んでいくものと思いますので、情報収集を行いながら、有害鳥獣対策を進めていきたいと思っております。

また、今年度は地方応援協力隊ということで、農林水産省の若手職員を隊員として、有害鳥獣対策の課題解決のために割当てをいただいておりますので、月1回のウェブ会議や年に数回の現地訪問を通じ、本町の有害鳥獣の現状を知ってもらうとともに、有効な対策について協議をしてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 本当、人間は勝手なもんで、カモシカは保護せにやいかん、イノシシは殺せだけんですね。本当はやっぱり、それイノシシと鹿で、収入が減っていくんですね。もう高齢化になって、その対策に追われて、もう米づくりをやめるという、もう実際そういう方がいらっしゃるんで、町として対策を講じていただきたいと思います。

以上です。

次、最後になりますけれども……、役場の上の駐車場に電気自動車の充電器がありますよね。町民の方が、何でわざわざ一般質問で言うかというと、ここで町民の人に周知をしたいということで、質問をさせていただきます。

あの電気の使用料というのは、町が払ってるというような認識されている方がいらっしゃいますけれども、誰が払ってますか、お答えください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。施設の概要等も含めてお話ししたいと思います。本町の第2駐車場に設置されている充電器のことかと察しますけれども、この充電器は民間事業者が設置された充電施設になります。ですので、町の費用負担はございません。一般の方も十分利用可能ですので、有料ですが使っていただいて結構ですので。ただ、急速充電器ではないので、時間の余裕がある方で、役場に1時間とか半日とか、そういう単位で停められる方があれば、ぜひ御活用いただければと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） すいません。年間の使用料と電気代を示していただきたかったんですけども、また、それは後で直接お伺いしたいと思います。

今日は水問題で非常に検討していただいて、水がきれいになるようによろしくお願ひして、質

間を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、2番、坂本幸誠君の一般質問を終わります。  
ここで15分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時0分

再開 午前11時15分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第2 議案第58号 専決処分事項（令和6年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告 並びにその承認を求めるることについて

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第58号「専決処分事項（令和6年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めるることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明します。

議案第58号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号、令和6年度山都町一般会計補正予算（第8号）について。

令和7年6月5日提出、山都町長。

次のページを御覧ください。

令和6年度山都町一般会計補正予算（第8号）については、年度内に定める必要がありました  
が、議会を招集する時間的な余裕がございませんでしたので、地方自治法の規定に基づき専決処分を行ったものです。

それでは、予算書で説明を行いたいと思います。

歳出から説明しますので、18ページを御覧ください。

全体を通して、事業費の確定に伴う補助金額の変更や財源組替えの調整を行っているもの  
です。

2款1項総務管理費です。

4目諸費では、18節において、物価高騰重点支援交付金事業として実施しました防犯カメラ設置支援補助金について、実績の確定に伴い、減額を行うものです。

7目監理費及び14目情報費では、デジタル田園都市国家構想交付金事業として実施しました入札契約システム関連導入事業、窓口業務スマート化推進事業について、実績の確定に伴い、減額を行うものです。

11目企画費では、12節において、企業版ふるさと納税の受入れ増加により、相談コンサルティ

ング料を追加して支払う必要が生じたことから、委託料を増額するものです。

19ページを御覧ください。

26目 S D G s 推進事業費では、地方創生推進交付金事業として実施しました各事業について、実績の確定に伴い、減額を行うものです。

20ページを御覧ください。

29目ふるさと寄附金事業費では、寄附金の受入れ見込額を下方修正することから、返礼品等経費の減額を行うものです。

21ページを御覧ください。

4款 1 項保健衛生費です。

1 目保健総務費では、デジタル田園都市国家構想交付金事業として実施しました医療M a a S 事業について、実績の確定に伴い、減額を行うものです。

4 目予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種及びその他の予防接種事業の実績の確定に伴い、減額を行うものです。

6 目環境衛生費では、物価高騰重点支援交付金事業として実施しました、省エネ家電購入促進事業補助金について、実績の確定に伴い、減額を行うものです。

5款 1 項農業費です。

3 目農政費では、新規就農者に対する経営開始資金補助金及び経営発展支援事業費補助金について、実績の確定に伴い、減額を行うものです。

22ページを御覧ください。

13目中山間地域総合整備費では、県営御岳地区土地改良事業において、基盤整備に係る農家負担の軽減を目的とした中山間地域基盤整備加速化事業の交付決定を受けたことに伴い、財源組替えを行うものです。

2 項林業費です。

2 目林業振興費では、企業版ふるさと寄附金を充当するとともに、県からの権限移譲事務委託金の交付決定を受けて、財源組替えを行うものです。

14目地方創生道整備推進交付金事業費では、起債対象事業の事業費調整を行うため、地方債と一般財源の財源組替えを行うものです。

6款 1 項商工費です。

2 目商工振興費では、物価高騰重点支援交付金事業として実施しましたキャッシュレス決済ボイント還元事業について、実績の確定に伴い、減額を行うものです。

23ページを御覧ください。

8 目観光施設整備事業費では、通潤橋周辺整備工事について、事業の遂行に当たり、補助対象外経費を要することから、必要額を計上するものです。

7款 2 項道路橋梁費です。

7 目社会資本整備総合交付金事業費では、起債対象事業の事業費調整を行うため、地方債と一般財源の財源組替えを行うものです。

9款1項教育総務費です。

3目教育振興費では、デジタル田園都市国家構想交付金事業として実施しました校務支援システム導入事業について、実績の確定に伴い、減額を行うものです。

24ページを御覧ください。

10款1項農林水産施設災害復旧費です。

2目過年度農業施設災害復旧費では、事業実績に応じた補助金の一部について、年度内の受入れができなくなり、一般財源で補填するための財源組替えを行うものです。なお、補填分については、令和7年度で受け入れることになります。

3目現年度林業施設災害復旧費では、補助率の確定に伴い、財源組替えを行うものです。

2項公共土木施設災害復旧費です。

1目現年度公共土木施設災害復旧費、並びに、25ページの2目過年度公共土木災害復旧費では、起債対象事業の事業費調整を行うため、地方債と一般財源の財源組替えを行うものです。

12款2項基金費です。

1目財政調整基金費では、利子分を計上するものです。

11目ふるさと応援基金費では、寄附金の受入れ見込額を下方修正することから、積立金を減額するものです。

17目森林環境整備基金費では、森林環境譲与税額の確定に伴い、積立金を増額するものです。

次に、歳入を説明しますので、10ページを御覧ください。

2款地方譲与税から14ページの13款交通安全対策特別交付金については、補正7号の後で確定しました金額に合わせて補正を行うものです。

また、13ページの12款地方交付税については、今回特別交付税額が確定しましたので、1億7,871万3,000円を増額しました。地方交付税の総額は60億7,468万4,000円となり、令和5年度と比較しますと約1億9,600万円の減額となります。

14ページの16款国庫支出金から16ページの19款寄附金、22款諸収入については、歳出予算のところで確認いただいておりますので省略いたします。

20款2項基金繰入金です。

1目財政調整基金繰入金では、財源調整を行い、繰り戻すこととし、減額補正します。

17ページを御覧ください。

23款1項町債につきましては、事業実績に基づいて財源調整を行うものです。

ページ戻っていただきまして、6ページを御覧ください。

第2表繰越明許費の補正です。

補正7号の後に、事業費に変更が生じた18事業を計上しており、補正後は合計50億7,159万7,000円となります。今回の事業費の変更により、繰越明許費は33事業、総額54億8,280万6,000円となります。

7ページを御覧ください。

第3表地方債の補正です。事業費の確定により、それぞれ起債限度額を調整したものです。

最後に、予算書表紙の次のページを御覧ください。

令和6年度山都町一般会計補正予算。

令和6年度山都町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,562万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億2,837万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和7年3月31日専決、山都町長。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第58号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） ちょっと教えてください。

20ページに、ふるさと寄附金関係が減額されたりますが、18ページのコンサル料は増額になってるんですね。コンサル料……、手数料だったかな、寄附金の額に応じて何%って決まつとったって思うんですよ。コンサル料は、それには関係なかったんでしょうか。となればですよ、年額幾らとか何か、そういうコンサル契約を結んであったと思うんですけども、この増減あたりをちょっと教えてください。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。ふるさと寄附金は、ふるさと納税ですよね。18ページの委託料の増額、これは企業版ふるさと納税の分です。企業版ふるさと納税の成功報酬ということで、肥後銀行が本を作られてるんですけど、肥後銀行の分が多くありましたので、その分が増額という形になっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） ページ、23ページになります。

観光施設整備事業費の中で、補助対象外のものがあったのでという御説明だったかと思いますが、ここをちょっと具体的にどれがそれに当たるのか、説明してもらってもいいですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。御質問で補助対象外がどうかということかと思いますが、せっかく御質問いただきましたので、少々事業の概略を御説明させていただきたいと思います。

まず、通潤橋周辺施設整備事業ということで、6年度、7年度につきまして、工事を完成させたいということで進めさせていただいているというところでございます。本年の3月議会でも議決をいただいておりますが、現在発注しておりますのが、「いしばし」の解体、通潤橋史料館の改修、物産館増改築の工事とトイレの新築工事につきまして、6年度事業にて発注させていただいているということでございます。

今回の議会におきましては、その後、設計、入札を進めまして、議案として追加をさせていただきたいというところが3本ございます。そのように工事完成に向けて進めさせていただいているというところでございます。3本の議案につきましては、追加提案でございますので、こちらから提案させていただいた後日説明をさせていただきたいと思います。

進捗状況では以上でございまして、御質問の件につきましては、上段の駐車場がございますが、そちらは全面舗装という形にはいたしておりません。要は、事業的に改修工事と旧中央体育館周辺の整備工事は、土木工事等も含めまして、補助対象ということになる。もちろん全域を補助対象事業としてはしているんですが、その上段については、全ての補助対象となるような工事じやなくて、いわゆる保全的なもの、いわゆる全面張り替えではなく、予算の絡みもございますので、内部で検討した結果、保全的なもので対応したいというところで、その200万を対象外ということになりますけども、全面張り替えではなく、悪いところの部分等について、ちょっと充てていこうというところで増額をさせていただいたというところでございます。

中身につきましては、以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はございませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 23ページの教育費です。教育振興費の委託料、校務支援システム導入委託料が減額になっておりますが、予定よりも少なくなったという理由を教えてください。それから、その下の連絡アプリ導入・利用料の減額の分もお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） お答えします。校務支援システム委託につきましては、入札残の金額となっております。

また、連絡アプリにつきましては、当初有料版を利用するということで計画してたんですが、無料版でも十分活用できるというところが分かりましたので、その分の費用が減額になったというところになります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はございませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 21ページの予防接種料のことです。2,500万減になってるのの理由をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、長崎早智君。

○健康ほけん課長（長崎早智君） お答えいたします。この予防接種料につきましては、令和6年10月から、コロナの予防接種が定期接種になったことに伴い、昨年の第3回定例会において、

補正予算で予算措置をしていただいたものです。令和5年の公費接種まで対象となる高齢者の方々が、対象の約半数の3,000名程度は欠かさず予防接種をされていたものですから、その3,000名の接種があるということで見込んで予算措置をしておりましたが、実際には523件と接種が伸びておりませんでしたので、その分の執行残を今回補正で減額させていただいております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号「専決処分事項（令和6年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めるについて」は、原案のとおりに承認されました。

---

### 日程第3 議案第59号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めるについて

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第59号「専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めるについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、玉目知穂君。

○税務住民課長（玉目知穂君） 議案第59号について御説明します。

議案第59号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第2号、山都町税条例の一部改正について。

令和7年6月5日提出、山都町長。

本案は、国の令和7年度地方税制の改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律、そのほか関係する政令及び省令が令和7年3月31日に公布され、原則として令和7年4月1日から施行されることになるため、専決処分により山都町税条例の一部を改正したものでございます。

主な改正内容につきまして、説明資料により御説明いたします。

資料は29ページ目から31ページ目、後ろから4枚となっております。

29ページをお願いします。

今回の改正により変更となる主なもの5点について御説明いたします。

まず1点目、公示送達についてです。

公示送達とは、町から出す納税通知書や督促状は郵便等により交付することとしておりますが、宛先不明で戻ってくる場合がございます。住所、居所、事務所等が明らかでなく、現地調査等を行った上でもなお交付できない場合には、本庁各支所の掲示板に必要な事項を掲示することで、書類の到達があったものとしてみなす制度のことです。

現在、掲示板に掲示することで行っている公示送達を、町ホームページなどのインターネット上での公開と併せて、掲示板への掲示、または役場事務所内のタブレットやパソコンの画面上に表示することで、公示送達を行うことが可能となるものでございます。

施行日はまだ確定しておりませんが、今後、令和8年6月30日を超えない範囲において、地方税法施行令で定められます。

2点目、個人住民税について御説明いたします。

資料は29ページから30ページになります。

物価上昇及び就業調整へ対応するものとして、新たに控除対象となる大学生年代の子、19歳以上23歳未満などの所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親などが受けられる控除の額が段階的に低減する仕組みが導入されました。

額については、こちらの表のとおりになります。

このほか、扶養控除の合計所得金額に係る要件について、基礎控除額が58万円や、給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられました。それぞれ10万円の引上げになります。

扶養控除と給与所得控除については、地方税法の改正で適用されるため、税条例の改正はございません。

この改正により、国は約750億円の減収を見込んでおります。この額が全国の個人住民税約14兆円の0.5%に当たることから計算しましたら、本町の個人住民税3億6,000万円の0.5%で180万円余りと予想されます。ただ、この数字は本当にざっくりしたものでございますので、正確性に欠けていると御認識ください。

この減収に伴う国からの補填は、現在のところ予定されておりません。

施行日は令和8年1月1日になります。

3点目は、軽自動車税についてです。

まず、二輪車の車両区分についての見直しですが、50cc以下の原付バイクについて、今年11月に適用開始となる排ガス規制に適合したものを新たに開発することは、技術面とコスト面から困難であることから、今後の生産・販売の継続が不可能となり、総排気量を125cc以下、最高出力4.0キロワット以下に制御した新基準原付バイクにより対応することとなりました。この車両区分について追加する改正になります。

税額は50cc以下の原付バイクと同額の2,000円になります。

条例には総排気量と最高出力、税額が表示されますが、ほかの事項も参考までにこちらの表にしております。

この表について、車両区分には、第二種原付バイクにもう一つ、90cc以下の原付バイクもございますが、スペースの都合で割愛しております。

新基準原付バイクの走行ルールにつきましては、現行の50cc以下の原付バイクと同様の2人乗り禁止、高速道路、自動車専用道路への乗り入れ禁止、法定速度時速30キロメートルとすることなどが規定されております。

以上のように、新基準原付バイクの法整備は行われましたが、販売開始にはまだ至っておりません。

次に、資料の31ページを御覧ください。

令和7年3月24日からのマイナンバーカードに免許情報が記録されるマイナ免許証導入に伴い、軽自動車税減免申請に必要な書類として、マイナ免許証も受け付けることとする改正になります。

マイナ免許証には免許情報の表示はありませんので、その確認を行うには、マイナポータルか警察庁の専用アプリでの読み取りが必要です。そのため、本庁、各支所ともマイナポータルに対応しましたパソコンを窓口に設置しております。本年度の減免申請におきましては、マイナ免許証の提示はございませんでした。

施行は令和7年4月1日です。

4点目、固定資産税についてです。

主な改正は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の見直しについて、適用期限を令和9年3月31日までの2年間延長するものと、災害関係に関する特例規定の廃止に伴う関係条例の削除となります。

施行は令和7年4月1日になります。

5点目、たばこ税についてです。

加熱式たばこの課税方式について、課税の適正化の観点から見直すものです。加熱式たばこは紙巻たばこと比べて、たばこの葉の使用量が少なく、税率も紙巻たばこの8から9割と、9割程度となっておるため、段階を踏んで紙巻たばこと同様の税率とするものです。

参考までに、加熱式たばことは、電気で加熱して蒸気を発生させて吸うたばこで、燃やして吸う紙巻たばこと比較して、灰や煙が出ないことが特徴です。

施行日は令和8年4月1日となっております。

まず、4月1日に今回改正の5割の換算本数とし、10月1日から改正後の換算本数とすることになります。

おおよその金額なんですが、1箱当たり40円から90円程度の増税になると思われます。そのうち、町のたばこ税は10円から25円になります。どのくらい町の増収があるのかをお尋ねしたんですけど、申告書の内容がとても難しくて、ちょっと読み取ることができませんで、どのくらい山都町で販売があってますかと伺いましたが、ちょっとその数字は分からぬということでした。熊本県内で令和6年の売上げは、紙巻たばこが12億4,000万本、加熱式たばこが9億2,400万本あるそうです。

このほかの改正は、字句の整理や引用している条文のズレに対応するものなどとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第59号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

○4番（西田由未子君） すみません。はい。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 1番の公示送達についてお尋ねをします。パソコン等で納税通知書や督促状が見れるようになるということは、個人情報の扱いとしては、どうなるのかなと思いますが、そこを説明いただけますか。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、玉目知穂君。

○税務住民課長（玉目知穂君） お答えします。インターネット、町のホームページで公開するんですけども、今現在も皆さんに広く知らしめるように、掲示板の掲示でお知らせしてあるのを、よりお伝えできるように、広くお伝えできるよう……、文書が届かないことによって、その方に不利益にならないようにという制度もあると思いますので、広くお知らせすることが大事ではないかと思っております。

よろしいですか。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） その御本人に情報が伝わらないから、掲示板とかよりもネット上で知らせるっていう意図は分かりますけれども、そうですね……、誰でも見れる、何というのかな、その御本人だけではなくて、ほかの方もいろんな意図を持って見ることもできるので、どうなのかなと思ってお尋ねしたところでした。

個人情報保護との関連は私も勉強してみますが、もう少しその点について研究いただければありがたいかなと思いますので、その点はどうですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。資料にありますとおり、今、公示送達の施行日が令和8年、来年の6月30日までに施行される予定ということで、今現在、この取扱いについても、国の方でもいろんな協議をされているのかなと思いますので、それを踏まえた上で、町としての扱いも検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号「専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めるについて」は、原案のとおりに承認されました。

---

#### 日程第4 議案第60号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めるについて

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第60号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めるについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、長崎早智君。

○健康ほけん課長（長崎早智君） それでは、議案第60号について御説明いたします。

議案第60号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第3号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。

令和7年6月5日提出、山都町長。

次のページをお願いします。

専決第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和7年3月31日、山都町長。

本案は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日に施行されたことに伴い、山都町国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分を行ったものです。

次のページが改め文となっております。

改め文の次のページから新旧対照表となっております。左側が現行、右側が改正後となっております。下線を引いております箇所が、今回の改正に係るところでございます。

最後のページに資料をつけておりますので御覧ください。

今回の主な改正点が2点ございます。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額の引上げです。基礎課税分、これは医療に関する分ですが、現行65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額、こちらが現行24万円から26万円に、介護納付金課税額は据置きとなっておりまして、合計の課税上限額が、106万円から109万円となっております。

2点目は、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準額の見直しです。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、現行29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数

に乗すべき金額を、54万5,000円から56万円に、それぞれ引き上げるもので

す。今回の改正によりまして、高所得者層の負担が上がり、中間所得者層の負担が緩和されることとなります。今回の改正による具体的な影響額などは、所得額や世帯数、被保険者数の増減等もありますが、単純に令和6年度の調定額と比較しましたところ、全体の調定額では500万円程度の減となります。1世帯当たり、また、1人当たりの税額に引き直しますと、3,000円から4,000円程度の増加となる見込みです。

それでは、表紙から3枚目にお戻りください。

附則。

施行期日。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上です。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 議案第60号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めるについて」は、原案のとおりに承認されました。

## 日程第5 議案第61号 山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第61号「山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、議案第61号について御説明いたします。

議案第61号、山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月5日提出、山都町長。

提案理由です。本町が国の補助を受けて行う農地、農業用施設等の災害復旧事業について、令和7年7月1日から当該受益者負担率の変更を行うことに伴い、山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

7ページ、最後のページの説明資料1について御説明をしてまいります。

まず、上段からですけれども、これまで農地及び農業用施設の災害復旧における測量の受益者負担金につきましては、その他の災害、激甚の指定を受けない災害であれば査定決定額の5%、激甚の指定を受けた場合は2%を適用し、受益者負担金を徴収してきております。

近年の物価高騰等の影響を受けまして、査定決定額も上昇傾向にあり、農家負担も大きくなっていることから、災害復旧を実施しない農家も増加傾向にあり、離農につながる懸念があります。また、近隣町村の御船町、益城町、宮崎県五ヶ瀬町に確認をしたところ、測量負担金について徴収していないとのことでしたので、説明資料上段の測量の受益者負担金について、免除、徴収をしないこととするものです。

次に、説明資料下段の表になりますが、農災の工事の受益者負担金になります。その他の災害とは激甚指定を受けない災害になります。

これまで農地については、災害復旧費の100分の40、施設については100分の25、激甚指定を受けた場合は、農地については100分の40から100分の1の範囲で、施設については100分の25から100分の1の範囲としておりましたが、ここ20年の工事負担金の状況を見ますと、そのほとんどについて激甚指定を受けており、工事負担金の受益者負担率が平均で5%を超えてはいないことから、農地及び農業施設の工事の受益者負担金につきまして、100分の5に改正するものです。

特に、激甚指定を受けない災害については、農家負担の大きな軽減策になると考えます。

下の注意書きにつきまして、激甚災害の指定及び補助率の増嵩等の適用を受け、国の補助率が100分の95を超えた場合は、100分の100から国の補助率を控除した率を受益者負担率とすることに改めます。

5ページを御覧ください。

新旧対照表は、ただいま説明した内容を反映しております。左側が現行、右側が改正後となっております。

3ページの改正文、一番下の附則になります。

附則。

施行期日。

1、この条例は、令和7年7月1日から施行する。

経過措置。

2、この条例による改正後の別表第1の規定は、令和7年に発生した国の補助を受けて行う農地、農業用施設等の災害復旧工事であってこの条例の施行の日以後において農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第3条第1項の規定による農林水産大臣の審査を経て当該災害復旧事業の事業費が決定したものから適用し、同日前において同項の規定により当該事業費が決定している災害復旧事業については、なお従前の例による。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第61号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 農家の方にとってはとってもいい変更だと思いますけど、その受益者負担分を、軽減した、何でいいですか、代わりといいますか、その財源はどこになるんですか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 負担軽減をした分につきましては、一般財源での対応という形になります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について」は、原案のとおりに可決されました。

ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

---

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時 0分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第6 議案第62号 山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第62号「山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） それでは、議案第62号について説明します。

議案第62号、山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について。

山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月5日提出、山都町長。

提案理由です。地域優良賃貸住宅おおるりメゾンド浜町の管理に際し、入居資格喪失者の認定を受けた者に対する住宅の明渡しを求める運用を整備する必要があることから、関係条例の一部

を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

それでは、改正内容について説明いたします。

資料を御覧ください。一部改正資料です。

今回の条例改正は、主に第30条、第31条を改正するものです。新旧対照表を添付しておりますが、説明は資料で行います。

1、改正の目的です。

本町では、子育て世帯に対して良質で利便性の高い賃貸住宅を供給することにより、子どもを安心して産み育てられる生活環境の整備を図ることを目的として、令和4年に山都町すくすく子育て支援住宅条例を制定し、令和5年3月より、おおるりメゾンド浜町の管理を開始しています。

このたび、入居者が入居資格喪失の認定を受けた際に、町が住宅の明渡しを求める事務を行うことについて、入居資格喪失事由の区分に応じた運用を行うべく、条例を一部整備する必要が生じましたので、今回条例改正を行うものです。

2、山都町すくすく子育て支援住宅条例の現在の規定です。

(1) 入居の資格、要件。

おおるりメゾンド浜町に入居できる者は、条例第5条に規定しています。

①自ら居住するために住宅を必要とする者であること。

②次のいずれかに該当する世帯であること。

ア、子育て世帯。

イ、新婚世帯であって、妻の年齢が43歳を超えていないこと。

③所得が、月額6万8,000円を超えること。

④その属する世帯の世帯員に町税その他の町が徴収する料金等の滞納がないこと。

⑤暴力団員でないこと。

以上、各号全てに該当する必要があります。

(2) で、入居資格喪失者認定要件。

おおるりメゾンド浜町の入居者を入居資格喪失者として認定する場合は、条例第29条第1項に規定しています。

①その同居する子ども、複数あるときは最年少である子どもの年齢が18歳に達した日以後最初の3月31日を迎えたとき。

②子どもを有しない状態で、妻の年齢が43歳に達したとき。

③婚姻関係を解消し、又は事実上婚姻関係と同様の事情が解消された場合であって、当該解消後、地域優良賃貸住宅に居住を継続しようとする世帯が子育て世帯に該当しないとき。

④入居者の所得が月額48万7,000円を超えたとき。

以上、①から④のいずれか一つにでも該当した場合について、町長は該当を確認した場合、入居資格喪失者として認定し、速やかに入居者に対し、入居資格喪失者認定通知書により通知し、入居者に対し、期限を定めて地域優良賃貸住宅の明渡しを請求することができるとしています。

明渡しの期限は、通知を送った最初の3月31日から起算して6月を経過した日の次の日（10月1日）となり、これは条例第29条、30条において規定します。

2ページをお願いします。

（3）入居資格喪失者が明渡し期限後も入居を続けるとき。

明渡しの請求を受けた入居資格喪失者が明渡し請求の期限が到来しても、なお地域優良賃貸住宅に継続して入居を続けるときは、入居者は、明渡しの期限が到来した日の翌日（10月2日）から地域優良賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の家賃に相当する額の賃料（7万8,000円）を支払わなければならない旨を、条例第31条に定めています。

これが現在の規定です。

3、山都町すぐすく子育て支援住宅条例の改正の概要です。

（1）入居資格喪失者の区分に応じた明渡し請求の運用の整理。

入居資格喪失者認定要件でも御説明しましたとおり、条例第29条第1項第1号から3号の該当の入居資格喪失者は、直接的な子育て世帯ではなくなることから、本来入居資格を有する者の入居の機会を適切に確保すべく、期限での速やかな明渡しを促すため、明渡しの期限の翌日からは、公営住宅法第29条第7項の規定を準用し、毎月近傍同種家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収したいと考えます。

対して、子育て世代ではあるが、所定の所得を超過した場合となる第4号に該当の入居資格喪失者については、子育て世帯とは、一般的に経年により所得が増加していくもので、子育て期間中に所得超過になることはやむを得ない面もあり、配慮を要する点から、現行の規定の運用をそのまま引き継がせたいと考えます。

図で説明します。

（2）入居資格喪失者に対する明渡し請求の運用改正イメージを御覧ください。

現行規定では、入居資格喪失要件第1号から第4号いずれに該当しても、明渡し請求の期限日に明渡しされず、継続して居住を続ける場合には、近傍同種の家賃の額である7万8,000円の賃料が発生する運用となっています。

改正後は、令和7年7月1日以降の募集によって入居された方については、第1号から第3号の該当により、直接的に子育て世帯等ではなくなる入居者へは、明渡し請求期限の翌日からは、毎月近傍同種家賃の額の2倍に相当する額（15万6,000円）以下の金銭を徴収する運用にすることで、遅滞なく明渡しを行っていただき、本来入居資格を有する子育て世帯等の入居の機会が適正に確保されるよう努めながらも、第4号該当のみの入居者に関しては、一定の配慮を必要とする観点から、現行どおりの運用にて対応したい考えです。

資料3を御覧ください。

これは全国における平均初婚年齢と熊本県年代別賃金を統計調査により算出しました計算例です。この計算例は、入居資格喪失者のうち、子育て世帯で入居超過に該当した入居者のみ、現行規定を引き継がせることを説明するものです。

統計調査によれば、平均初婚年齢、男性31歳、女性30歳、初婚時住宅料算定に伴う同居親族控

除を差し引けば、月額41万5,400円、5年後の夫、妻、子ども3歳と仮定した場合、月額所得41万9,733円、10年後の月額所得44万3,433円、15年後の子どもが13歳、中学1年生の場合、月額所得が49万1,867円となり、子どもが中学生のときに、現行の規定48万7,000円を超えるという結果になります。

このように、子育て期間中に所得超過を迎える可能性は、この計算例から見ても明らかです。近年は、若年層の賃金水準が大幅に引き上げられることや、夫婦共働きが増加傾向にある社会情勢を踏まえ、子育て世帯が所得超過に該当することはやむを得ず、配慮する観点が必要となります。

ゆえに、子育て世帯等であって、入居資格要件の第4号のみに該当する入居者については、子育て世帯ではなくなった入居者に対する明渡し請求の運用と区別して、現行どおり近傍同種の家賃（7万8,000円）を支払っていただくことで、子どもが高校を卒業するまで住み続けられることを可能となるような条例改正を行いたいものです。

附則にお戻りください。

附則。

施行期日。

1、この条例は、令和7年7月1日から施行する。

経過措置。

2、この条例による改正後の第30条及び第31条の規定は、この条例の施行の日以後において入居の申込みを行った入居者に対して適用し、同日前において入居の申込みを行った入居者については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第62号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 説明の内容を理解いたしましたし、趣旨も、妥当かなと思って考えております。

1点、この条例に直接的には関係してこない内容になるかもしれないんですが、事例としまして、所得要件で、おおるりではないところですけれども、やはり入居資格が喪失になられた世帯で、退室してくださいということを言い渡されたものの、行き場所がない、行き先がないというところで、非常に悩んでおられた世帯があられました。

それで、本当に悩んでらっしゃって、結果ですね、そこの世帯はどうにか手段を講じて、町内にとどまってらっしゃるんですけど、もうちょっと本当に山都町外に住居を求めなければいけないかもみたいな、そういうところがあったんで、こうした制度というのは必要だとは認識するんですけども、逆に、町営の公営の住宅を利用、活用できなくなった世帯の行き場所というのを、町だけではなくて民間も巻き込んだ中で、やっぱり整備していく必要があるのかなと思うんですけど、そのあたりは、すいません、直接条例に関する質問じゃないんですけど、いかがお考えか

なと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えします。普通の公営住宅については、国の公営住宅法がございますので、その中で動いていかなければならないということになっておりますけども、このおおるりメゾンド浜町の住宅については、町独自の規定、もちろん上にはあるんですけども、それで独自に変えられるものですから、この条例で変えていきたいと。公営住宅については、もうさつきも言いましたけど、もう国の、からずつと条例が来とりますので、その規定に基づいて運用を進めてるということが事実でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号「山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について」は、原案のとおりに可決されました。

---

## 日程第7 議案第63号 山都町空家等対策の推進に関する条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第63号「山都町空家等対策の推進に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、菊地勝也君。

○山の都創造課長（菊地勝也君） それでは、議案第63号の説明をさせていただきます。

議案第63号、山都町空家等対策の推進に関する条例の制定について。

山都町空家等対策の推進に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月5日提出、山都町長。

提案理由です。町内の適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の町民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものであることから、町民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

まず、条文案の御説明をいたします。

第1条は、この条例の目的について規定しております。

本町における空家等に関する対策の実施その他空家等に関して必要な措置を講ずることを目的

としております。

第2条は、この条例で使用する用語について規定しております。

第3条は、空家等の所有者等の責務について規定しております。

空家等の所有者は、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならないとしております。

第4条は、特定空家等又は管理不全空家等の認定の基準について定めておかなければならぬと規定しております。

第1項では、町長は特定空家等又は管理不全空家等であると認定するに当たっては、それぞれ当該認定に関し、客観的な指標による一定の基準を定めることとしており、第2項では、規定する基準は、町長が別に定めるとしております。

その規定の基準につきましては、国が定める管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、ガイドライン等の基準を参考し作成したものを、昨年度山都町空家等対策協議会において、特定空家等認定基準について、議事として提出し、3回にわたり協議を重ねてまいりました。承認いただいた認定基準を基に施行することとしております。

次のページを御覧ください。

第5条では、山都町空家等対策協議会への諮問について規定しております。

町長は、次に掲げる措置を行おうとするときは、あらかじめ、山都町空家等対策協議会に諮問しなければならないとしております。

次のページの2枚を御覧ください。

山都町空家等対策協議会へ諮問する措置等【第5条関係】。

空家等対策の推進に関する特別措置法（関係部抜粋）となります。

1号、4号から7号については、特定空家等の認定、勧告、命令、代執行、略式代執行に係る関係法文です。また、2号、3号につきましては、管理不全空家等の認定、勧告に係る関係法文になりますので、御確認をよろしくお願ひいたします。

右のページの下のほうには、参考図としまして、諮問する措置のイメージを添付しております。括弧の数字が、先ほど説明しました号数の箇所となりますので、併せて御確認をお願いいたします。

3ページの条文案へお戻りください。

最後に、附則により施行期日を令和8年1月1日からしております。

理由としましては、特に、特定空家等への措置については、所有者等に勧告、命令、場合によっては代執行等を行うなど、罰則や義務を強いる内容となっており、条例の内容を広く町民の皆様に周知するため、一定の期間を設けて施行するものです。

なお、周知の方法としましては、空家に関するセミナーの開催、町ホームページや広報やまとへの掲載、または自治振興区代表者会議等での説明を予定しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第63号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号「山都町空家等対策の推進に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、本日の会議の発言の中に、不穏当だと直ちに判断することができない発言があるため、後刻、調査の上、措置することにします。

本日はこれで散会いたします。

---

散会 午後 1時20分

6 月 12 日 (木曜日)

## 令和7年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和7年6月5日午前10時0分招集
2. 令和7年6月12日午前10時0分開議
3. 令和7年6月12日午後1時40分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）

- 日程第1 議案第64号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第1号）について  
日程第2 議案第65号 令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第3 議案第66号 令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第4 議案第67号 令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について  
日程第5 議案第68号 町有の組合委託林立木の処分について  
日程第6 議案第69号 財産の取得について（山都町リモート窓口システム導入）  
日程第7 議案第70号 工事請負契約の締結について（通潤橋屋外通路新築工事）  
日程第8 議案第71号 工事請負契約の締結について（通潤橋らせん階段新設工事）  
日程第9 議案第72号 工事請負契約の締結について（通潤橋飲食施設新築工事）  
日程第10 議案第73号 工事請負契約の締結について（五老ヶ滝川河川災害関連復旧工事）  
日程第11 議案第74号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事（第二期））  
日程第12 議案第75号 山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について  
日程第13 質問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて  
日程第14 質問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて  
日程第15 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	坂本 靖也	副町長	坂本 浩
教 育 長	井 手 文 雄	総務課長	工 藤 博 人
清和支所長	西 田 法 生	蘇陽支所長	村 上 敬 治
会計管理者	嶋 田 浩 幸	企画政策課長	北 貴 友
税務住民課長	玉 目 知 穂	健康ほけん課長	長 崎 早 智
福祉課長	高 野 隆 也	環境水道課長	有 働 賴 貴
農林振興課長	松 本 文 孝	建設課長	西 賢
山の都創造課長	菊 地 勝 也	商工観光課長	山 下 公 司
学校教育課長	鈴 木 保 幸	生涯学習課長	平 岡 哲 也
そよう病院事務長	枝 尾 博 文	監査委員	橋 本 由 紀 夫

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高橋 尚孝 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

**日程第1 議案第64号 令和7年度山都町一般会計補正予算（第1号）について**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第64号「令和7年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。それでは、説明いたします。

議案第64号、令和7年度山都町一般会計補正予算（第1号）。

歳出から説明しますので、10ページを御覧ください。

今回は、人件費につきまして、当初予算編成後の人件異動及び職員の扶養手当額変更に伴う補正を行っておりますが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、異動後の調整ですので、説明は省略いたします。

11ページをお願いします。

2款1項総務管理費です。

6目庁舎管理費では、13節において、テレビ放送が受信できるカーナビを備えた公用車31台につきまして、NHKとの受信契約が未締結であったことから、新たに受信契約を締結する必要があるものです。

11目企画費です。12ページの8節及び13節において、台湾との友好交流に向けた協議、調整を

行うため、現地に向かうための職員旅費並びに現地での通信機器賃借料を計上するものです。

31目物価高騰対応重点支援地方交付金事業費では、12節において、昨年度に実施した定額減税に伴う調整給付事業について、本年度の課税状況を踏まえ、給付漏れを補完するために追加給付を行う予定であり、そのためのシステム改修に係る委託料を計上するものです。

13ページを御覧ください。

3項戸籍住民登録費 1目戸籍住民登録費です。14ページの12節において、7月に予定している全世帯への戸籍振り仮名に関する通知発送後、変更の申出がなかった方の振り仮名記録を一括してシステムに取り込むための改修に要する委託料を計上するものです。

15ページを御覧ください。

5項統計調査費です。

2目統計調査費では、本年実施されます国勢調査において、調査員数の調整が生じたことにより、各節間で調整を行うものです。

16ページを御覧ください。

3款1項社会福祉費です。

1目社会福祉総務費では、1節及び8節において、上益城5町で実施しております消費生活相談業務に係る相談員2名の増員を行うことから、必要とする経費を計上するものです。

また、12節では、旧小峰へき地保育所の払下げを行うための不動産鑑定委託料を計上するものです。

17ページを御覧ください。

3目障害者福祉費では、令和6年度に実施した事業の実績確定に伴い、返還金を計上するものです。

18ページを御覧ください。

2項児童福祉費です。

1目児童福祉総務費では、12節において、新たにクラブを開設する事業者への運営委託料を計上するものです。

また、19ページの18節において、物価高騰対策として、町内の私立保育園3園、認定こども園2園に対する光熱水費、燃料費上昇分の一部補助を行うものです。

20ページを御覧ください。

4款1項保健衛生費 6目環境衛生費です。21ページの27節において、当初予算編成後の人事異動に係る人件費調整分、並びに補助事業として取り組む衛星画像を活用した漏水調査事業に係る補助金分を繰出金として計上するものです。

2項清掃費です。

1目塵芥処理費では、10節において、小峰クリーンセンターの屋根修繕に要する経費を計上するものです。

5款1項農業費です。

22ページを御覧ください。

10目団体営土地改良費では、12節において、町内に点在する7つの防災重点農業用ため池について、県が実施する劣化状況評価調査に加えて、回収方法の標準図作成や概算事業費の算定を行い、町としての方針を決定するために要する委託料を計上するものです。

12目大矢野原演習場対策費では、当初予算編成後の人事異動に係る人件費調整を行うものです。

31目地籍調査費です。23ページの12節において、事業内示を受けて減額を行うものです。

26ページを御覧ください。

8款1項消防費です。

4目災害対策費では、12節において、ニアラートの仕様変更に伴い、町ホームページの改修を行うものです。

飛ばしまして、29ページを御覧ください。

9款5項保健体育費です。

6目山都町運動公園施設費では、17節において、公園内の屋外に建設する防災倉庫に備える備蓄品を購入するものです。

10款2項公共土木施設災害復旧費です。

1項現年度公共土木施設災害復旧費では、7節において、人事異動に伴い建設課に配属された職員向けのドローン講習会開催に要する経費を計上するものです。

30ページを御覧ください。

13款予備費は調整です。

31ページ以降は給与費明細です。後ほど御覧いただきたいと思います。

続いて、歳入について説明いたしますので、8ページを御覧ください。

16款国庫支出金から9ページの17款県支出金につきましては、歳出予算の財源として確認いたしておりますので、説明は省略いたします。

20款2項基金繰入金です。

1目財政調整基金繰入金では、468万7,000円を計上しています。

続きまして、予算書表紙の次のページを御覧ください。

令和7年度山都町一般会計補正予算。

令和7年度山都町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億6,700万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年6月5日提出、山都町長。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第64号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） ページで言いますと、11ページです。

庁舎管理費の中で、テレビ受信料ということで20万3,000円の計上だったんですけど、すいません、この予算内容といいますか、運用の状況の質問なんですが、カーナビということでテレビ受信料と、NHKに支払うという話なんですが、ナビゲーションに対して、NHK、何か受信料を課すというところに対しては、いろんな議論があれ、国民の中では上がってる最中ではあると思いますが、私質問したいのは、テレビ見ないですよね、行政の中では、カーナビに設定されても。そこにかかる費用ということで、ちょっと何かやっぱりもったいないなという気持ちがしています。業務に必要のない費用だなと思っています。

ナビゲーションって、どうなんでしょう、カーナビって今の時代、何でしようかね、町の車というか、業務用の車に必要なのかなというのも一つ思っています。その辺り運用の状況とか、今後ちょっとこうしたもったいない経費を削っていくために、何か検討をしていかないものかなと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。今回ほかの自治体の例をいろんな報道で上がってるのを見てから、町についても該当するものがあるということで、NHKさんともちょっと協議をさせていただいたところなんですけれども、基本的にカーナビ単体で、カーナビ機能だけならいいんですけども、それにテレビ受信機能がついているということだけで対応する必要があるということの解釈がなされておりまして、今回既設の車につけておりましたカーナビに、テレビ受信機能付きのカーナビがあったもので、その分について4月1日以降契約を、新たに契約を締結して、その分の受診料を払わんといかんという話にちょっとなったところです。

ちょっとそれと、NHKさんと協議させていただいたんですけど、機能が付いてても、テレビを物理的に受信しないような設定をすれば、契約が解除できるともちょっと聞いておりますので、今回4月1日付で契約はしますが、即解約の手続をしまして、受信のできないような設定をして、解約を手続して、その分の戻入がまたある予定ではなっております。ちょっとまだ、額はちょっと未定です。

公用車のカーナビなんですけれども、遠方に行く場合は、やっぱりカーナビがあると非常に助かるという部分があります。実際職員に、今スマホがあるんで、それぞれで調べればいいんじやないかという話もあるかもしれませんけれども、基本的に個人のスマホ、スマートフォンなので、やっぱりその辺の公的に使う公用車のカーナビゲーションについては、やっぱり遠出する、町内であればいらないとは思うんですけど、特に町外とか出る分の公用車については、ちょっと設置はしたほうがいいのかなと思うところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 農業用ため池のことについてお尋ねをします。22ページです。

御説明の内容としては、もうちょっと詳しくしていただきたいんですけども、もう町として、

この農業用ため池の防災機能を高めるために、町としてするために、これをしていかれるのでしょうか。もう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。防災重点農業用ため池の防災工事に関する構想設計の業務委託ということで、今回補正をさせていただいております。防災重点農業用ため池は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法により指定されたため池でありまして、山都町には7か所のため池が指定をされているところです。これらのため池が決壊した場合に、浸水想定区域内に家屋や公共施設等がある場合に、防災重点ため池に指定されるということになっております。

熊本県では、令和6年度までに山都町の防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震豪雨体制評価等に係る調査を実施されております。今後は、その評価の結果を受けて、町が事業主体となり、全面改修とともに一部改修を実施することになりますけれども、今回の構想設計においては、県が行った調査に加えて、地形図の作成、ドローンによる空撮を想定しておりますけれども、現地調査、設計事例に基づき、概略設計による改修方法の検討、標準図面の作成や概略数量の計算、概算事業費の算定を行うこととしております。

山都町としての方針を決定するために構想設計を行い、優先度の高いため池から整備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 12ページの企画課の8節の旅費で、台湾のほうへ職員を派遣されるということですけども、大体どういう方向を目指して派遣されるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。概要は、この前の8番議員の一般質問で説明したとおりです。今後、全庁的な協議を行いながら、例えば富裕層に向けた観光や農業体験といった交流を求めるのであれば、ある程度の都市部との交流を考える必要があり、教育分野での交流であればどの町といったように、本町としてどのようなことを望むのかを決定し、交流事業を今後進めていく方向性としております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 18ページ、児童福祉費の12節の委託料300万ということで、この前説明があつたんですけども、もう児童がどんどん減つてくる中で、新たに何でつくるにやいかんごとになったのか。この地域がちょうど郵便局前のところになるんですけども、その地域に、ほかに放課後クラブの施設が幾つあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。児童福祉総務費で放課後児童クラブ運営業務委託300万計上いたしております。この放課後児童クラブにつきましては、矢部小校区の保護者の方々の要望で、一般の事業所が放課後児童クラブのほうを設立されております。この事業につきましては、指導員、それから、年間の開設時間等々の条件がクリアできれば、国県、町の補助で運営することができます。そういう要望があって、そういう基準をクリアしましたので、一応補助事業として、この学童クラブの委託料のほうを計上しております。矢部小校区では、今回新たに設置される学童クラブを含めて、三つの学童クラブがあります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 三つの場所と要件を教えてください。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。三つの場所は、一つは矢部小の旧校長住宅、それと、保育園のさくらんぼ愛園、それと、今後新たに郵便局の近くでされるところですね。要件としては、指導員を、県の研修等、それから、教員とか保育士等々の免許を持ってらっしゃる指導員が2名必ず配置する。それから、10名以上、そして、年間の開設日と開設時間がありますので、それをクリアすれば、国県補助を活用した学童クラブが開設できるということになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑は。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 12番、工藤ですが、今の答弁の中で、きちんと書類がそろつとれば許可するという話でしたけれども、問題は、そこに需要が何人あるかですよ。今三つあると言われましたけれども、三つで足らんとかということなんですね。誰でも申請すとときは、書類はそろえて出しますよ。当然、必要な人員をそろえて出します。それを出せば、全部がクリアでくる、町はただそれを見れば許可するのかという話です。これは、これだけじやなくて、ほかの事業所もそういう問題があります。書類がそろうたけて言うて、出せば、2人でも3人でも許可しましたと。書類がそろつりますけて。それじゃ、町の権限ちゅのは全くないとですよね。ですけん、それが必要かどうかつちゅうとを、町は審査せにやいかんと思います。そんとこがまだもうちょっと今の説明では足りとらんと思う。2番の質問に答えてないというふうに思いますので、この点をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。ただ単に書類がそろったから許可するというものではございません。きちんと保護者等々の要望、それから、一応基準がありますので、その基準に沿った開設ができるかどうか、きっちとヒアリングをした上で許可を出しております。

また、需要につきましても、しっかりと、近隣に競合するクラブがないかとか、そういうとも

含めまして、しっかりした検討をして許可を出しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 放課後児童クラブを運営する人が、何か高齢者がいるっていう話を聞いたんですよ。御高齢になって、80以上の人人が、それを責任持ってやってるんですけども、もう小学生が10人ほど来てるんですけども、ちょっと高齢で面倒見きらんというようなことを聞いたんですけども、そういう話は聞いてないですか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。指導員につきましては、そのクラブの中で指導員のほう探されて、お願いしているという状況になります。

確かに、指導員されている方で、実際に高齢の方もいらっしゃいます。一応基準として、そういう教員免許とか持ってらっしゃる方、それから県の研修を受けられた方、研修も結構年に数回ありますので、きっちりと研修も受けられていられる方、その報告もいただいておりますので、そういうのをしっかりと検証してお願いしております。

なので、高齢なのでちょっと指導が難しいかとか、そういうことはないと、一応そういうことで伺っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 今の件なんですが、高齢者の、高齢者というか、の指導員には、指導員が配置されることに関しての、今の疑問での質問だと思いますが、課長の答弁では、安全という感じでおっしゃいましたが、私も、蘇陽のほうの事業所をいつも通りかかって見ますが、とても危険なんです、子どもたちが外で遊んでて、とても追いつくものではありません。しっかり大きな声でしかっておられますけども、子どものほうが早く行くもんですからですね。何回かけがもした話は聞きますが、今課長がおっしゃいましたけども、とてもそれがきちんと安全であるということは言い切れないと思います。

私の質問は、そこが、今は毎日かもしれません、最初聞いたときは、何か週に何日かって聞きましたけども、もしそれが本当であれば、例えば月水金行くとしたときに、あとに火木はどうするのかっていうとと、ほかの放課後児童クラブと併用していくのかとか、その疑問がありましたので、お尋ねしますが。それと、場所的にやっぱり中心地を通って帰りながら行かなければならないということで、交通安全の面でもとても不安なんですが、学校からそこの事業所までどうやって、誰が責任を持ってされるのか。保護者はもちろん自分たちが面倒見切れないからお願いしてあるわけなんですが、指導員が学校までお迎えに行かれるのか、その辺りもお聞きします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。学童クラブの併用というのは今のところ事例

がありませんので、その点につきましては、把握はいたしておりません。あくまでも保護者会、また、民間の事業所が運営しますので、そちらのほうに委託しておりますので、そこでの運用という形にお願いしているところです。

それから、学校から事業所、学童クラブまでの子どもたちの移動という点ですけれども、基本的に徒歩で移動するというところで、指導員が送迎するというところは、現在そういうクラブはないということになります。基本的には、安全で行き来ができるというのが原則ですけれども、そこは指導員のほうでしっかりと見ていただくというところが現状です。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号「令和7年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおりに可決されました。

---

## 日程第2 議案第65号 令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第65号「令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第65号、令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、介護サービスのプランを作成するケアプランデータ連携活用促進モデル地域づくり事業補助金を活用したシステム導入支援事業の経費を計上いたしております。システムを導入することにより、紙ベースでやり取りをしていた業務をデータで送受信することにより、業務の負担軽減につながることとなります。補助率は県補助100%になります。

まず、歳出からです。

8ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費1目一般管理費、12節委託料において、ケアプランデータ連携システム導入支援事業委託料656万6,000円を計上いたしております。連携システム構築に係るコンサル委託料596万6,000円、町内の介護事業所にモデル事業として導入する事業所への委託料として60万円を計上いたしております。

18節負担金補助及び交付金において、連携システム導入補助として、先ほど説明しましたモデル事業に取り組む事業所に、ソフト導入分の補助金を50万円計上いたしております。

このモデル事業を実施して、データ連携の有効性を広めていきたいと考えています。

5款1項介護予防・生活支援サービス事業費2目介護予防ケアマネジメント事業費、12節委託料において、現在地域包括支援センターで活用しているシステムの標準化に対応するためのバージョンアップに係るシステム事業所への委託料67万円を計上いたしております。

続きまして、歳入です。

7ページをお願いいたします。

5款2項県補助金7目ケアプランデータ活用促進モデル地域づくり事業補助金については、先ほど歳出で説明しましたケアプランデータ連携システムモデル事業分の県補助金773万6,000円を計上いたしております。

次に、表紙に戻っていただき、2ページをお願いいたします。

令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和7年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ773万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,733万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年6月5日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第65号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 12番、工藤ですけれども、介護予防・生活支援事業についてですけれども、これまで一般財源の中でも、学校給食費の物価高騰による補助ということが出とりました。それから、保育園も、今回補正予算で物価高騰に対する食費の補助というのが出とる。しかし、この介護予防については、介護施設に対する物価高騰への補助金ちゅうのが、予算計上されておりませんけれども、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。今回、補正予算で県の物価高騰対策で、私立保育園への補助金のほうを計上いたしております。県のほうで、福祉事業所また医療機関等々においても物価高騰対策の事業をするというような情報も得ておりますので、そちらの情報が入り次第、介護事業所等にも連絡のほうをいたしたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号「令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおりに可決されました。

---

### 日程第3 議案第66号 令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第66号「令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第66号、令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

7ページを御覧ください。

補正予算（第1号）の説明書です。収益的収入及び支出。

支出の部より説明しますので、次のページを御覧ください。

1款1項1目原水及び浄水費につきまして84万2,000円を補正しております。これは、小峰水源地の地権者協議が終わりましたので、登記委託手数料を計上しております。

1款1項4目総係費につきまして1,355万9,000円を補正しております。1節給料から7節法定福利費引当金繰入額は、職員異動に伴う増額です。8節旅費と、次のページを御覧ください。19節負担金のうち26万円は、職員の水道技術者資格取得に必要な費用を計上しております。負担金のうち、その他の634万円につきましては、昨年度申請しており不採択となった衛星データを活用した広域漏水調査事業について、今年度は県が取りまとめていただき、広域事業として別交付金によって申請しておりましたが、このたび採択決定された旨通知がありましたので、その負担金634万円を計上しております。ちなみに参加自治体は、本町のほか、玉名市、菊池市、宇土市、宇城市、八代市、南小国町の5市2町の7自治体です。

前に戻っていただき、7ページをお願いします。

収入の部、1款2項6目他会計補助金につきまして921万6,000円を補正しております。これは、先ほど説明しました人件費と交付金を一般会計から繰り入れるものです。

次に、前に戻っていただき、2ページを御覧ください。

令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和7年度山都町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度山都町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的

収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

収入、第1款水道事業収益、3億9,454万円、921万6,000円、4億375万6,000円。

第2項営業外収益、1億9,141万4,000円、921万6,000円、2億63万円。

支出、第1款水道事業費用、3億8,660万5,000円、1,440万1,000円、4億100万6,000円。

第1項営業費用、3億6,050万4,000円、1,440万1,000円、3億7,490万5,000円。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、3,940万1,000円、652万5,000円、4,592万6,000円。

令和7年6月5日提出、山都町長。

以上で説明終わります。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第66号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 8ページ、登記委託料ですけども、こんなに金額がかかるものかというのが一つです。面積とか、土地所有者がいっぱいいらっしゃるからこういうことになるのか。その辺と、もう一つは、よく外国資本が配水池を買い占めるとかいう話がありますけども、そういったことを考えますと、この登記関係、配水池の登記関係は、町が所有するように考えていくべきじゃないかとも思うんですが、そういったところからの質問です。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。くだんの小峰の水源地につきましては、もちろん町の施設のものになるんですが、そこが地籍調査のところでも、協会のほうでちょっと未確定の部分がありましたので、その親族の方、亡くなられて親族の方、県外におられますけれども、その方との協議が何とかできましたので、その分の登記手数料になっております。買うというか、もう土地自体はそこにあるんですけども、その線引きのほうがはっきりしたので、そういう形の費用になっております。登記手数料はですね。

（自席より発言する者あり）

かかってます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） さっき言いましたけど、町が所有していくように進めていくという考えについては。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 失礼しました。今、随時水源地に関しましては、町有化をしていますけれども、なかなか相談に応じられないところもあります。そこについても時間をかけながら、その方、亡くなられてから、親族の方と時間をかけながら、なるべく町有地のほうにしていきたいとは思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第67号 令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第67号「令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、枝尾博文君。

○そよう病院事務長（枝尾博文君） それでは、議案第67号、令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、旧病院解体に伴うもの、当初予算において計上しておりました医療機器及び委託費において、増額が必要となったものにおいてを補正するものです。

8ページを御覧ください。

補正予算（第1号）の説明書です。

収益的収入及び支出。

収入の部より御説明いたします。

1款2項4目長期前受金戻入、補正額26万9,000円です。これは、旧病院の解体予定となっている建設の一部に補助金が交付されており、建物が経年劣化したことで、固定資産の帳簿価格に伴い補助金を収益化するものです。少額であることから、企業会計上、長期前受金戻入として計上しているものです。なお、節に長期前受金戻入が2行にわたり記載されているのは、説明内容によるもので、同一のものです。

3項2目過年度損益修正益、補正額956万2,000円です。これは、固定資産台帳の見直しにおいて、建物登記を土地へ変更することが必要となり、減価償却費累計額を過年度損益修正益へと補正するものです。

9ページを御覧ください。

支出の部です。

1款1項3目経費、補正額462万円です。これは、透析装置の患者安全性確保に向けて必要となるオーバーホール作業を18節委託費において補正するものです。

3項4目1節その他特別損失、8,871万5,000円は、旧そよう病院解体において、4条の資本的支出より3条の収益的収入及び支出へ組替えを行うものです。

3項5目1節の資産消耗費、7,523万円は、解体における固定資産である建物を除却することによる補正となっています。

次のページ、10ページを御覧ください。

資本的収入及び支出。

収入の部です。

1款1項1目企業債、マイナス4,220万円です。これは、1節の建設改良のための企業債について、3条の収益的収入及び支出における経費へ充当し、組替えを行うものです。

次のページ、11ページを御覧ください。

支出の分です。

1款1項2目2節その他事業費、マイナス8,871万6,000円です。これは、3条収益的収入の特別損失へ組替えを行うものです。

前に戻っていただき、2ページを御覧ください。

令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和7年度山都町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度山都町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、特別損失中その他の特別損失の財源に充てるための企業債4,220万円を借り入れる。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順に申し上げます。

収入、第1款病院事業収益、10億9,533万5,000円、983万1,000円、11億516万6,000円。

第2項医業外収益、1億6,426万7,000円、26万9,000円、1億6,453万6,000円。

第3項特別収益、46万円、956万2,000円、1,002万2,000円。

支出、第1款病院事業費用、10億9,533万5,000円、1億6,856万5,000円、12億6,390万円。

第1項医業費用、10億5,279万5,000円、462万円、10億5,741万5,000円。

第3項特別損失、200万円、1億6,394万5,000円、1億6,594万5,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「8,281万1,000円」を「3,776万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、1億1,460万円、マイナス4,220万円、7,240万円。

第1項企業債、4,220万円、マイナス4,220万円、0円。

次のページを御覧ください。

支出、第1款資本的支出、1億9,741万1,000円、マイナス8,724万7,000円、1億1,016万4,000円。

第1項建設改良費、1億5,280万円、マイナス8,724万7,000円、6,555万3,000円。

令和7年6月5日提出、山都町長。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第67号の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 解体については、先日から説明を受けておりますので、何ら問題ないと思いますけど、解体後ですね、この解体後に、そのままでは地盤沈下あたりが起きとっとやけん、何も使いようがないんだろうと思うし、何かを使おうと思えば、そういう計画はもうあってしかるべきだと思うんですけども、その辺は、町長、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。昨日一般質問でも、住宅政策の中でも一部説明をいたしましたが、以前、病院跡地につきましては、住宅地としての概算の計画を1回やったことはございます。ですので、今後、あの土地につきましては、1回更地にした上で、しっかりと、どういった活用があるかということを、そういう住宅地、また、企業誘致、いろいろなところで、しっかりと計画をしながら有効活用を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号「令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおりに可決されました。

---

## 日程第5 議案第68号 町有の組合委託林立木の処分について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第68号「町有の組合委託林立木の処分について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

蘇陽支所長、村上敬治君。

○蘇陽支所長（村上敬治君） 説明します。

議案第68号、町有の組合委託林立木の処分について。

町有の組合委託林立木を次のとおり処分することとする。

令和7年6月5日提出、山都町長。

1、物件の所在、所在地・面積、山都町伊勢字梶原290番の1ほか8筆、3.32ヘクタールです。

2、処分対象物件、杉、ヒノキほか皆伐です。

3、分収金の額、売上価格（木材販売代金から係る経費を差し引いて得られた額）の7割です。

4、造林契約の相手方、伊勢造林組合、代表者、嶋田俊雄。

提案理由です。

旧蘇陽町の組合委託林立木を処分するには、地方自治法施行令第3条の規定に基づき山都町において引き続き施行した蘇陽町町有林分収条例第4条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

経緯です。

町と当該組合とは、昭和39年に造林契約を締結しており、これまで育林管理を行ってきました。しかし、組合員の減少や高齢化などで維持管理が困難となったことから、当該組合より契約解約申請書の提出があり、町と組合で協議し、立木の伐採を行うことで合意となり、分収するもので

す。

次のページ資料1を御覧ください。毎木調査表です。

処分対象物件は、杉、ヒノキ、広葉樹などの立木1,313本で、県森林組合連合会に業務委託をし、毎木調査を行っています。

次の資料2-1は、対象地の位置図です。

次の資料2-2は、対象地周辺の航空写真となります。

資料2-3の図面は、対象の地番を示しています。

次の資料3は、立木状況の現地写真となります。

今後、伐採に係る入札手続を行いまして、木材販売代金から伐採搬出費や市場経費、毎木調査委託料を差し引き、残りました額の7割を造林組合に交付し、造林契約解除の運びとなります。また、伐採後の跡地は、荒廃しないよう植林し、管理してまいります。

以上です。説明を終わります。よろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第68号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** これ伐採するという、皆伐の予定らしいですけれども、その後の立木の販売等々については、当然市場出しだろうと思いますけど、伐採の後は植林というお話がありましたけれども、その植林後も、やっぱりこの分収率はそのまでいくのか、今後についてもそのまでいくのかを、お教え願いたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 蘇陽支所長、村上敬治君。

**○蘇陽支所長（村上敬治君）** お答えいたします。伐採後の管理につきましては、町のほうで管理していくこととなります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 町で管理するということになってくれれば、今後伐採する場合はもう町

が全部もらうという、お金は全部町がもうもらうということになるわけですね。土地は、こら分収ですので、多分地元の土地と思うんだけど、そこ辺のところは、今後どうなっていくのかを、お聞きしたかったんですけど。

(自席より発言する者あり)

○議長（藤澤和生君） 蘇陽支所長、村上敬治君。

○蘇陽支所長（村上敬治君） 土地については、町の町有地でございます。

以上です。

○11番（後藤壽廣君） 分かりました。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君） 今の件ですが、皆伐して、伐採後に、また植林を町がすると。かなりの経費も要るし、また、維持もしていかなん場合に、要るわけですね、お金が。以前にもありました、そういう分取契約をしているところは、今、例えば今の立木の見積り、それから経費の引いたところの木を切らんで、そして、それに同じ対価を与える、そういう話が、造林組合とですね、分取の組合ですかね、造林組合と話合いがつけばよ。私は、そういう方向もあったんじゃないかなと思いますが、その話をされたかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。それは、分取林の、造林組合の意向で、まず切ってしまって、もう実際の金額とかほうがいいというような話になったのかなとは思いますけれども、今後はやっぱそういった手法も考えて、以前にもあったと思いますが、町のそういった財産を維持していくためにも、そういった方法もあったのかなというふうに思いますので、どのようにお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 蘇陽支所長、村上敬治君。

○蘇陽支所長（村上敬治君） お答えいたします。町としましては、まず造林組合さんの方と、木を残した形の立木のままやっていくということで進めております。今回につきましては、伐採をしてということになりましたけども、そういう方向でいっているものです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号「町有の組合委託林立木の処分について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 日程第6 議案第69号 財産の取得について（山都町リモート窓口システム導入）

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第69号「財産の取得について（山都町リモート窓口システム導入）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 議案第69号について説明いたします。

議案第69号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出、山都町長です。

番号、山企備第5号。

件名、山都町リモート窓口システム導入。

納入場所、山都町役場内。

契約金額、925万7,600円、税込みです。

契約相手方、熊本県熊本市南区馬渡2-11-27、グローリー株式会社熊本オフィス、熊本オフィス長、若林省吾。

契約の方法、随意契約。

提案理由です。上記財産の取得については、条例第3条に規定する動産の買い入れに該当し、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由です。

次のページ、資料1をお願いします。物品売買契約の概要です。

本件は、各支所への来庁者がリモートシステムを利用し本庁職員と音声、映像のやり取りに加え、画面上で資料を共有しながら相談、または手続を行えるものであり、当該機器を導入することで、本庁に出向く必要がある手続に関して、移動負担を軽減することで住民の利便性の向上を図り、より質の高い住民サービスの提供を図るものであります。

少し飛ばしまして、6番、開札年月日は、令和7年5月30日。

予定価格は、1,028万7,200円。

契約金額、925万7,600円。

業者選定理由、公募型プロポーザル審査による業者選定です。

5月23日に行い、1社による提案でした。

11番、財源内訳は、国庫補助金462万8,800円、一般財源も同額です。国庫補助金につきましては、新しい経済生活環境創生交付金、旧デジ田交付金です。

1ページ飛ばして、資料3を御覧ください。物品売買仮契約書です。

山都町とグローリー株式会社とは、物品の売買に関して、以下のとおり契約する。

なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任は負わないものとする。

第1条。

番号、山企備第5号。

件名、山都町リモート窓口システム購入。

品名及び数量、別紙機器一覧のとおり。

契約金額、925万7,600円。

納入期限、令和8年3月31日。

納入場所、山都町役場本庁及び各支所。

第2条、契約保証金については免除です。

この契約書は電子契約によるもので、左下の英数字の羅列が電子署名の証明書IDとなります。

次のページを御覧ください。最後の行です。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

令和7年6月11日、甲、山都町長、乙、熊本県熊本市南区馬渡2-11-27、グローリー株式会社熊本オフィス、熊本オフィス長、若林省吾。

次のページを御覧ください。今回導入する機器一覧です。

上からソフト、サーバ、支所用機器、本庁用機器、導入費用となります。今回の機器は、役場の専用回線を使っての通信となりますので、ネット環境でよくある画面のフリーズなどは発生しない仕様となっており、セキュリティー対策も役場庁舎内と同等となります。

ソフトの中のライセンスが全部で29ありますが、9の内訳が、支所が2、本庁が7、残り20ライセンス分は、職員間のリモート通信が可能となるものであり、運用後の拡充分のライセンスとなります。本庁用が7台となっておりますが、まずは窓口関係課と事業課への設置を進めていく予定としております。支所用機器は、タッチパネルの住民側機器で、プライバシーにも配慮し、ヘッドセットを準備し、13番の書画カメラはお客様の手元を写し申請書等を映すカメラになります。本庁用機器が各課に配置しますリモート窓口用機器7台分です。支所端末から呼出しがあれば、パトランプで知らせることとなります。

次のページをお願いします。

左側にイメージ図をつけておりますが、支所側の写真にありますとおり、タッチパネルの画面と白い電気スタンドのようなものが手元を写すカメラになっております。支所側の機器は、本庁側で手元カメラと対面タッチパネルを操作でき、申請書等の記入漏れなどを確認することができます。下にスケジュール予定表がありますが、今後役場内部の運用体制を整備し、11月くらいか

らのサービスの実装を考えております。

本機器導入により、リモートによる対面での相談や申請の受付ができるため、より本庁を身近に感じていただき、今後もDXをフル活用して、住民の方の利便性が一層向上すればと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第69号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 大変便利になる機器だというふうには思ったんですが、この図だけではちょっと何か具体的なことが分からなくて、よければ、こういうことがあったとき、こういうふうに便利になりますよという、課長の中での例を何か御披露いただけたらなというふうに思うんですが。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。まず、例えば中山間の書類を何か持って来られたとします。通常は本庁に持ってきてくださいという形になりますけども、どうでも支所にしか行けないとかいうときには、書類があります、書類を先ほどの白いカメラに映しながら、タッチパネルがあります、タッチパネルのここにはカメラが付いてますので、本庁側にはカメラで見れます。どこか書いてないところとかを、本庁側で画面、この画面と顔を見ながら、どつか書き漏れがあったら、この書類を本庁側でチャプチャーといいますか、カチャっと写真を撮って、赤い線で丸をして、向こうの画面に表示させて、ここがまだ記入してませんとかいうやつを、向こうに画像で送ることができますので、しかも、先ほど言ったとおり、セキュリティーもありますし、プライバシーの保護もつけております。

よろしいですか。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 最後の図ですけれども、ここに小さく映ってますよね。この項目をちょっと知りたいんですけども、4×4、16項目あるんですけども。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） これは、何というか、例として挙げてる分であって、このボタンの数は幾つも選べますし、これ、ずっと拡大していくと、総務課とか企画課とか書いてあると思うんですけども、それはもうつくりようです。窓口に来たいのなら窓口、建設課かなら建設課の何々。それはもうつくりようでできます。ボタンに対して9階層、フォルダの中にフォルダがあるみたいな階層ですよね。その階層も9階層選べることができますので、それは、これからつくっていくこととなります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） だけん、役場の課の項目ちゅうことですか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） つくりようではあるんですけども、課であったり、何の申請とか、例えば今の時期、農業委員会の現況確認とかがあれば、そのボタンを増やすこともできます。

（自席より発言する者あり）

そうです。課の構成を、かちっとそこで決めてするっていうことではなくて、このボタンの仕様を今から決めていくっていう形になります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 結局、蘇陽と清和の人のためちゅうことですね。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 蘇陽と清和の人のためといいますか、支所に来られた方のためになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号「財産の取得について（山都町リモート窓口システム導入）」は、原案のとおりに可決されました。

---

#### 日程第7 議案第70号 工事請負契約の締結について（通潤橋屋外通路新築工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第70号「工事請負契約の締結について（通潤橋屋外通路新築工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、御説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に、少しお時間をいただきまして、通潤橋周辺整備事業の概要、進捗状況について、改めて御説明をさせていただければと思います。

まず、本事業の事業目的です。

本町の農林産物を生産する基幹産業と通潤橋等を有機的に結合させ、町の歴史、農、食、自然などの魅力を発信し、交流人口の増加による地域活性化と地域振興を図るため、通潤橋を望む眺望を楽しむことができる場所として、歴史を学べる場所として、また、地元特産品を購入できる場所などとして、総合的に来訪者の行動を広範囲に拡大していくための回遊と、町内商店街を含めました滞留の拠点として整備するということを、目的を持って事業を進捗しているところでございます。

二つ目に、事業概要です。

全体事業費が約10億円となっております。国、農林水産省、農山漁村振興交付金、補助率50%を使用しまして、そのほか、過疎対策事業債を使用いたすというふうにしているところです。

事業内容ということでございます。

一つ目に、景観、生態系保全整備として、交流広場等の整備を予定しております。

二つ目に、都市農山漁村総合交流促進施設として、学びのテラスの整備を予定しております。

三つ目に、地域連携販売力強化施設としまして、物産館飲食スペースの整備ということで、このような補助金の枠組みということになっているところでございます。

次に、予算額でございます。

令和6年度から7年度への繰越し事業費ということで、3億6,557万9,000円、令和7年度当初予算、工事費でございますが、5億6,543万5,000円を計上いたしているというところでございます。

次に、工事の進捗状況を申し上げます。

食事処「いしばし」の解体工事につきましては、完了ということでございます。

二つ目に、通潤橋史料館の改修工事につきましては、発注済み、竣工を迎えて、7月12日のオープンに向けて、今準備を進めているというところでございます。

次に、通潤橋物産館増改築工事につきましては、発注済みでございます。工期を11月末ということで進めております。

次に、通潤橋トイレ新築工事ということで、こちらも発注済みでございます。工期を11月末として進めているところでございます。

今回、以降三つの議案の追加提案をさせていただいております。その工事としまして、通潤橋物産館棟前の屋外通路施設の設置工事、次に、らせん階段新設工事、次に、飲食施設新築工事の三つの議案を提案をさせていただいております。

今後の予定となります。

通潤橋学びのテラス整備工事ということで、史料館や物産館前の既存駐車場を歩行者専用の休憩テラスとして整備を予定しているということでございます。

次に、多目的広場整備工事ということで、中央体育館跡地にイベント等のスペースとして整備を予定しているということでございます。

これらの工事につきましては、今後順次発注予定というところでございます。

以上、全体概要の説明を終わらせていただきます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第70号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

工事番号、山商観工第18号。

工事名、通潤橋屋外通路新築工事。

工事場所、山都町下市地内。

契約金額、1億835万円、税込みです。

契約の相手方、熊本県上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。

契約の方法、指名競争入札です。

令和7年6月12日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料1を御覧ください。工事請負契約概要について説明をいたします。

1から3につきましては、先ほど御説明しましたので省略いたします。

4、入札年月日、令和7年5月28日。

5、財源内訳です。全体事業費1億835万円、交付金5,417万5,000円、農山漁村振興交付金でございます。起債5,410万円、過疎対策事業債でございます。一般財源7万5,000円、町費単費でございます。

6、工事内容に入ります。

屋外通路の新築でございます。通潤橋前物産館トイレ、史料館をつなぐ屋外通路、いわゆるひさしを設置する工事となるものでございます。本工事によりまして、来庁者の雨天時の対策や晴天時の日よけとして活用することにより、観光客への利便性の向上を図るというものでございます。

具体的な工事内容を申し上げます。

屋外通路の新築ということで、建築面積89平米、軒下高さ2.8から3.3メーターほどの高さを予定しております。構造につきましては、鉄骨造・平屋でございます。仕様につきまして、屋根、アルミハニカムパネル、天井、アルミパネル、照明、LEDダウンライト照明を17台、17基予定しているというところでございます。

7の指名業者につきましては、記載しております7社ということでございます。

次のページ、資料2を御覧ください。入札結果となります。

5月28日開札。

予定価格、税抜き9,894万円。

最低制限価格、税抜き9,102万4,800円。

今回7社を指名いたしました、3社が辞退、4社から応札がありまして、株式会社尾上建設が落札しているということでございます。

次のページ、資料3を御覧ください。公共工事請負仮契約書の写しとなります。

工事番号、山商観工第18号。

工事名、通潤橋屋外通路新築工事。

工事場所、山都町下市地内。

工期、令和7年6月16日から令和7年11月28日まで。

請負代金額、1億835万円ということでございます。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、株式会社尾上建設は、おののの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときはこの契約は無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年6月3日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。

次のページ、資料4を御覧ください。位置図となります。

次のページ、資料5を御覧ください。通潤橋周辺施設整備事業全体計画平面図をお示ししているところです。

この中で、建築物及びいわゆる建築予定箇所を朱書きで囲みまして、お示ししているところでございます。

次のページ、資料6を御覧ください。現況写真を添付しております。物産館正面の写真となります。

次のページ、資料7を御覧ください。工事平面図です。

次のページ、資料8、工事立面図をお示ししているというところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第70号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 物産館の、もう、リフォームといいますか、のほうの工事は終わつてるんでしょうか。すいません、見に行ってなくて、申し訳ないんですけど。それと、いや単純に考えたときに、ひさしをつけるだけに1億円もかかるのかなという疑問があります。どういう工事内容なのかなというのを御説明ください。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、お答えいたします。物産館の工事につきましては、先ほど全体事業工事の説明の中で御説明した内容になりますが、現在発注を行っているところで、工事の竣工予定につきましては、11月末ということでございますので、この工事を発注した後、その工事の調整を行なながら進めさせていただきたいというところでございます。

また、二つ目の御質問の工事価格についてどうかということでございますが、こちらについて御説明させていただきます。

本件の設計額につきましては、公共工事としての公表単価を用いて積算しているところでございます。公表単価にない部分につきましては、県の積算基準に基づきまして、各民間業者3社からの見積り単価を徴収しまして、その中の最低単価を用いて積算しているというところでございます。

議員の御質問の意図として、税金での公共事業、安くていいものと、単純に高いという感覚かなというところで受け止めさせてはいただきましたが、その中で、この設計金額の高い安いというのは、ある種感覚としての捉え方ということにもなりますので、御説明は、その辺の高いか安いかという断定的な御説明は、ちょっと町としては難しいかというところでございます。

所管課としまして、この公の事業、公共事業としての公表単価を用いて適正な設計書を作成しまして、入札により競争による発注を促して、それから、受注業者には誠実にその工事を履行していただくということを管理していただくと、そのような事業の流れとなりますので、適切に実施していきたいというところで考えておりますので、その辺の金額に関しての部分につきましては、このような状況と、公的にはこうだということでの御理解をお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） そのようなお答えだろうとは思いますけれども、やっぱり庶民感覚としてですね。安全にきちんとしたものをつくるということでの値段だと御説明いただければ、そうですねということになりますが、なかなか、うん、個人的な意見ですが、もうちょっと安くできるんじゃないかなと思ってしまうところはあります。

もう一つは、工事期間が、だから、物産館と同時並行でひさしをつけて、終わるのが大体11月末ぐらいかなというふうに理解しますが、史料館に行く、史料館の前は違うのかな、子どもたちが見学旅行に参りますので、その辺の安全管理はもちろんしていただけると思いますけれども、ちょうど見学旅行中でもありますので、その安全対策について少し御説明いただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、お答えいたします。安全管理につきましては、確かに今回分割発注というところで、様々な工事が取り合うということは事実でございます。こちらが観光地であることを鑑みまして、一括発注で全てを止めて、この工事を行うというのが、現

実的には不可能でございますので、このような形をとらせていただいたというのが事実でございます。

その中で御指摘のとおり、まず、先行オープンするのが史料館でございますので、その辺の安全管理につきましては、当然工事中、担当者会議等も開きながら、現場へは常々といいますか、事あるごとにといいますか、町のほうとしてもそれを伝えると、もちろん仕様書の中でもそういったことはうたっているということでございますので、特にそのことに関しては町も目を配りながら、現場の工程管理を行わせていただきたいと考えておりますので、御了承をお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） この下のほうに、設計委託してあるところがサンコーコンサルというとこの設計委託しとるみたいですが、これ建物関係が全部サンコーコンサルに委託されて設計されるっていうふうに思うんですけども、もし何かがあったとき、不具合があったときというのは、この設計業者なのか、それとも尾上建設なのか、その辺をちょっと。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。何かあったときの責任の所在ということかと思いますが、何かあったときということを今想定して、どっちの責任ですというの、なかなか難しい。といいますのが、その原因が何かというと、もし何か起きた場合ですね、何も起きらないように、いい建物、もちろんいい施工管理を行っていくとが、今の前提でございます。起きた場合には、その原因を究明しまして、どちらに非があるのかというの、そこで判断をさせていただくことになるかというふうに考えますので、御了承をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 資料でいいますと、資料6と、それから資料7、ここをちょっと見比べながらの質問になるんですが、今回の発注の工事の範囲が、資料7のほうで黄色く塗ってあって見てとれるわけなんですが、一方資料6の一番上の写真ですね、これを見たときに、これガルバリウム鋼板なのかな、ひさしが現在、出てるひさしは、これ一旦撤去して新しくやり直すというふうに認識しておりますが、そういうことでよろしいのかなという確認が一つですね、薄く緑色になっている部分。それと、さびてる部分が写真で見えるじゃないですか、一番右の端のほうですね、ひし形になってる部分ですかね、ここが工事の範囲から外れてるんですけど、これはこのまま残されるという認識でよいのかですね。せっかく工事されるんで、このさびた部分どうにかならないかなと思ったところです。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。まず第1点目の工事の箇所に関しまして、

資料8に示しております立面図、こちらで示しておりますとおり、御指摘のとおり、お見込みのとおりということでございます。このようにひさしを設置するということにしております。

また、さびの部分につきましては、現場を確認しまして、実際これはひさしの設置工事でございますので、現況部分についての不具合につきましては、改めてその部分の修繕という形になりますので、そちらは確認させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 一番最後の資料8ですね、勾配が、これ屋根の長さが、これ、どしこなっとかな、数字が見えん、3メーターですかね、屋根の長さ。それで、勾配が大体どんくらいいついてるのかが一つと、すと、雨どいの設置はあるのかなと思ってですね、それを伺います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。雨どいにつきましては、御指摘のとおり付いております。また、勾配につきましては、当然その雨どいに向けての角度はつけておりますので、ただ詳細につきましては、後ほどお答えさせていただければというふうに思います。雨どいに集まるような勾配はつけているということで、御理解いただきたいというところでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 屋根の色を教えてください。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。こちらは鉄骨造となっておりまして、また、その次の議案にも出す予定にしてます、らせん階段等も鉄骨造でございまして、それは、今どの色ですということではなくて、その景観になじむような色を選択していきたいというふうに考えてというふうに考えて……

○2番（坂本幸誠君） まだ決まってない。

○商工観光課長（山下公司君） はい。というところでございます。鉄骨ということを決めておりまして、その景観等を踏まえて決めさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号「工事請負契約の締結について（通潤橋屋外通路新築工事）」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第8 議案第71号 工事請負契約の締結について（通潤橋らせん階段新設工事）**

○議長（藤澤和生君）　日程第8、議案第71号「工事請負契約の締結について（通潤橋らせん階段新設工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君）　それでは、議案第71号について御説明をさせていただきます。

議案第71号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

工事番号、山商観工第17号。

工事名、通潤橋らせん階段新設工事。

工事場所、山都町下市地内。

契約金額、7,471万2,000円、税込みです。

契約の相手方、熊本県上益城郡山都町下馬尾65-2、有限会社吉見建設、代表取締役、吉見泰政。

契約の方法、指名競争入札です。

令和7年6月12日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料1を御覧ください。工事請負契約概要について御説明いたします。

1から3につきましては、先ほど説明いたしましたので省略いたします。

4、入札年月日、令和7年5月28日。

5、財源内訳、全体事業費7,471万2,000円、交付金3,735万6,000円、農山漁村振興交付金でございます。起債3,730万円、過疎対策事業債でございます。一般財源5万6,000円、単費でございます。

6、工事内容です。

屋外階段の新設ということになります。通潤橋前物産館の上段駐車場と下段駐車場をつなぐ階段整備工事を実施いたすものです。本工事によりまして、上段駐車場から物産館及び史料館への動線を確保しまして、観光客の利便性の向上を図るとともに、人の流れの分散化を図り、周辺施設への回遊性の確保を目指すということでございます。

具体的な工事内容といたしまして、設置面積32平米、高低差が約7.7メーターほどございます。構造としましては、鉄骨造でございます。踏みづらにつきましては、再生木材を使用するといったしているところでございます。

7の指名業者につきましては、記載しております7社でございます。

次のページ、資料2を御覧ください。入札結果になります。

5月28日開札。

予定価格、税抜き6,819万5,000円。

最低制限価格、税抜き6,172万7,212円。

7社を指名いたしまして、2社が辞退、5社から応札があり、有限会社吉見建設が落札しているというところでございます。

次のページ、資料3を御覧ください。公共工事請負仮契約書の写しでございます。

工事番号、山商觀工第17号。

工事名、通潤橋らせん階段新設工事。

工事場所、山都町下市地内。

工期、令和7年6月16日から令和7年11月28日まで。

請負代金額、7,471万2,000円でございます。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、有限会社吉見建設は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なおこの契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときはこの契約は無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年6月3日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町下馬尾65-2、有限会社吉見建設、代表取締役、吉見泰政。

次のページ、資料4を御覧ください。位置図となります。

次のページ、資料5を御覧ください。通潤橋周辺整備事業全体計画平面図になります。

らせん階段、いわゆる設置予定地を朱書きで囲いまして、お示ししているというところでございます。

次に、資料6を御覧ください。現況写真を添付しております。

らせん階段の設置箇所が分かるように朱書きでお示ししているというところでございます。

次に、資料7、階段工の詳細図ということになります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第71号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** これ、どこ、一番最後、資料7のところで、下のほうに、階段の幅が、これ、1210ってあるんですか。1メーター20の幅っていうことですかね、の階段がずっとあるち

ゆうことですか。その確認と、例えばこれ、上りも下りもこの階段を使うと思うんですけれども、例えば雨が降ったときとかは、これ、傘させないですよね。だったら、ここ全体に屋根が必要なんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。まず第1点目の質問の通路の幅につきましては、資料7につけております階段工詳細図の幅の1210という幅がございますので、そのとおりでございます。

また、こちらの往来につきましては、確かにこの一つで上から下りてくる、下から登るというのを区分けして造ることはございませんので、この一つの通路と、らせん階段ということでございます。

雨天時の雨対策ということでございますが、確かに御指摘のような状況が生じることはございますが、これは、観光客のお互いのマナーといいますか、行き来の中で、傘のぶつかり合いといいますか、そこは調整をお願いしたいということで、全天候型といいますか、屋根を現在のところ付けるという計画はございませんので、そういうことで御了承をお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号「工事請負契約の締結について（通潤橋らせん階段新設工事）」は、原案のとおりに可決されました。

---

#### 日程第9 議案第72号 工事請負契約の締結について（通潤橋飲食施設新築工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第9、議案第72号「工事請負契約の締結について（通潤橋飲食施設新築工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、議案第72号について御説明をさせていただきます。

議案第72号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

工事番号、山商観工第27号。

工事名、通潤橋飲食施設新築工事。

工事場所、山都町下市地内。

契約金額、1億2,430万円、税込みです。

契約の相手方、熊本県上益城郡山都町上寺1809、宮田建設株式会社、代表取締役、宮田英也。

契約の方法、指名競争入札です。

令和7年6月12日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料1を御覧ください。工事請負契約概要について御説明いたします。

1から3につきましては、先ほど説明しましたので省略いたします。

入札年月日、令和7年5月28日。

5、財源内訳、全体事業費1億2,430万円、交付金6,215万円、農山漁村振興交付金でございます。起債6,210万円、過疎対策事業債でございます。一般財源5万円。

6、工事内容でございます。

飲食施設の新築ということになります。

旧中央体育館敷地に飲食施設を新たに建築するというものでございます。本事業によりまして、通潤橋や史料館の見学、物産館でのお買物と併せまして、軽食をできる環境を整備することで、観光客等への複合的なサービス提供を行うものでございます。

具体的な工事内容としまして、全体の延べ床面積125.69、うちキッチンスペース29.2平米、飲食スペース96.49平米、構造、鉄骨造・平屋となっております。その他の施設としまして、食品庫、ガスボンベ庫、合併浄化槽を設置するということといたしているところでございます。

7の指名業者につきましては、記載しております7社でございます。

次のページ、資料2を御覧ください。入札結果になります。

5月28日開札。

予定価格、税抜き1億1,337万円。

最低制限価格、税抜き1億430万円。

7社を指名しまして、3社が辞退、4社から応札があり、宮田建設株式会社が落札していると いうところでございます。

次のページ、資料3を御覧ください。公共工事請負仮契約書の写しです。

工事番号、山商観工第27号。

工事名、通潤橋飲食施設新築工事。

工事場所、山都町下市地内。

工期、令和7年6月16日から令和7年11月28日まで。

請負代金額、1億2,430万円でございます。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、宮田建設株式会社は、おののの対等な立場に

おける合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときはこの契約は無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年6月3日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町上寺1809、宮田建設株式会社、代表取締役、宮田英也。

次のページ、資料4を御覧ください。位置図になります。

次のページ、資料5を御覧ください。通潤橋周辺整備事業全体計画平面図になります。

建築物建築予定地を朱書きで囲いまして、お示ししているというところでございます。

次のページ、資料6を御覧ください。現況写真を添付しております。

新築予定箇所の旧中央体育館周辺の写真となるというところでございます。

次のページ、資料7を御覧ください。工事平面図です。

こちら、その屋根、また、構造部としまして屋根、建物としましては、厨房を囲うものが建物ということの囲いを行っております。

次に、資料8を御覧ください。工事の立面図、断面図ということで、横から見たものの図面をお示ししているというところでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第72号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） これは担当課長だけの問題じゃないと思うんですが、なので、町長あたりにお答えいただければと思うんですが、先ほど4番議員からも安全面のことをとても言われたんですが、常々申し上げてきましたけれども、このシーズン、11月の末までこの工事が続くといたしまして、私たちが小学生の案内をするときに、避難所がなくなるということが体育館開館ときから申し上げていますけれども、これが出来上がれば、一時避難所的な役割を果たしてくれるとは思うんですが、今シーズンに限り、やはり緊急避難所の、本当に恒久的な建物でなく、今ある芝生広場のほうに、いわゆる何というかな、イベント用のテントのようなものを仮設していただけないかというふうに思うんですが、そこら辺の配慮いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。まず第1点目の、この施設が出来ればと いうとこの想定としまして、この屋根の中に入れます想定人数としましては、テーブルを置いた場合、23テーブルが置ける程度の広さということで、約100名弱の人数が座れるということですので、緊急避難的には、それ以上の方が立ったままでは避難できると。これは、おっしゃるとお

り、急な今雷雨ですとか、そういったときの避難所には使っていただきたいと。オープンスペースとしておりますので、そういうふうにしているというところでございます。

2点目の、現在、今年度につきましては、このスペースがございませんので、いかがかという御質問かと思いますが、それにつきましては、確かにないということが現実でございますので、それは検討させていただきたいというふうに思います。

以上のお答えで対応させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今の10番議員の御要望については、私もよろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう同じことを聞いて申し訳ありませんが、この建物が125平米ぐらい、40坪ちょっとの建物について、今度は1億2,000万もかかるのかというふうに思います。何とか頑張って、何ていいですかね、別に普通の住宅でもないので、お風呂もない、水回りはありますけどね、どうも、これだけどうしてかかるのだろうという思いは拭えません。今おっしゃったように後からいろんな厨房機器とかテーブルとか、そういうものはまた別に備品として買っていかれるということになるのだと思いますけれども、重ねてのお尋ねですけど、普通に考えたときに、何千万で済むなら、いいかなと思うんですが、どうなのでしょうか。疑問がやはり残ります。お答えいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） お答えいたします。議員御質問のこの設計額等に関する、いわゆるこの契約額についてのことかと思いますが、こちらにつきましては、この建物だけに限ることではございませんで、基本的に公共施設、いわゆる行政が発注する施設といいますのは、やはり設計単価というのは、公表単価、いわゆる建設物価とか、いろいろ言われますが、その基準に基づいて発注するということが、我々の責務となっておりますので、その中でこの積算をしたと、必要なものを組み立てて構築して、こういうものをつくり上げていくということで御理解していただきたいと思います。

行政の事業の進捗のやり方としまして、冒頭でも御説明しましたが、その単価に基づく優良なもの、いわゆるきちっとしたものを建てるという中で、安全管理も含めて、そういった工程管理も含めての全てを含めた中での発注と、その中でいいものを安くというときに、やはり入札を行って競争をしていただいて、その中でこの金額でとれるという手順を踏んで、ここに至っていると、仮契約に至っているということを御理解いただければということで考えております。

なかなか高い安いということの説明は難しい部分がございますが、その辺を念頭に置いて、発注を行っていると。補足的な説明になりますが、そういうこともあって、やはりこれを単費事業でやるのは、この事業をやりたいというときに、やっぱり全額一般財源で1億も2億も、また10億もということはできませんので、そのことがあるので、こういった施設整備をすることで、観

光振興を図りたい、まちづくりを図りたいというときに、補助事業を国と県と調整を行うということでございます。

この国県補助事業を使うから、この金額が安いということではございませんが、単独費用ではできないからこそ、このメニュー、先ほど冒頭で申し上げました事業メニューには、これだけのことを考えて、これだけの補助メニューによってまちづくりを行いたいということを国に説明して、それで認可をいただいて、補助をいただいて、このような事業設計を行ったというところになりますので、その辺も含めたところで、御了承、御理解をお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） この立面図を見てみると、この側面にC a f e & F o o dと書いてありますので、ちょっと、これまで軽食という言葉が出てきましたけども、私たちで思う喫茶店風かなというふうにイメージをしておりますが、どんな内容かということを御説明いただくのと、これまで、この「いしばし」に代わるものじゃないかなという思いもしますが、ここの管理は、では、この後は前みたいに観光協会に委託されるのかをお尋ねします。

それから、先ほどから皆さんの質問の中に、何かあったときにどこが責任とるのか、設計業者なのか、請け負った会社なのかというのがありますが、以前、道の駅を造ったときに、いざ、さあ建てようとしたときに強度不足で、あそこに杭を何本か打ったと、それも1,000万、2,000万じゃなくて1億でした。それを、それは、それまでに調査をしたのに、そしたら調査したところが、本当は自分の調査ミスだから、責任を負わなんと思いましたけども、当時の町長もとても御立腹されておりました。それは私たち議員もそうでした。何で1億も払わなんのかと。だけども、それが必要だから、建物が建たないから必要だということで、皆さん泣く泣く承認しましたけども、そういうことが出てくるんですね。ですから、やっぱり先ほどの責任はどうなのかというのはやっぱり、これから、そこは業者にきちっと、ここはあなたの責任ですっていうことを、町の何か手落ちだったら、そら仕方ないですけれども、そこはしっかりと責任の所在というのは、きっと業者とはしていただきたいと思います。

それから、先ほど2番議員がおっしゃった、そのテラスの色は何なのかなって言ったら、いやいやこれから決めていきますとおっしゃいましたが、この業者にも、もうちゃんと、設計ができる、こういうふうに造ってくださいというのを投げるんですから、色が分からぬというのは、私たちもそれはちょっとと思いますが、これから環境に配慮した色にしていきますとかおっしゃいましたが、本当はイメージ図で、その写真とかつけてほしいんですが、それもどうかなと思いました。そこも含めて御見解をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、山下公司君。

○商工観光課長（山下公司君） それでは、お答えいたします。まず第1点目の、この軽食という御説明を私もしておりますので、どんなメニューかということでございますが、その軽食、

フードコート的なイメージでお考えいただくとよろしいかと。例えば若者向けにはハンバーガーですとか、例えば高齢の方と言ったら失礼ですけども、御年配の方にはうどんですか、そういった程度ということを考えているところでございます。

なぜそういったことかといいますと、基本コンセプトに、この施設の整備の方法としましては、やはりきちっとした昼食ですか、特産といいますか、そういったものについては、やっぱ町内で、やっぱ飲食をとっていただきたいということもございまして、全て町有施設で、そんなお客様を囲い込んでいくというようなことではなく、共存共栄という意味での軽食メニューというふうに考えておりますので、そのようなことで、第1点目の質問については御理解をいただきたいというふうに思います。

第2点目の、委託はどこに考えているかということでございますが、現状のこの施設の周辺を鑑みたときに、やはり指定管理施設に組み込みました中での運営が一番適切ではないかというふうに考えておりますので、2点目の御質問につきましては、そのように町としては考えているというところでございます。

3番目に、責任の所在がどうかということでございますが、こちらは御指摘のとおり、過去に、また、今後もそういうことがないことも言えないということでございますが、設計をしていただく中で工事をしていくということでございます。今回は、そのように既存施設の改修部分ということもございます。また、今回のこの議案については、もちろん新設として飲食スペースを建てるということでございますので、基本的に今把握しているような問題点はございませんので、その施工に関わるものか、設計かというとこについては、改めてその責任、そういったものに関しては、町のほうで判断をさせていただきたい。きっとその相手方に伝えさせていただきたいということをお約束したいと思いますので、そこは、3点目については御理解をいただきたいというふうに思います。

4点目につきましては、私の説明不足もございまして、申し訳ございません。色が分からぬという意図で申し上げたことではなくて、鉄骨造ということで御説明をしていますので、鉄骨造というふうに考えた場合は、濃いグレーですか、もしくは、環境に配慮、配慮といいますか、景観ですね、文化的棚田景観もございますので、鉄骨としての色合いとして、茶系も選べるのかという選択を、鉄骨としての設計は行っていますが、追加料金が生じない範囲でそれが選べるということも、選べるといいますか、選択ができますので、その工事が今分けてあるところも含めて、統一的な感覚を持たせていただきたいという意味でございますので、鉄骨の色みを御想像いただければというふうに思います。

質問に対する回答は以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） らせん階段については、もう通ったんですけども、そこの駐車場で、雨のときに、向こうに屋根がありますね、そこに入るとほっとするんですよ、雨のときに。例えば、らせん階段がこうありましたと、そこに屋根があると、観光客は喜ぶんじゃないかなと。

誰のための施設かですよ。観光客にゆっくり山都町を楽しんでほしいていうような施設であれば、私は屋根があったほうがいいんじゃないかと。1メーター20という階段というのは、2人通ればもう狭いと思うんです。両側にあれがあるけんですね。まあ1回通ったんですけども、考えていただきたい。観光客のための施設です。よろしく。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号「工事請負契約の締結について（通潤橋飲食施設新築工事）」は、原案のとおりに可決されました。

ここで昼食のため、1時10分まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時06分

再開 午後1時10分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第10 議案第73号 工事請負契約の締結について（五老ヶ滝川河川災害関連復旧工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第73号「工事請負契約の締結について（五老ヶ滝川河川災害関連復旧工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） 議案第73号について説明します。

議案第73号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

- 1、工事番号、5災関補河第88号。
- 2、工事名、五老ヶ滝川河川災害関連復旧工事。
- 3、工事場所、山都町下名連石地内。
- 4、契約金額、1億8,348万円、税込みです。
- 5、契約の相手方、熊本県上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲司。
- 6、契約の方法、指名競争入札。

令和7年6月12日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。資料です。

工事契約概要について説明します。

1から3については省略いたします。

4、入札年月日、令和7年5月28日。

5、財源内訳、全体事業費1億8,348万円。国庫負担金1億6,205万2,000円、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金です。補助率は96.8%です。国庫補助金1,300万円、河川等災害関連事業費国庫補助金です。補助率は80.9%です。起債480万円、災害復旧事業債です。一般財源362万8,000円です。

6、工事概要。

改良復旧延長としまして、延長302.2メーターです。主な工種といたしまして、河川掘削工1,239立米、転石破碎工758立米、ブロック積工1,722平米、落差工2基、仮設工（水替、敷鉄板等）一式です。河川管理用道路工385メーターです。

7、指名業者については、記載しています12社です。

次のページ、資料2をお願いします。入札結果になります。

5月28日開札で、予定価格、税抜き1億6,693万4,000円、最低制限価格、1億5,229万3,823円。12社を指名し、10社が辞退、2社から応札があり、大栄企業株式会社が落札しています。

次のページ、資料3をお願いします。公共工事請負仮契約書の写しです。

1、工事番号、5災関補河第88号。

2、工事名、五老ヶ滝川河川災害関連復旧工事。

3、工事場所、山都町下名連石地内。

4、工期、令和7年6月13日から令和8年3月27日まで。

5、請負代金額、1億8,348万円。

上記工事について、発注者、山都町と受注者、大栄企業株式会社は、おののの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年6月3日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲司。

次のページ、資料4をお願いします。位置図になります。

県道稻生野甲佐線沿いの下名連石地内川島地区です。右上に拡大図を添付しております。川島橋より下流は県管理河川の五老ヶ滝川です。川島橋上流の705.5メーターを災害関連事業の事業区間として採択を受けており、今回上流部の302.2メーターを発注するものです。

次のページ、資料5をお願いします。中央部の航空写真を御覧ください。

全体計画及び今回施行区間を赤色で旗揚げしております。青色塗りの着色部は、河川氾濫により浸水被害を受けた箇所になります。

写真の①から⑥につきまして、令和5年7月3日朝の洪水発生時の写真で、地元住民より提供いただいた写真です。上部の③の写真と右側の④の写真、これが同一箇所で撮影したものです。被害の大きさがうかがえると思います。④の写真につきましては、農機具倉庫が浸水している状況です。

次のページ、資料6をお願いします。工事平面図になります。

全体計画が705.5メーターのうち、今回上流部の302.2メーターが施工範囲です。図面右側が上流部で、右から左に向かって河川が流れています。濃い赤色が護岸ブロック積みで、自然石を用いたスロープ式の落差工を2か所設置しております。

次のページ、資料7をお願いします。横断図及び構造図になります。

横断図について、通常の災害復旧事業であれば、赤色破線のような原形復旧となります。今回の事業は用地買収を行い、青色実線の位置に護岸工を設置し、河川の断面を拡大するものです。拡大幅につきましては、下流部に県管理の復旧計画もあることから、県と調整を行いながら計画しています。構造図については、2か所設置する落差工の断面図です。

以上です。よろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第73号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号「工事請負契約の締結について（五老ヶ滝川河川災害関連復旧工事）」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11 議案第74号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事（第二期））

**○議長（藤澤和生君）** 日程第11、議案第74号「工事請負契約の締結について（山都町運動公

園中央グラウンド整備工事（第二期）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、平岡哲也君。

○生涯学習課長（平岡哲也君） 議案第74号について説明いたします。

議案第74号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

工事番号、R 7 教生工第1号。

工事名、山都町運動公園中央グラウンド整備工事（第二期）。

工事場所、上益城郡山都町長原地内。

工事金額、1億4,778万2,800円、税込みです。

契約相手方、上益城郡山都町上寺1666-1、株式会社協信総業、代表取締役、高畠博史。

契約の方法、指名競争入札。

令和7年6月12日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。工事請負契約概要です。

1から3は省略します。入札年月日から御説明いたします。

入札年月日、令和7年5月28日。

財源内訳、全体で1億4,778万2,800円。そのうち助成金7,744万5,000円、これはスポーツくじ振興助成金です。起債7,000万円、過疎対策事業債を充てることとしております。一般財源は33万7,800円です。

次に、工事内容です。中央グラウンドの最終的な整備となります。

グラウンド・コート整備について説明いたします。グラウンド・コートの舗装工として黒土の舗装、野球の内野部分と考えていただくとお分かりかと思いますが、2,698平方メートル。真砂土舗装部分、一般部分ですね、残りの部分です。1万1,655平方メートル。また、施設整備工として、バックネットを2基設置いたします。高さ6メートルを一つ、高さ10メートルを一つ、また、ダッグアウトを2基、本部席を1基、それぞれ設置をいたします。ファールポール高さ7メートルを1対、レフト、ライトフェアライン上にそれぞれ設置をいたします。また、グラウンドの周囲に防球ネットを設置いたします。高さが12メートル、総延長180メートルです。

指名業者は記載の12業者です。

資料2を御覧ください。公共工事請負仮契約書の写しです。

工期以下を説明いたします。

工期は、令和7年6月16日から令和8年1月30日まで。

請負代金、1億4,778万2,800円。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、株式会社協信総業は、おののの対等な立場

における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和7年6月3日、発注者、山都町長、受注者、株式会社協信総業、代表取締役、高畠博史。

資料3を御覧ください。入札結果です。

5月28日の開札で、予定価格が税抜き1億4,776万2,000円、最低制限価格、税抜き1億3,434万277円。12社を指名し、6社が辞退、6社から応札があり、うち1社が失格、株式会社協信総業が落札をしました。

資料4を御覧ください。位置図です。

今回の工事箇所は、山都町運動公園内に位置します赤丸の部分です。

資料5を御覧ください。配置計画図です。

図面中央より左側をAコートとしております。図面中央より左側Aコートのグレーで着色をしている部分が、黒土で舗装する部分です。野球グラウンドでいうと内野部分に該当いたします。残りのオレンジ色で着色しているところが真砂土舗装部分となります。Bコートの部分ですね。また、整備工として、高さ10メートルのバックネット1基をAコート側、図面の左側の端部分に、また、対角のBコート側、図面の右側に、高さ8メートルのバックネット1基を設置いたします。Aコート側から見てレフト、ライトのフェアライン上に、ファールポール高さ7メートルをそれぞれ1基、合わせて2基設置いたします。また、Aコートを囲むように高さ12メートル、総延長180メートルの防球ネットを設置いたします。また、Aコート側にダッガーアウトを設置いたします。本部席を黒土舗装部分のホームベースの後方に設置をいたします。

資料6を御覧ください。バックネットの詳細図です。

グラウンドのAコートが高さ10メートル、Bコートが高さ8メートルと、それぞれ設置をいたしますが、これは高さに違いがあるだけですので、この資料6の高さ10メートルの図面で説明をさせていただきます。

バックネットの上部は、ボールなどの飛び出しを抑えられるように、グラウンドの内側に対して45度の角度をつけて傾きをとっております。

資料7を御覧ください。ダッガーアウトの詳細図です。

ダッガーアウトとは、野球の一塁側と三塁側の両端に造られた選手などの控えの場所のことです、今回の工事では、ここにベンチを設置することとしております。

資料8を御覧ください。本部席の詳細図です。

ダッガーアウトと同じレイアウトで計画をしております。なお、本部席には観客等の移動が容易となるよう考慮して、ダッガーアウトに設けるような腰板は、ここには設置はいたしません。

資料9を御覧ください。左側がファールポール、右側がダッグアウトベンチの詳細図です。

ファールポールの高さは7メートル。なお、黒土舗装側から見たレフト側、ライト側のフェアライン上にそれぞれ設置をいたします。ダッグアウトベンチは幅1メートル70、縦が41センチ、高さが約40センチです。

資料10を御覧ください。スコアボードです。

アルミ合金製で、スコア部分は点数を張りつけるマグネットタイプです。チーム名の記入にはチョークを使用するタイプとなっております。場所はAコートグラウンド西側の黒土舗装部分のファーストベース側の本部席とダッグアウトの間に1か所と、Bコートにそれぞれ1か所設置をいたします。

資料11を御覧ください。防球ネットの展開図です。

設置場所は、グラウンドの南側と西側の端で、グラウンドから外へボール等が出ていくのを防ぐために設置をするものです。

資料12を御覧ください。掲揚台です。

フラッグポールの詳細図ですね、3本の掲揚台で中心のポールの高さが10メートル、両端の2本は高さ9メートルとしております。ハンドル式でフラッグの上げ下げを容易に行うことができます。主に国旗、町旗、また、大会旗、チームフラッグ等の掲揚を想定したものです。

資料13を御覧ください。ロゴマークの標識です。

今回の工事は、スポーツ振興くじ助成金を受けて整備いたしますので、設置が条件となります。所在する場所はAコートバックネット裏です。大きさは、縦40センチ、横60センチで、素材がアルミ樹脂の複合板となります。

最後に、資料14を御覧ください。現況写真です。

上段の写真が運動公園全景を上空から撮ったものです。下の段は中央グラウンドの全景です。赤枠で囲った部分が今回の整備の範囲となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第74号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** せっかく、中央グラウンドを掘ってやるんですけども、問題は、私が聞きたいのは排水対策ですよ。これで見る限り、クラッシャーランが15センチひいて、表土が10センチになってますよね。これで水はけのいいグラウンドになっとつかなと思って。水はけに関して、ちょっとどんなことをお考えか、聞きたい。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、平岡哲也君。

**○生涯学習課長（平岡哲也君）** お答えします。排水のことの御質問で、今、議員がおっしゃいましたように、路盤にクラッシャーラン、それから、表層に15センチの舗装をすることとしておりますが、グラウンドの中央から外側に向かって、0.5%の勾配をつけることにしております。傾斜があることで、雨水などはそこを流れていくイメージということで、排水対策は、それ

を行うということで考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事（第二期））」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第75号 山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第12、議案第75号「山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明いたします。

議案第75号、山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について。

山都町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月12日提出、山都町長。

提案理由です。選挙における投票及び開票関係の特別職の非常勤職員の報酬を改定することに伴い、山都町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

先般、令和7年第1回定期例会におきまして、選挙執行に際する投票管理者及び投票立会人等の報酬を、国が示す基準額に倣ったものに改定したく、報酬及び費用弁償条例の一部改正について提案し、議決をいただいておりましたが、今般、先月末に国の基準が改正されましたので、それを受け、改めて額の改定を行うものです。

次のページを御覧ください。条例改正文です。

別表第1の関係部分をそれぞれ改めるものとなります。

3ページ、4ページは新旧対照表です。

資料にて説明しますので、最後の5ページを御覧ください。

職名ごとに支給額等を示したものになります。下段が現在の額、上段の赤字が改正案となります。表の中ほどE列に示した赤字の額が実際に支給する額となります。その右の列に示していくとおり、1,100円から1,700円程度の増額となります。

資料戻り、2枚目を御覧ください。附則です。

施行日は、公布の日としています。現時点において、選挙の執行時期は未確定ですが、直近では7月に想定される参議院議員通常選挙から適用することとなります。

ちなみに、予算につきましては、既設予算の範囲内の調整が可能かと見込んでおり、補正の予定はございません。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第75号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号「山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 諒問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

日程第14 諒問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

○議長（藤澤和生君） 日程第13、諒問第1号、日程第14、諒問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて」は、関連しますので、一括議題とします。

町長の説明を求めます。

町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 諒問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年6月5日提出、山都町長。

1、意見を求める者。住所、熊本県上益城郡山都町北中島1688番地、氏名は渡邊尚子さんです。再任です。生年月日は昭和33年6月25日です。

諒問理由です。人権擁護委員の1名が、令和7年9月30日をもって任期満了となりますので、委員の候補者を推薦する必要があります。

これが、この諒問を行う理由です。

渡邊氏は、山都町北中島の方で、令和4年10月1日より人権擁護委員として、現在1期目を務められております。役場職員として長年にわたり精励され、行政事務や地域の状況にも精通され

ております。また、住民の信頼も厚く、人権擁護委員の役割についての理解もあり、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、ここに法務大臣へ2期目の再任推薦をしたく、意見を求めるものでございます。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年6月5日提出、山都町長。

1、意見を求める者。住所、熊本県上益城郡山都町長崎878番地2、氏名は深田隆浩さんです。新任です。生年月日は昭和39年4月29日です。

諮問理由です。人権擁護委員の1名が、令和7年9月30日をもって任期満了となりますので、委員の候補者を推薦する必要があります。

これが、この諮問を行う理由です。

深田氏は、山都町長崎のほうで、過去に山都町教育委員として精励され、教育行政、地域の状況にも精通されております。また、住民の信頼も厚く、人権擁護委員について深く理解されており、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、ここに法務大臣へ推薦をしたく、意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 諮問第1号と第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて」は、原案に同意する旨答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて」は、原案に同意する旨答申することに決定いたしました。

諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて」は、原案に同意する旨答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて」は、原案に同意する旨答申することに決定いたしました。

---

## 日程第15 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第15、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の

継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申出がありました。

当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。令和7年第2回山都町議会定例会を閉会します。

---

閉会 午後1時40分

令和7年6月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第1号	令和6年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	6月5日 報告済
報告第2号	令和6年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について	6月5日 報告済
報告第3号	令和6年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について	6月5日 報告済
報告第4号	株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	6月5日 報告済
報告第5号	一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	6月5日 報告済
報告第6号	有限会社「清和資源」の経営状況について	6月5日 報告済
議案第58号	専決処分事項（令和6年度山都町一般会計補正予算第8号） の報告並びにその承認を求めるについて	6月11日 原案可決
議案第59号	専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めるについて	6月11日 原案可決
議案第60号	専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めるについて	6月11日 原案可決
議案第61号	山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について	6月11日 原案可決
議案第62号	山都町すぐすく子育て支援住宅条例の一部改正について	6月11日 原案可決
発議第63号	山都町空家等対策の推進に関する条例の制定について	6月11日 原案可決
議案第64号	令和7年度一般会計補正予算（第1号）について	6月12日 原案可決

議案第65号	令和7年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	6月12日	原案可決
議案第66号	令和7年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	6月12日	原案可決
議案第67号	令和7年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	6月12日	原案可決
議案第68号	町有の組合委託林立木の処分について	6月12日	原案可決
議案第69号	財産の取得について（山都町リモート窓口システム導入）	6月12日	原案可決
議案第70号	工事請負契約の締結について（通潤橋屋外通路新築工事）	6月12日	原案可決
議案第71号	工事請負契約の締結について（通潤橋らせん階段新設工事）	6月12日	原案可決
議案第72号	工事請負契約の締結について（通潤橋飲食施設新築工事）	6月12日	原案可決
議案第73号	工事請負契約の締結について（五老ヶ滝川河川災害関連復旧工事）	6月12日	原案可決
議案第74号	工事請負契約の締結について（山都町運動公園中央グラウンド整備工事（第二期））	6月12日	原案可決
議案第75号	山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について	6月12日	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	6月12日	原案同意
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	6月12日	原案同意
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	6月12日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員